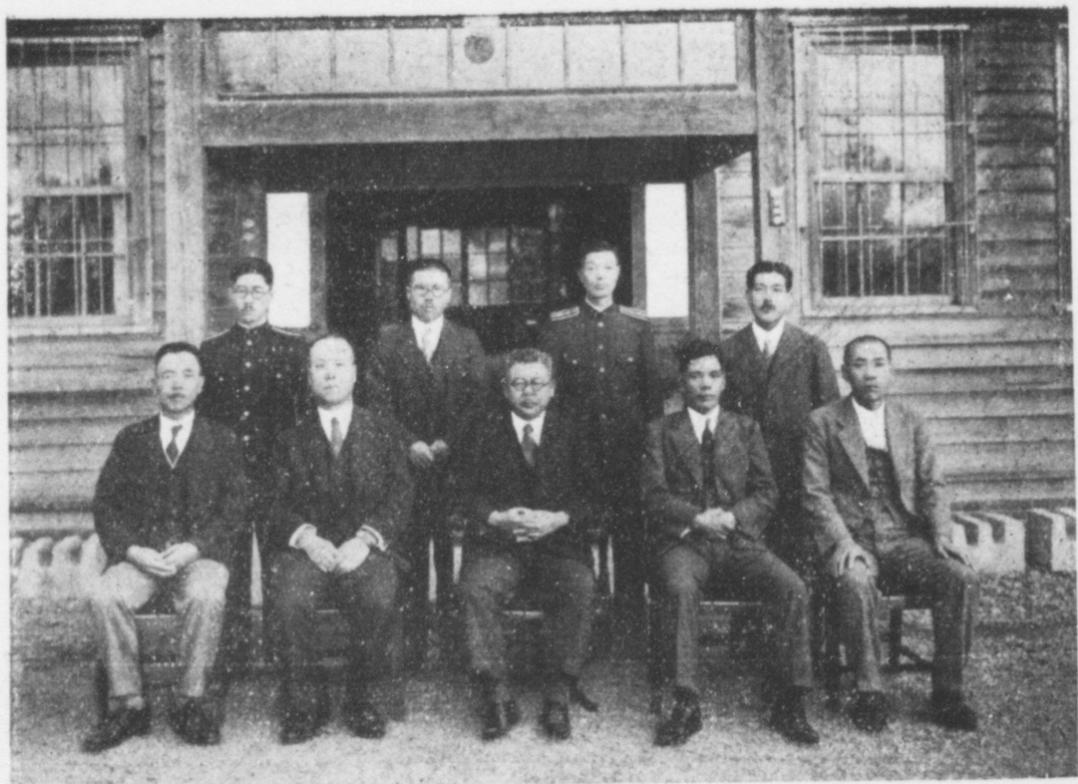


刑 政

第 一 十 號 第 一 十 五 卷

卷 頭 言	日 沖 憲 郎	二
少年福祉より見たる斷種論の文化的意義 (二)	市 川 秀 雄	四
明治年間 監獄作業變遷概觀 (二)	辻 敬 助	三
英國のポースタル・システム (六)	R・ジューフェルツ	三
刑務官の職務教育		四
戰時統制經濟に就て	高橋龜吉(談)	五
行刑と銃後活動 (週報より)		六
彙報		七
<input type="checkbox"/> 第十二回刑務教誨研究會開會式及閉會式 <input type="checkbox"/> 東京拘置所見學の記 <input type="checkbox"/> 收容者有志獻納海軍飛行機命名式 <input type="checkbox"/> 陣中便り		八

財團法人 刑務協會 發行



視巡所支廣帶長局刑行山秋



式名命「號誠至」號三九一第國報機納猷志有者刑受
長所川吉目人三りよ左(理代臣大)官次本山讀郎辭祝

刑 政

十一月號

第五十一卷
第十一號

感謝狀

今次事變ニ際シ
國防充實ノ趣旨ニ
依リ献金ヲ辱フニ感
謝ニ堪ス茲ニ深厚ナル
謝意ヲ表ス

昭和十三年一月

海軍大臣米内光政

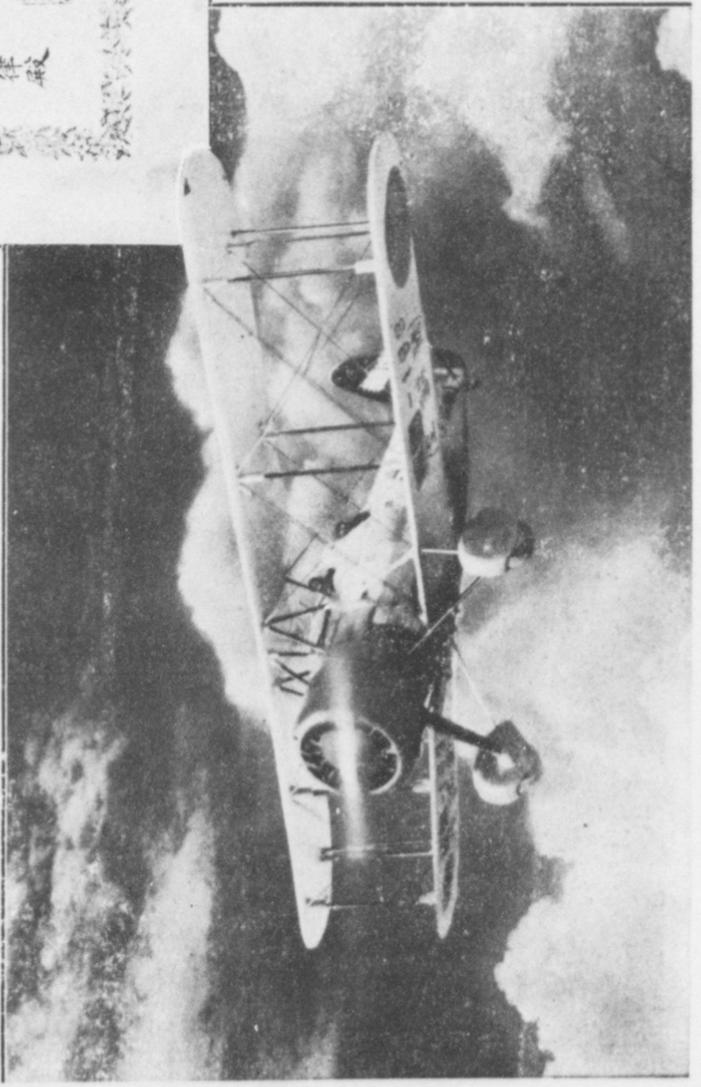
全國收容者有志同
代表豊多利署所長吉田律殿

上・ 一月十七日米内海相の
献金感謝狀

下・ 献納機報國第一九三號
「至誠號」
〔艦上爆撃機〕

全國收容者有志一同からの
献納機は陸軍の分だけは既
報の如く去る五月三十日命
名式を了したが海軍の分も
愈々十月十五日その名も清
く報國第一九三號「至誠
號」として、その舉式を行
つた。

(本文記事参照)



刑務官の教育問題

近く二週間の會期をもつた第十二回刑務教誨研究會が多大な收獲を期待されて閉會式が擧げられ、九月から開所されてゐる第三十回刑務官練習所の講習は剩すところ二箇月の期間を控へて今や酣である。偶々本年は國際刑法及刑務委員會の數年に亙つて調査しつつあつた「刑務官の職務教育」に關する問題がフロレンス會議に上程されて、その決議の結果が覺書の形式で公表されるに至つた。茲にゆくりなくも我が國における刑務官の教育問題が國際的關聯において思ひ浮べられるのである。

惟ふに、あらゆる職務教育はその達せんとする目的によつて條件付けられてゐる。そのことはもとより行刑の分野にも相通する。行刑の分野にあつて眞にその名に値する人物を得ようとするならば、適切な教養訓練を受けた人を要することは無論である。だが、そのやうな人はいかにして得られるか。このためには特に教育のために設けられた學校的設備乃至制度を要するか、それとも優れた實際家を上に乗く刑務所の實踐においてこれを造つて行くか。此の二つの方法は永く相争はれて來たのである。しかるに、一八七八年のストックホルム會議においては此の問題が看守に關して採り上げられた。その會議は明らかに宣言してゐる。看守は確定的に任用されるに先立つて理論的および實際的教育を受けることが望ましいと。しかしながら、此の問題は今日さらに押し擴げられねばならぬ。ひとり下級の職員のみならず、上級の職員にも及ばねばならぬ。問題を肯定するか、それとも否定するかといふ時期は過ぎてゐる。今やこれをいかに實際の上に實現して行くかといふことが當面の課題なのである。

一方事態は一八七八年以來全く推移してゐる。自由刑に關する觀念はその間に重大な進化を歴してゐる。

一般豫防乃至威嚇の觀念は後方に退いて、犯罪者に關する科學的研究と行刑の實踐は古典學派の主張が増大しつつある犯罪者の前にいかにも無力であることを證明するに至つた。特別豫防と従つて犯罪者の改善を標榜する新しい自由刑の觀念が登場して來たのである。

かやうにして既に一九三〇年のプラグ會議においては此の觀念が全く支配的であつた。そこでまた、同會議に上程された諮問とこれに對する決議には無論格段の進歩が見られるのである。すなはち、刑務職員の科學的職務教育をいかに組織すべきかとの問に對して、その決議は數項に亙つて答へてゐるのであるが、その冒頭に先づ一切の刑務職員はその職務のために特別の教養訓練を受くべきものであり、上級の職員は特に高度の科學的教養を有すべきことが掲げられてゐる。今回國際刑法及刑務委員會の手によつて公けにされた覺書は此の後を承け、刑務官の職務教育についての國際的に推奨すべき大綱を示してゐるわけである。

近時朝野において司法官の再教育の問題が論議されてゐる。謂ふところの再教育の目標と内容とは必ずしも明らかでないかのごとく見える。しかしながら、もし本來の職能を全くせんがための一層の教養訓練を意味するならば、再教育を要するものとして刑務官と雖もその例に漏るべきではない。果してしからば、いかにしてこれを實行し能ふか。いかにその制度を立つべきか。屢々制度にあらずして人なりといふことが語られる。逆説的に響くが、しかし一方人を造るのもまた制度であるといふことがいはれねばならぬ。國際的に承認された提案として頂門の一針たるべき國際刑法及刑務會議の覺書につき大方の注意の喚起を冀ふ所以である。

昭和十三年十月下浣

日 沖 憲 郎

少年福祉より見たる斷種論の文化的意義 (二)

——特に世界觀との關聯に於いて——

市川 秀雄

- 一、はしがき
- 二、少年犯罪防止策としての斷種
- 三、少年保護と優生學的斷種 (以上十月號)
- 四、少年助長と優境學
- 五、斷種の發生史的考察 (以上本號)
- 六、現代の世界觀と斷種
- 七、生の哲學より見たる斷種
- 八、むすび

四

以上の如き徹底せる豫防主義に基く少年保護の實行の下に出生し來る少年は、大體に於いて、正常少年であるべき筈である。但し、胚種損傷 (Keimschädigung) と受胎後の胎兒損傷 (Fruchtschädigung) (例へば、アルコール又は梅毒等による) によつて心身異常兒が生ずること多きことを注意せねばならぬ。然らば、此の精神的—身體的に

正常である少年に對しては、如何なる保護が行はるべきであらうか。徹底せる豫防主義に基く少年福祉保護は正常少年の保護を要求する。

反社會的の少年及び精神的、或は、肉體的異常少年、即ち、非社會的の少年の保護の必要なることは言を俟たない。然し、正常少年の保護、即ち、所謂少年助長 (Jugendwohlfahrtspflege) は、より多く必要であると私は思ふ。

抑々、我が邦に於ける少年の司法保護は、近時社會的認識が深められ、司法保護事業の一部として實績を擧げて居ること前述の如くである。之に反して、精神的、肉體的異常の少年に對する社會的保護に就いては、多少の社會的保護立法がなされては居るが頗る消極的で、社會的保護としては殆んど言ふに足らぬ。それは多く、個人的社會事業家の慈善的行爲、或は、宗教的團體の博愛思想の施設に委せられてゐるといつてよいであらう。さればこそ、いよいよ、現在に於いて優生學的斷種が必要とせられるのである。要するに、精神的、身體的異常少年の社會的保護といふことは、餘り深く認識せられて居ないか、然らずんば、人道的に認識はせられて居ても、その社會的實踐乃至社會的施設は極めて消極的でしかない状態である。

然し、それにも増して遺憾なことは、我が邦に於いては、正常少年の社會的保護、即ち、獨逸國少年福利法 (Das Deutsche Jugendwohlfahrtrecht) に於ける所謂少年助長といふことが、一般には、未だ殆ど深き認識の下に立つて居ないやうに思はれることである。(註一)

いま、獨逸國少年福利法草案理由書に述べられてゐるところを聴くに、次の如くに叙述せられてある。曰く、『少年助長と少年保護とは、相互に牽聯錯綜し、其の區別は、單に觀念上、理論上、之を認め得るに止まつて、實際上、兩者の間に確固たる限界を認め難い。少年助長を少年局の活動範圍から除外することは、夫れ自身、少年に二大種別を生ぜしめ、其の一方に於いては卑屈退嬰の心を、他の一方に於いては自負心を喚起する危険を孕ましめる。其の結

果は教育的立場より見て、少年保護の任務遂行を著しく困難ならしめるに至る』と。斯かる見地に基づいて、獨逸に於いては——ナチス獨逸に於いても此の見解は採用せられた——汎く少年保護に對する指導精神は、次の二つより成り立して居る。即ち、一は犯罪乃至不良少年及び異常少年の保護による社會的復歸 (Resozialisierung) であり、他は正常少年に對する少年助長である。

此の指導精神に於ける二つの分野に於いて、各々の少年保護は、初めは平行的に實踐せられて居たのであつたが、最近に於けるナチスの積極政策の現はれと、且つ國家的必要性とは、正常少年の保護、即ち、少年助長により多く意を用ひしめるに至つたのである。惟ふに此の如き傾向は、ナチスの積極政策或は國家的必要性からのみ理解せらるべきでなく、正常少年の社會的、國家的價值が、正當に、國家、社會から認識せられて來たからである。ナチス獨逸に於いて、如何に正常少年の福祉保護、即ち、少年助長の方策が尊重せられて居るか、それは、ヒットラー・ユーゲントへの全幅的指導をなしつゝある國家的經營の現状を見れば、直ちに首肯せられるところである。(註二) 更に、前記「少年の勞働時間及少年勞働に關する法律」の前文に、『總べての少年を精神的且つ身體的に健全に教育することは國家的必要事であり、且つナチスの義務である』と掲げられてあることによつても明瞭である。ナチス獨逸の此れに呼應するものか、ファシスト伊太利に於いても、『少年教育はさらに種族の維持と發展のファシスト精神に役立つ』と叫んで居る。(註三) 要するに、我が邦に於いては、未だ深き認識を得ては居らないが、少年助長が如何に重要であるかは今日最早や明白である。此の重要性明白となつた少年助長に對して、吾々は如何なる手段をとるべきであらうか。以下少しく、身心異常少年出生防止としての優生學的斷種と關聯して之を考察しよう。

抑々、人種衛生學 (Rassenhygiene) には二つの條件がある。即ち、一は內的條件であり、他は外的條件である。而も、此の二つの條件は人種改善には共に必要な條件であるが、內的條件、即ち、種性の改善の方が重要であり、

人種改善には先決要件であると優生學は教へるのである。換言すれば、後述の優境學より種性の改善の方が急務であるとして、優生學的斷種が今まさに高調せられてゐるわけである。而して、優生學的斷種は精神的、或は、身體的異常少年——その大半は悪質の遺傳的病氣に原因する——の出生を阻止し、少年の質的低下を積極的に防止し、消極的に質的向上を促進すること前述の如くである。

然し、優生學的斷種は種性 (茲では少年の) の質的低下を阻止することには積極的に作用するが、その質的向上を促進することに於いて、實は甚だ消極的である。是れ實に、優生學的斷種が消極的人種改善學 (negative Eugenik) と呼ばれる所以である。(註四) 而して、優生學的斷種は消極的ではあるが、此の消極的人種改善、即ち斷種によることなくして、積極的な種性の改善は絶対に期待し得られない。それ故に、優生學的斷種は、消極的作用しか有しないが、然し同時に、種性の改善には、根本的な方策として、他の種性改善の方策に先んじて、その實踐の必要性が高調せらるゝわけなのであり、斷種論のみが、特にいままさに、論議せらるゝわけである。さうして、世界の國々で優生學的斷種を法律的に規定し、または、規定せんとしつゝある理由も之によるのである。然し、吾々は之とともに、さらに、積極的に、種性の質的向上を促進するために、積極的人種改善 (positive Eugenik) を考へねばならぬのである。(註五) さはれ、積極的種性改善といふことは、實は、人類の間に於いては、之を實踐すること、動物の場合に於けるが如く、しかく容易であり得ないのである。實際問題としては、それは、種々の理由により、非常に困難なことである。否な、それは、法律の強制を以てするも、永續的には、殆ど實行不可能であると思はれる。

されば、吾々は、積極的人種改善を考へることも、もとより必要であるが、優生學的斷種により改善せられたる種性が、更らに如何に發展を遂ぐべきか、或は、發展が可能なるかは外的條件の如何に存して居ることを考へねばならぬのである。故に、さらに、今後の發展を可能ならしめるためには、外的諸條件の改善を企圖する必要がある。茲

に於いて、優境學、或は、外境改善學 (Euthenics) が創唱せられるのである。

いま、少年保護に就いて考察するに、所謂心身異常少年の出生に就き優生學的斷種により之を阻止し、少年の質的低下を積極的に防止した後には、殘餘の正常少年の質的向上の積極的促進を企圖せねばならぬが、それがために、當にとらるべき方策が、即ち、優境學による外的條件の改善である。詳言すれば、少年助長の方策として採らるべきは優境學による改善である。而して、茲に外的諸條件の改善とは、社會諸施設の改善、例へば衛生施設の改善等、或は、社會諸制度の改善等のみならず、汎く直接種性の改善以外のもの、改善を意味する。之を端的に例示すれば、ヒットラー・ユーゲントの實行し居る如き方策が凡べて之である。要するに、少年助長のためには、優境學が考へられねばならぬのである。(註六)而して、少年の犯罪は、その内因性によるものよりも、寧ろ外因性によるもの多きこと、すなはち、少年の犯罪性の獲得には外因的原因(主として環境)がその主たる原因として認識せられることが肯定せられるならば、此の點からも外的條件の改善、即ち外境改善といふことが重大な價值をもつて來ることが考へられるのである。

扱て、由來、優生學と優境學とは互に相俟つて人種衛生學を構成し、其の職能及び目的に於いて交互に關聯し、補完し合ふべきものである。然るに、輓近遺傳學の發達が惡質遺傳の如何に怖るべきか、また、従つて、種性の改善の如何に重要にして、忽諸に附すべからざるかを教ふるや、優生學的斷種を論ずる者、動もすれば優生學的斷種を以て、人種衛生上絶對唯一のものとなして、優境學による外的條件の改善を輕視するが如くである。斯の如きは、恰も、最近の少年犯罪の激増によつて、犯罪少年乃至不良少年の數多きに驚かされたる社會が、犯罪少年の保護に急いで、所謂少年助長を輕視したのと同様の謬りに陥るものと考へる。

要するに、少年の司法保護、或は心身異常少年の社會的保護も大切であるが、少年助長も輕視せらるべきでない如

く、優生學的斷種の重要である如く、優境學的外的諸條件の改善も、また、輕視せられてはならない。されば、一九三五年にベルグラードで開かれた第一回ユーゴ・スラヴィア少年保護協會會議 (Der I. Kongress der Jugoslawischen Vereinigung für Kinderschutz) に於ては、その會議の第四の決議として可決されたるものは次の如くである。

その決議に曰く、『健康なる少年を保護するの努力は健全なる少年より遺傳的疾患の負因ある少年を隔離すべし』と。而して、其の第六の決議に曰く、『子孫の價値は兩親の遺傳素質に關係してゐる。少年が良き遺傳素質を獲得するときは、少年の發育に貢献し、發育を阻害する諸力の影響を防止する外部的諸作用に依つて、少年は必ずや、益々發育せしめられる』と。(註七)右の第四決議及び第六の決議の後段は外的條件、即ち、外境の改善の少年保護、特に少年助長に必要なことを宣言したものである。

なほ、附言することを許さるゝならば、ユーゴ・スラヴィアの少年保護會議に於いては、その論議せられた問題のうち、特別に興味を以て迎へられたのは「優生學と少年保護」(Eugenik und Kinderschutz)の問題であつたといふ。(註八)此の事實は、少年保護と關聯して優生學或は優生學的斷種論が如何に切實に考へられねばならないか、さうして、また、それが彼の國に於いては充分なる認識の下に事が考へられて居るかを物語つてゐるものと私は考へる。

私は前述の二つの決議のほか、同會議のなした右に關する決議のうち、重要なものを摘記して、少年保護と優生學の關聯の必要性を高調して、さらに、論旨を進めたい。(註九)

同會議第一の決議に曰く、『少年保護は、その目的及びその方法の應用に於いて、優生學の原則から指導されねばならぬ、優生學の目的は、人種の良好なる特性を維持し、その特性を遺傳の經過に於いて改善することに存する。それ故に、優生學は國家から最高の價値ある一の問題として認められねばならぬ』と。第二の決議に曰く、『國家は健

全なる両親からの多数の子供の出生を促進すべし。同時に、科學的に認められたる方法により、異常なる、又遺傳的疾患にかゝる少年の増加を豫防するを要する』と。(註一〇)

第八の決議に曰く、『少年保護の法律は、總べての社會的法律と同様に、優生學の原則に従つて完成されねばならぬ。結核、梅毒、其他總べての發育を阻害する諸力に對する衛生的處置が包括される』と。

要するに、少年は吾々の民族の一環であり、次代の國家、社會を擔ふべき根幹である。さうして、吾々の民族的文化の維持と發展の後繼者である限り、總べての少年は國家から保護せられ、精神的・肉體的に向上が企圖されねばならない。之を實踐することは、實に、少年に對する國家の責務とすら考へられる。國家は少年を犯罪から保護する、即ち、少年に對する司法保護を實踐すると共に、また一方、少年の福利保護を實踐しなければならぬ。私は、嘗つて、ナチスの少年保護を語つた際に、次の如く記したことがある。『ナチス國民福利 (Die nationalsozialistische Volkswohlfahrt) は全體的に生來健康にして教育せられ、且つ教養ある少年を目標とすると同時に、他方博愛思想 (Caritasgedanke) を基調とする各宗教團體及び其の機關に不具者、遺傳病者、其他非社會的者が保護されねばならぬことを原則として居て、其の指導原理の積極性に於いては、何等従前——ナチス獨逸以前——と變はりはないのである。然り而して、その一段の積極化として、なほ更に一九二六年に結成せられたヒットラー・ユーゲントの擴大と活動を私達は想起せねばならない。ヒットラー・ユーゲントは今や獨逸全國に其の團員男女合計八百萬を有するとせられ、その團員は殆ど十才以上十八才の獨逸の少年と謂はれてゐる。ヒットラー・ユーゲントは獨逸青少年省の指導下に全獨逸の前記少年の精神的並びに身體的の秩序的、統一的な教育及び訓練に遺憾なからしめ、以て少年の精神的、身體的向上發展の保護に缺くる所なきを期して居る。然かも、ヒットラー・ユーゲントは之のみに止まるところなく、更に少年を通じて獨逸の文化政策、社會政策の積極的形成の方面にまで、其の活動を擴大して働きかけて居ると

いふことである。私が本稿の冒頭に於いて、少年者の救済、改善、善導によつてのみ、眞の社會的福祉を招來し得るものであり、社會の改善、國家の發展、民族の文化的向上も究極的には少年の質的向上に俟つべきものであり、それ故に、それ等のことも根本的には、先づ少年のことから事が始められねばならないといつた理想が、今やナチス獨逸のヒットラー・ユーゲントに於いて遺憾なく實踐せられつゝあるのを見て、私は甚だ羨ましく思ふ』と。(註一一)

ナチス獨逸に於けるが如く、汎く少年保護が充分に認識せられるときには、少年に對する司法保護が大切であると言ふを俟たぬが、之と竝んで、少年福祉の保護として、心身異常少年、精神薄弱兒等の所謂非社會的の少年の救済——カリタス思想による個人的救済の外、國家的施設による救済——と共に、さらに、之に對する根本塞源の方策として、之等所謂非社會的の少年の出生を阻止して、少年の質的低下を防止するために、優生學的斷種が問題とせられねばならぬ。(註一二)(註一三) 前述の如く、民族といふ始源より永遠に互りての連環の一環たる少年が、その民族的文化の維持と發展の後繼者である限り、優生學的斷種論は、先づ、汎く少年福祉保護と關聯して考へられねばならない。さうして、其處に、その文化的意義と價值とが認識せられ、評價されねばならない、それに就て、いま、私は、優生學的斷種を實行したナチス獨逸に於ける「遺傳病的子孫防止の爲の法律」の立法理由書の中から、その一節を引用して私の評價に代へたいと思ふ。曰く、『既に、十數年來獨逸及び諸外國の遺傳學者達は警告の聲を高唱してゐる。極めて價値に富める相續財の、増加する一方の損失は、凡べての文化民族の非常な退化を結果せしめるに相違ない。それ故に、今日獨逸國民の廣範圍の人々から、遺傳病的子孫の防止の爲の法律の發布によつて、生物學的に低劣なる相續財を排除しようといふ要求がなされた。斯くて、産殖不能といふことは必然的に國民體質の漸次的精練と病的遺傳素質の選除の作用をする。精神病及び重い遺傳病的の擴大する遺傳を防止するためには、斷種は唯一の確實なる方法である。それ故に、斷種は來るべき次代の人々に對する最も深き愛及び豫めの配慮の行爲とせられなければならぬ。され

ば、遺傳病的子孫防止の爲の法律は當該遺傳病の家庭に對する一の眞に社會的なる行爲である』と。(註一四)

此の優生學的斷種の後に採らるべき少年福祉保護の次段の方策は、前述せる積極的人種改善の方策及び之と並んで、外境改善及び心身の發達を助成する少年助長である。(註一五)畢竟するに、所謂少年福祉保護をも含めた廣義の少年保護に於ては、少年の司法保護は勿論、優生學的斷種の方策、積極的人種改善のための方策、外境改善の方策、正常少年の心身發達の助長、即ち所謂少年助長の方策が、恰も一本の幹の如く、系統をなして實踐せられなければならない。換言すれば、此のことは文化的司法法と文化行政法の融合を要請することであり、司法と行政との密接且つ隔意なき協力と共助の實踐を要求するものである。もし、極言することが許されるならば、それは、概念上に於ける三權の區別乃至分立の存在は別として、政治の實踐に於ける三權分立主義の廢棄を要求するものである。即ち、それは三權對立とは反對に、三權の協力及び共助の要請である。(註一六)

今日以後の少年のみが、吾々の國家、民族の明日の輝ける文化の維持と發展とを吾々に約束するものであることが深く認識せられるならば、右のことは、今直ちに斷行せられなければならない。

(註一) 正常少年の保護、即ち少年助長の必要なることに就いては、私は拙稿「ナチス少年保護の指導原理と其の積極性」(「司法保護」昭和十三年第八號乃至第十號掲載)に於いて高調しておいた。

(註二) ナチス獨逸がヒットラー・ユーゲントの國家的指導に如何に慘酷たる苦心を拂ひ來つたかについては、H. Bim. Hitler-Jugend in einem Jahrzehnt, 1938 及び前掲拙稿参照。

(註三) F. Prisch, Das italienische Jugendgerichtsgesetz vom 20 Juli 1934, S.19

(註四) 『フランシス・ゴルトンから基礎づけられた概念である優生學は、ゴルトンにあつては「將來の世代の人種的個性を改善し、又は退化せしめ得る可能性ある凡べての機能の研究」であつた』(Stier-Somlo und Elster, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, II. Band, 1927, S. 362, Artikel, Eugenik und Recht) また、『優生學は物

理的見地に立つて淘汰及び順應に依つて、人種を改良せんとする。少くとも人種の頹廢(退化)を保護せんとす』(Stier-Somlo und Elster, Handwörterbuch, ebenda.) 即ち、ゴルトンの時代より優生學は積極的及び消極的に考へられて居たのであつた。

(註五) 積極的人種改善學は良素質のみの配偶を獎勵し、その良素質、即ち良種を積極的に後代に遺傳せんとするものである。優生學に於いて、積極的人種改善と消極的人種改善といづれに重きを置くべきかは、學說の岐るところである。優生學の始祖ゴルトンは前者を主張し、ラッセルは後者の急務なるを力説した。(永井博士「人性論」第三四四頁参照) 私も現在の差し當りに於いては、優生學に於ける消極的なそれ、即ち斷種を先づ急務なるものと考へる。

(註六) 積極的人種改善は人類の場合にはその實行の頗る困難なることを考へねばならぬ。

(註七) Zentralblatt für Jugendrecht und Jugendwohlfahrt, 1936, (27 Jahrg, Nr. 11.) S. 375.

(註八) Zentralblatt, 1936, S. 374.

(註九) 第一回ユーゴ・スラヴィア少年保護協會會議は一九三五年十一月三十日より同年十二月一日までベルグラードで開かれた。その會議の詳細は前掲 Zentralblatt, 1936, S. 374 ff. Eugenik und Kinderschutz in Jugoslawien に掲げられてある。

(註一〇) 此の決議の前段は積極的人種改善を目的としたものとして注目せらるべきである。

(註一一) 前掲拙稿、「司法保護」第十號所掲。

(註一二) 斷種が刑事政策的に役立つこと寡いことは前述した。(但し、一九三五年のベルリンで開かれた第十一回國際刑務及刑法會議に於ける第三部會「豫防」の第一問、斷種に關する咨問に對する決議中、優生的理由に因る強制斷種は豫防方法として推奨すべきである。斷種に因つて不正常者の數が減せられることになる。その不正常者の間

に多くの犯罪人があるとすることは注意せらるべきである。牧野博士「刑法研究」第六卷第四九七頁参照）従つて、少年の司法保護は別に自らその方策が考へられねばならぬ。例へば、前記第十一回國際刑務及刑法會議第四部會「少年」に於ける第一問、少年裁判所に對し、ひとり墮落した少青年に對するばかりでなく、なほ、道徳上危険な地位にゐる少青年に對しても、處分を言渡し得ることにするのは適當なりや。少年裁判所は、なほ、責務を完うしない両親に對し親權の喪失を決定すべきではないか」といふ諮問に對し、答申決議として、少年裁判所にはかやうな權限を付與すべきである。なほ、社會的豫防の特別な組織が活動すべく、それが裁判所と緊密に協力せねばならぬといふ要旨の決議（牧野博士前掲第四九九頁参照）等、或は少年の環境の整理改善或は家事審判制度の確立等の方策が差し當り考へらるべきであらう。

(註一三) 獨逸には不具少年、遺傳病的少年、その他非社會性ある少年のための「Deutscher Caritasverband」なる保護團體がある。右 Deutscher Caritasverband では其の代表者ジョセフ・ベーキング博士(Dr. Joseph Beeking)の編纂にかゝる Das Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt und die Caritas. なる紀念論文集を一九二三年に出版し、少年保護には汎くカリタス思想の不可缺にして、且つ重要なことを高調してゐる。(J. Beeking, Das RJWG. und die Caritas. 1923. S. 4.) なほ、少年保護とカリタス思想に就きては拙稿「少年法に於けるカリタスとユスチチア」(「少年保護」第二卷第七號以下)参照。

(註一四) Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler, Heft 3. (1933) S. 637ff.
 (註一五) 但し、積極的人種改善の實踐としては非常な困難を伴ふことは前述の通りである。
 (註一六) 一時、行政の優位といふことが喧しく高調されたが、行政の優位といふことは政治的理想ではない。立法、司法、行政の三權は飽くまで密接に協調、共助が行はれなければならない。

以上の敘述に於て、優生學的斷種の少年保護と關聯して必要なる所以を論じた私は、以下さらに、優生學的斷種の是認は如何にして社會的に理由づけらるべきであらうか、また、それが斷種法として制定せらるゝとき、之を如何に考察すべきであらうかを考へてみたいと思ふ。惟ふに、斷種は、それが強制斷種である場合には、個人の自由が侵害せらるゝこと甚だしいとせらるゝのである。従つて、エルスターもいふ如く、社會科學と生物學との境界から出發して居る一の概念であり、事象複合である優生學——隨つて、之から出發する斷種論——は法律にも重要な關係を持つてゐるのである。(註一) 即ち、優生學的斷種は、科學と社會と、さうして、法律の見地から考察され、事が解決されなければならぬ。それは、法律的には個人の自由との關聯に於いて妥當なる解決を如何にして可能ならしむるかゝ問題の重點となつて來る。

五

優生學的強制斷種は、或る一部の人々に、その個人的自由が之に依つて束縛せられること、また、之によつて個人的自由が不必要に侵害せられることが怖れられてゐる。(註二) 然し、斷種法は、さらに、いま、科學的に、社會的に、法律的に、その濫用が極度に怖れられてゐる。(註三) 而して、それは慥かに理由のあることでもある。その濫用は、また、少年を保護する所以でもないこと勿論である。

優生學的斷種の是非、即ち科學的にその證明が嚴正を缺いて居るとか、不完全であるとか、要するに、未だ科學的——特に遺傳學的に、遺傳生物學的に——に充分検討せられてゐないといふ批難の是非、或は、科學の濫用か否か等に就いての論議は、之をその道にたづさはられる人々に委かせやう。(註四) 優生學的斷種の社會的問題性と法律的問題性とに就いては、之を社會理性的に考察し、闡明することによつて、斷種立法の濫用と弊害とは——少くとも或る程度——回避せられると思ふ。さうして、斷種法の社會理性的考察が、斷種と少年保護との關聯の考察の次に、

私に與へられた仕事である。

私は、私に與へられた右の仕事を始めるに先きだつて、少しばかり、優生學的斷種の歴史をそれに關聯して極めて簡単に顧みることにした。

元來、優生學的斷種 (eugenische Sterilisation) (以下單に斷種と省略する) の思想は人種改善又は民族衛生的思想に源を發する。而して、人種改善、或は民族衛生的思想が、科學的に、明確に認識せられたのは近代に至つてからのものであるが、然し、その思想發生史的には頗る古い歴史を有する。

ヘンチヒ教授の述べられるところに依れば、人種改善的思想は、既に、ギリシヤの古に遡ることが出来るといふ。(註五)まことに、アリストテレスも其の "Politik" (VII. 14) に於いて、優生學的研究を披瀝して居る。(註六)また、プラトニーに於いても "Politeia" によつて此の思想を窺ふことが出来るといふ。(註七) 即ち、プラトニーは民族優生的思想として「國家の洗滌」を唱へ、恰も牧畜家が惡種を芟除して、良種を保護するやうに、國民も亦其の民族の洗滌を怠らないやうにしないと、其の國家は民族の腐敗によつて滅亡を免かれまいと説いたのであつた。(註八)さらに、スパルタの傳説的立法家として有名なリクルグス (Lykurg od. Lykurgos 884 v. Chr.) の法典によると、規定の年齢に達せざる男子若は低能なる婦人が結婚した場合には刑罰を科してゐる。(註九) そのほかに、スパルタでは畸型兒や虚弱兒は容赦なくテイゲトスの谷におとしたといふことであり、さうして、所謂スパルタ式教育を一般男女少年に施したことは汎ねく人の知るところである。

然し、斯の如き民族、優生的思想は、ギリシヤの昔スパルタ以前、既に、石器時代の未開の蠻民族の間にも存したのであつた。即ち、オツペンハイムの報告によると、北部オーストラリヤの土人の間には優れて強健なる者を除く外、男性の悉くに、極めて素朴なる一種の斷種的手術が石器を以て行はれた。所謂「ミカ」("Mika") の手術が之であ

る。(註一〇) 男性に對する近代的斷種の手術 (Vasectomy) は——女性に對する近代的斷種の手術 (Salpingectomy) は男性に於けるより早く發達して居た——一八九九年にアメリカ合衆國インディアナ州の一監獄醫エツチ・シー・ンアーブ (Scharp) によつて、偶然の機會に發見されたといはれるが、此の「ミカ」の手術が既に石器時代から行はれたといふことは斷種思想の發生史上注目すべきことである。(註一一) さうして、此の「ミカ」は或は宗教的儀式として行はれたとも、或は産兒制限として行はれたとも謂はれる。(註一二) 然し、之は外敵と戦ひ、他民族と闘つて民族の滅亡を防ぐ種族保護の必要より出た、強健な、有能なる子孫を遺さんと欲する民族意識よりする優生思想より行はれたものなること明白であると思ふ。(註一三)

洵に、古代の自然界には、より強きものを「正しきもの」とする不文律が支配して居た。より強きこと、より力強きことは、此處では、同時に、より健全なことである。この不文律を民族は貫徹する。否な、民族は之を貫徹せざるを得ないのであつた。(註一四) 而して、此の「ミカ」は明らかに「去勢」(Kastration) にあらずして、「斷種」(Sterilisation) であつたことを注意すべきである。(註一五)

それは兎もあれ、斯の如く、古代石器時代にあつても、或は、未開野蠻の民族の裡にあつても、民族意識の自覺せられ、その意識の旺勢なところには斷種——勿論それは、極めて幼稚、素朴な方法に於いてはあつたが、——が行はれて居たことを知り得るのである。すなはち、斷種の歴史は民族意識の自覺とともに始まり、その起源は極めて遠く、古きことを知り得るのである。

近代の斷種思想及びその方法は、古代のそれとは異り、甚だ文化的であり、科學的であり、より自覺的であることを特徴とする。即ち、近代のそれは、單なる民族意識に基くのみでなく、民族文化意識に基くものであり、従つて、古代のそれの如く、たゞ身體的強健性を子孫に遺傳することを主たる目的とせず、精神的優秀性をも子孫に遺傳せし

めんとする。而して、古代のその如く、漠然たる遺傳的思想にあらずして、近代のそれは、輓近の遺傳學に基く、充分なる科學的認識の下に、所謂消極的人種改善の方法として優生學によつて創唱せられたものである。(註一六) 斷種の手術の方法も古代の如く非科學的ではなく、近代のそれは、Yosectomie, Salpingetomie ともに、充分醫學的に承認せられた方法であるといふ。

その斷種の目的は、現代の差し當りに於いては、民族の人種的改善によつて——人類全體の種性改善を目的とする——が理想であるが——民族の身體的・精神的の質的低下を防止すると共に、質的向上を圖り、國家、社會の福祉を増進し、文化的向上を圖らんとするにある。古代の斷種の如く、單に民族の身體的の質的低下の防止、外敵に對する民族維持の必要上のためのみを目的としたのとは異り、積極的に文化的意義と價值とを有するものである。

斯の如く、近代の斷種が、民族改善を目的とし、文化の向上を企圖せんとして、それが、民族、國家、社會を對象とする限りに於いて、それは科學論のみならずは勿論、單なる社會問題に止まらず、事は民族、國家の問題に關係し、さらに文化の問題に關係して來る。然かも、また、被斷種者として、個人を對象とする限り、個人の自由が尊重せられる近代に於いては、對個人の自由の問題でもある。それ故に、それが、さらに斷種法案乃至斷種法として立案せられ、立法せられるときには、法律問題として法律的思想の裡を通り過ぎねばならない。それは、現代に於いては、一般には全體對個の問題として、法律的思想の對陣の裡に相見えることになる。畢竟するに、斷種論は近代思想のすべての葛藤の眞只中に置かれてゐる。従つて、斷種論に就いては、種々な、おのおのの方面から賛否の論議がなされるのである。それ故にこそ、次に考察せんとする社會哲學的思索の必要がより多く重要となつて來るのである。

(註一) Stier-Somlo u. Eisler, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft. II. Band. S. 362.
 (註二) 木村教授「ナチスの刑法」(我妻教授編「ナチスの法律」所收第二六〇頁)

(註三) 木村教授「斷種立法に關する法律上の諸問題」(國家學會雜誌第四九卷第六八九頁) 同、「民族革新と法律の精神」(前掲第四四頁)

(註四) 斷種については、その根本的前提たる精神的缺陷の遺傳は事實なりや、また、遺傳素質所有者の認識が確實に可能なりやといふ遺傳生物學的問題につき、世界の學者間に意見の對立がある。特にヴェルヴェツクとリュウデインの學說的對立につき木村教授「斷種」前掲第七頁以下參照。

(註五) H. Hentig, Eugenik und Kriminalwissenschaft. 1933. S. 5. ناه، 斷種の歴史に就いては、H. Hentig, Die Strafe. 1932. S. 231 ff. 參照。

(註六) H. Hentig, a. a. O. S. 13. 青木嚴氏譯「アリストテレス國家學」第二九七頁以下特に第三四二頁參照。

(註七) H. Hentig, ebenda.

(註八) 永井博士「生命論」第三五二頁

(註九) Plutarch, Lykrug. 參照。

(註一〇) 永井博士前掲第三五六頁

(註一一) 小野博士「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫其の他」第三三八頁參照。

(註一二) 永井博士「人性論」第六五頁に於いては此の説を採らる。

(註一三) 永井博士も「人性論」第六五頁に於いては産兒制限のため行はれたかとせられたが、「生命論」第三五六頁以下に於いては本文と同様に改説せられて居られる。

(註一四) Gercke, Rasse und Recht. (H. Frank, Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung. 1935. S. 11.)

(註一五) 「ミカ」の被手術者は性交はなほ可能であつて、陸外射精によつて産殖不能なる點より見ても、それは去勢に

あらずして、斷種であること極めて明らかである。その手術の詳細は茲に明記することを敢へてなさぬ。

(註一六) 優生學的斷種が優生學より出たこと明白であるが、優生學の創始者はフランシス・ゴルトン (Francis Galton) であるとせられる。彼は一八六五年に「遺傳的才能及び性格」なる一論文を發表し、始めて、一般遺傳の理法を人類に適用し、人種の改良を圖らねばならぬことを論じた。そして、彼の建議によつて、ロンドン大學の生物測定學教室内に人種改善學教室が設けられたといふ。これが優生運動の發軔である。歐洲大戰後、獨逸に於いて優生運動が盛んとなり、特に、ツヰイカワの醫師ボエーテルス (Boeters) が一種の斷種法案、所謂 Lex Zwickau と名づけられた「手術的處置による無價値なる生命の防止」(Die Verhütung unwerten Lebens durch operative Massnahmen) に關する法律案の成立に努力したことは人の知る所である。

訂正

前號第一六頁の(註一〇)の挿入個所は誤りに付、次の如く挿入個所を訂正する外、第十六頁末行より第一七頁第一行及第二行の文章を次の如く訂正する。而して、斷種の方法も何等危険のないものであるとせられる。(註一〇)なほ、斷種の濫用に對する危慮につきては、例へば、ローデワルドは次の如く曰つてゐる。曰く、『吾々の見るところによれば、カストラシオンはそれが充分嚴重なる指示の下に行はれる時、極めて稀にのみ行はれる手術である。(以下訂正なく、Großahn 以下の文章をつゞける)』

明治 監獄作業變遷概觀(二)

辻 敬 助

A 徒場時代

イ、徒場時代前期(乃明治元年)前號掲載

ロ、徒場時代後期(乃明治三年十二月)至明治五年十月

新律綱領を頒ち徒刑の制略確立す 明治三年、十二月、維新最初の刑典新

律綱領漸く發布を見るに至り、大寶律以來一千百餘年茲に再び成文の刑法國となつた。新律は假律と同じく大寶の律を骨子とし、傍ら明清律を參酌し、滿二箇年の歲月を費し漸く完成を見たる珠玉の大法典であつた(一)。總て百九十九箇條より成り、正刑を分つて死、流、徒、杖、笞の五種とし、且徒刑の制を改定した。即ち

1. 最長限を三年に延長し、一年乃至三年の範圍に於て五等に分つ。
2. 各府藩縣の徒場に收容せしむ。
3. 地方の便宜に従ひ強弱の力を量り、各業を與へし

む。

4. 勞役苦使して惡を改め善に遷らしむ。

5. 毎日人雇工錢十分一を給し、其半を官に領置す

(當時司法省の解釋に依れば凡人雇工錢とは通常農工を備ふ賃値を指し、其半とは十分の一を又折半するの意なりとし)

6. 徒限滿つれば雇工錢の殘額を給付して釋放し、郷里に還り生業を營むの資に當てしむ。

尙翌四年十一月新律に即應せんが爲、徒刑人經費はなるべく徒人の雇工、力役を以て償却せんことを期すべき旨を地方に通達し(二)、作業の經濟的經營にも意を用ひしめた。

徒刑は曩に假律に依り土地の便宜に従てそれぞれ其制を立てしが、今や新律綱領の制定に依り漸くその輪廓が明となるに至り、地方廳又新に徒場規則、徒人中渡條目等を制定し(三)、徒刑制度を整備せんとするものあるに

至つた。

(一) 支那法系の刑典としては頗る完備したものであつた。

(清浦伯爵回顧談参照)

(二) 明治四年十一月大藏省達雇工、力役を以て徒刑入費を補はしむ。(法規分類大全治罪門監獄之部)

(三) 1. 石川島寄場は明治四年二月徒場規則を定む。

2. 木更津縣は明治五年二月徒場略則及同上徒人申渡條目を制定す(千葉刑務所記録)

懲役法制定に因る答杖刑の越て五年、四月懲役法を定廢止之に伴ふ徒場の改善

め、王朝以來一千年の久しきに亙つて採用せる答杖刑を廢止し(一)、之に代ふるに懲役刑を以てし、答十を懲役十日とし、以下杖百懲役百日に至る十種とした。かくて自由刑の適用範圍は著しく擴張せられたるを以て、各府縣又漸次徒場を増設し、徒場規則の整備(二)其他作業施設の改善等に意を用ゐる所あつた。作業改善事項中特に注目すべき施設は左の如くである。

1. 各府縣を通じ工錢給與の方法は新律に依り雇工錢十分一を給し、其半を官に領置することに改む。
2. 長技ある者に對し道具類自辨に依り、各種細工物の製作を許す。
3. 作業々種の増加、就中外役の擴張。

東京府(一)

a 作業々種。 男子は製油(油絞)、米搗、染物、耕作、除草(三)、營繕、諸工作。女子は洗張、紡績機織、仕立物。

b 作業時間。 朝六ツ半(午前七時)出役、夕七ツ(午後四時)罷役。

c 休日。 毎月一日、天長節、御忌日、正月元日より七日迄、七月十五日、十六日、十二月廿五日より晦日迄。

d 食糧。 徒人飯米は驅役掛立合徒人に搗立てさせ役の輕重を計り八合より五合迄を給す(三)。從來其半を割麥を以て代用せるを當時は南京米に改めた。

e 徒人給與工錢。 毎月兩度に取調べ半高預り置き、釋放の際通例徒場經費より仕拂はしめ、製油及諸製作商法(細工物製作の上)に係る分に限り其の元金より仕拂はしめた(當時の給與工錢額不詳(四))。

f 製造品賣捌方法。 諸商人へ入札の上賣却した。

g 役付徒人手當。 毎月兩度に取調べ徒場經費より仕拂はしめ、最高間頭一貫文、最低湯番、髮結四百文とした。

4. 販賣方法を改善す。

(一) 1. 東京府は明治六年一月答杖實決を廢す。

(獄務備考)

2. 併しながら地方獄舎の多くは設備容易に具はらず猶久しく答杖實決を容認するの已むなきの實況であつた。改定律例に於ても百日以下懲役に對しては答杖實決を許し、其完全に廢止を見たるは明治十五年刑法施行後に屬す。(法規分類大全刑法門刑律の部)

(二) 1. 明治五年七月廣島、水主町に懲役所を設け、刑期百日以下の者を使役す。(廣島縣監獄署沿革)

2. 明治五年五月山口藩明倫館の一部を徒場に充て、徒場規則を定め六月徒人申渡條目を制定す。(山口縣監獄本署開場以來要旨書繼)

3. 明治六年二月松山、藤原徒場獄舎を増設す。(松山刑務所沿革)

4. 明治六年二月名東縣德島町舊藩の米倉を改修し、塀裏町の徒場を移轉し、同年五月新入者申渡條目を定む。(德島縣監獄沿革)

當時(明治四、五年)に曩に新律に於て徒刑の制略確於ける各地の作業狀況 曩に新律に於て徒刑の制略確立を見たるも、未だ各地共之が基礎工作に急にして、作業の組織形態は頗る區々たるを免れなかつた。仍て茲に當時に於ける各地の作業狀況を略記することとする。

(一) 明治四年徒場規則参照。

(二) 1. 明治五年六月大名小路附近平蕪地の除草を爲さしむ。(新聞雜誌)

2. 明治五年七月元加賀藩邸内除草を爲さしむ。

(三) 飯量は搾油玄米八合、營繕、耕耘、春工玄米七合、役付及諸工作玄米六合、休役若しくは疾病玄米五合、女子玄米五合、重病の男女玄米二合五勺、猶常食の外正月朔日、二日、三日、天長節には魚類、孝明天皇祭には蔬菜の羹を加給す。

(四) 明治四年の徒場規則に於ては給與工錢額に付ての記載を缺くも、明治三年五月徒場規則に依れば油絞に付ては一日の人足賃錢(給與工錢に當る)錢九十一文一分四厘とし、諸手業賃錢は同八十八文、七十二文、六十四文の三等とし尙其勉否に依り賃錢に斟酌を加へた。

木更津縣(一)。
a 役法。 本人の長ずる所の業を糺し夫々役を賦課す。徒場一里以外に出づるを許さざるも、一手に數人を備はんことを乞ふものは之を許した。

b 休日。 天長節、御忌日、正月三ヶ日、外に一ヶ月三度。

c 食糧。 力役に就く者上、中、下を分ちて飯糧を定めた。上等白米七合、中等同六合、下等同五合、尙天

長節魚類。御忌日青物、三ヶ日干魚を給した。

d 給與工錢。工錢表に照し十日毎に合算して十分一を給與し、其半は直に本人に給し、殘額は之を領置した。尙徒人不寢番の者へは外に手當として一夜錢二十五文を給した。

(一) 木更津縣徒場略則(千葉刑務所記録)

名、東、縣(一)

a 作業々種。外役は從來の橋梁の掃除を廢し専ら堤防工事に従事せしめたが、五年十月該工事竣工後は地方の日雇、農耕、開墾等に従事せしめた。内役としては當初藁工のみなりしが後米搗を開始し、女囚は洗濯及紡績工に使役した。

b 雇工錢及作業收入。雇工錢は一囚一日に付金六錢とし、明治四年一月より五年十月に至る堤防工事受負賃金は千八百圓に上つた。堤防工事終了後は地方日雇主少なき爲幾分雇工錢を減じ雇役を奨勵した。

(一) 徳島監獄沿革史明治五年之部。

山口、縣(一)

a 作業々種。米搗、草鞋、繩綯等の藁細工及元結、農具類を製作せしめ、尙長技ある者に付ては其所有の

道具類の差入を許し、各種細工物に従事せしめた。(但し)

醸酒、製油等の大規模作業を許さず)

b 作業時間。朝六字より夕五字迄とし、(但し炊事番)晝食後一字間休憩及散歩を爲さしめた。(當時改正時間は區別す爲「字」と稱せり)

c 休日。毎月一日(但し作業を怠る者)は朔日に限る、天長節(九月廿六日)、御忌日、(仁孝天皇二月六日、孝明天皇十二月廿五日、神武天皇三月十一日)但し休日毎に説諭を施した。

d 食糧。一等より五等に至り、一等は隔日魚肉、二等三等隔三日魚肉、四等五等朔日、十五日、廿八日魚肉を與へた。

e 雇工錢。徒人雇工錢は一等一貫三百文、二等一貫百文、三等九百文、四等六百五十文、五等四百文の五等とし、五等共定額の十分一を給し、其半を官に預り、出場の際産業元手金として下付した。

米搗七斗以上一等工錢、六斗三等工錢、四斗より五斗迄五等工錢と定め、尙看病人炊事番、水汲、風呂番を兼ぬる者は一等工錢、内外掃除は二等工錢とした。

f 製作物販賣方法。五年八月場内に製作賣捌所を置き、徒場門前並市中揭示處に時々販賣品名、委託業目を揭示した。

g 作業資金。諸種細工物製作に要する仕入元金は百一圓七錢を以て回轉運用した。

(一) 山口縣監獄本署開場以來要旨書繼中五年之部

埼玉、縣(一)

a 作業々種。男内役、傘工、(二三人)紙漉工、(一四)煙草切、(九)大工、(二)桶工、(二)竹籠工、(二)鍛冶工、(一)男外役日雇、(八二)女、機織、(五)裁縫、(八)。(以上五年十月調)

外役の主なるものは道路修繕工事なりしも、麥刈、打麥、田植等の一般民家の手傳日雇にも従事せしめた(二)。尙五年七月川口町日雇宿元の出願を容れ、同町内民家を借り受け「埼玉縣徒人授業場」を設置し、附近の日雇及煉瓦石手傳等に従事せしめた。

b 作業時間。四年二月徒場開始の際は朝六字始業、四字二分罷業、入浴、喫飯の上入房とし、二月より八月迄九字八分より二分間二字二分より二分間休憩せしむるの定めなりしが、五年三月徒人に算筆、讀書を教

授する爲四字罷業、入浴日は三字罷業と改め、休憩時間を廢止した。(但し課程を終了せざる者は引續き就業を命じた。)

c 休日。五年一月作業勉勵者に限り一月に二日休業せしめたが、二月より一月に一日全囚を休業せしめ、同年四月より毎月一日の日休暇、六の日十二字限り罷業とした。(但し怠惰の者は休暇を與へず、又農業其他日雇の外役者は雇先の便宜に隨ひ臨機取捨せしめた)尙鎮守の祭日(二月十六日)及徒場開場當日(二月十八日)には特に休暇を與へた。

d 食糧。外役者には米麥八合を給した。

e 雇工錢。1.縣廳諸般の工事百十文(但し辨)2.村驛にて雇傭する道路普請、車力、百二十文、百三十文(同)3.農業其他諸職日雇五十文、六十文(朝晝夕三食先方賄)

f 給與工錢。毎月働高の十分一を與へ、内半高は滿刑出場の際給與した。

g 作業資金。紙漉原料等購入の爲資金を交付せるも其金額不詳(但し紙漉開始に付基金三十兩を交付せる記事あり)

h 作業收入。明治五年三月より同年九月に至る作業収入は七百三十七兩二分餘であつた。

- (一) 明治四、五年埼玉縣徒場諸何届留、
- (二) 明治五年五月の「新聞雜誌」は近時埼玉縣下徒刑囚、百姓の手傳を爲さしむるもの抄からずとの記事を載す。
(新聞雜誌四二號)

B 明治五年監獄則時代

イ 明治五年監獄則時代前期 (乃明治五年十一月至明治十年)

監獄則の特色、階級制度の採用 政府は曩に准流法並に懲役法の發布等に因り自由刑の適用範圍著しく擴大せられたるに鑑み、統一的監獄法規制定の急務なるを認め、遂に明治五年十一月我國最初の監獄立法たる「監獄則及圖式」を頒布するに至つた。

新監獄則の特色は「汎く諸國の獄制に照し我國の成規に比較し風土に因り人情を酌み參互取捨編成せる(一)」にあつた。即ち獄則の基本精神及給養等に付ては我國古來の傳統殊に石川島人足寄場の制を襲ひ獄舎の構造及拘禁處遇の方式に付ては主として英國獄則を參酌して制定したのである。而して該處遇方式は要するに(二)、囚徒の服役に階級を設け、一定の期間を経る毎に其從業を輕減して其工錢を増加し、且準流の囚及終身懲役の者に對しては第一等限に進みたる後特典減刑を允許するの制にし

て、一種の階級處遇制度を施行せんとしたのである。私は時の政府が廣く知識を世界に求め、能く彼我獄制の得失を覈へ、獄制の基本精神並に囚徒の生活條件たる食料衣衾等に付ては専ら我國從來の獄制に依り拘禁處遇の方法に付ては彼の卓絶せる階級處遇制度を採り、東西獄制を融合して、泰西獄制に比し敢て遜色なき新獄制を建設せんとしたる識見に對しては、轉た敬仰の念禁ぜざるものがある。

(一) 監獄則制定に關する司法省上表文(法規分類大全、治罪門監獄之部)

(二) 一八五六年(安政三年)愛蘭土に於て「クロフトン式」累進制を施行す(谷田三郎氏監獄改良事業年表)

監獄則の作業組織 監獄則所定作業組織は概ね左の如くであつた。

a 役法

(一) 常人懲役。常囚確定後第五等の役を採らしめ一百日を経過すれば第四等に進め、以下刑期の長短を圖り役限(一)を定め順次進等せしむ。
第五等、土石を運搬し、荒地を開墾し、米を舂き、油を搾り、石を砕くの類。

d 休役日

休役日は官員の休業日(五)に同じく尙父母の喪に逢ふ者は七日、夫及兄弟妻子の喪は三日各休役せしむ。尙懲役一年以上の者、病に罹り休役すれば一年毎に五十日は役限内(刑期)に算入し、五十日以上に互れば病氣回癒後仍ほ其の闕役を償はしむ。

第四等、諸官邸の造營、街路の修繕、瓦陶、煉瓦石等の調工及耕耘の類。

第三等、木工、竹工、籐工、鍛冶工、石工、桶工、瓦工、履工及皮革工、鷹、織工の類。

第二等、第三等と同じ、但し其の長技を以て他囚を教授せしむ、或は之を炊夫、中門番等に使用す。

第一等、第二等と同じ、但し此限を滿れば放免す。
(二) 殊藝者。工藝ある罪囚第五等の役を経過すれば、其の長技を課す。殊藝者を分つて上、中、下三級と爲す、異能妙材ある者は直ちに上級に進む(二)。

b 作業時間

曉第六字起床、第七字就役、第十一字放役、休息す。午飯後第一字再び就役、第五字に至る。服役時間は八時間と爲す。五字就役の後入浴し、夕飯の後、六字房に入り閉扉す。但し五月初日より七月晦日に至る間午後第二字迄放役し、第六字就役の限と爲す。

c 工錢

役囚(常人及殊藝者)一等に進めば毎日の傭錢若は製作物品代價の内より毎日日給錢として錢百文を給與し、放免の際右日給と毎日の食費とを除き其殘金を給

尋常懲役表(一)

常	役限				
	一等	二等	三等	四等	五等
徒一年	四十五日	四十五日	七十日	百	百
徒一年半	九十日	三十日	百七十日	百五十日	百
徒二年	百二十日	百	二百	二百	百
徒二年半	百五十日	二百	二百二十日	二百三十日	百
徒三年	半年	半年	一年	年	三百六十日
準流五年	一年	半年	年	一年半	二年三百六十日
	一年	半年	年	一年半	二年三百六十日

役せしむ（明治十年八月二十一日郵便報知）
 6. 明治七年十月東京府懲役百日以下の者五十人を造兵
 司へ出役土運搬及地均しに従事せしむ。（獄務備
 攷）

（四）1. 後述熊谷縣の部参照。

2. 明治十年二月福島縣監獄本署授業者を置き月給十圓
 以下を給す。（福島監獄沿革）

（五） 後述熊谷縣及名東縣の部参照。

（六） 後述徳島縣の部参照。

（七） 此時代に於ては全國作業収入の統計を缺くも明治九年
 九月内務省調査に依れば明治七年度懲役經費三十萬圓
 餘にして工錢收入十七萬圓ありたり。（法規分類大
 全、治罪門監獄之部他管出役條例に關する上申書）

（八）1. 前項上申書に於て當時作業經營困難の狀を縷述す。
 2. 熊谷縣明治八年懲役人入費及稼賃一人一覽表に、病
 氣休養及「手明き」なる欄を設く。（前橋監獄沿革
 史）

**改定律例は工錢給與の方
 法は監獄則に據らしむ**

尙改定律例は其第三條に於
 て「凡懲役は平民、老小、婦女、癩、盲、癱疾者、及び
 無力不能贖者監獄則に照し、分別して役に服す其雇工錢
 を給與領置するの法も亦獄則に従ふ」旨を規定し工錢給
 與の方法は明治五年監獄則に據らしむることとした。乍

併該監獄則の規定は當時の實狀に適せざるものありし
 爲、使、府縣中往々にして本規定に據らず適宜給與の方
 法を定むるものも少くなかつた（一）。

（一）1. 開拓使は明治九年十一月管内懲役人傭工錢及手當給
 與方を定め各業種に付工錢額（最高二十五錢最低六
 錢）及給與額（最高五錢最低七厘）を定め給與錢の半
 額は日給として日々交付し半額は官に領置し放免の
 際給與した（法規分類大全治罪門監獄之部）

2. 名東縣は明治八年四月より監獄則に依り給與す（徳
 島監獄沿革史）

3. 千葉縣は一日一錢六厘四毛を給せり（明治六年七月
 懲役場規則）

4. 山梨縣は毎日の雇工錢の十分一を給せり（明治八年
 一月山梨縣懲役場規則）

**傭工錢を以て支拂ふべきもの、
 費目を定む特別會計制度の採用**

次で明治七年九月、囚
 人賄料は八年一月より貫籍の有無を論ぜず官費支給と改
 め、禁獄人に限り自辨せしむることとし、越て八年一月
 囚人給與規則を定め囚人賄料官給の原則を確立し、尙同
 時に懲役場費用は一切傭工錢を以て償却せしむること
 したが、作業の制度未だ備らず到底其の行はれ難きを見
 て、別に左記の通り「懲役場費用區別」を設け、一種の

特別會計處理方法を採用することとした。

○懲役場費用區別（明治八年三月内務省達）

甲、官費を以て支辨する費目

- 一 獄舎其他建築及修繕費 官民割合は
從前の通 別途渡
- 一 看守所に屬する器械其他の諸費。 常 費
- 一 罰則に用ゆる器械代。 別途渡
- 一 掛官員月給。 月給定額
- 一 掛醫師給料。 牢醫手當
- 一 守卒以下下男等の給料。 常 費
- 一 懸隔の地に工役場有之地方廳下より
出帳の掛官員及醫師看護人等の旅費
日當。 常 費

乙、傭工錢を以て支辨すべき費目

- 一 役囚滿限放免の節付與金 監獄則懲役第
十二條に照す
- 一 役業元仕入諸費。
- 一 當明治八年太政官第八號御達囚人給與規則
に依り支給する諸費。
- 一 服藥其他病囚に屬する諸費。
- 一 工役場懸隔の地方役囚遞送途中諸費。

以上傭工錢を以て遺拂ひ餘剩あらば漸次工業便利の器械

等を整備すべし、若し不足する時は官費たるべし。

勅令第六百七十七號（一三・一〇・一一）

關東監獄官制中左ノ通改正ス

第二條中「通譯生專任一人」ヲ「通譯生專任二人」
ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

The English Borstal-System
 Prof. Rudolf Sieverts

英國のボースタル・システム (六)

— 少年犯人の教化施設 —

ハムブルグ大學教授

ルドルフ・ジーフェルト

(三) ボースタル式刑罰執行の實施方法

(g) 學課、勤行及び自由時間(つゞき)

次に、レリヂアス・インストラクション (religious instruction) 宗教上の教誨が與へられるのである。これは、教化上缺くべからざるものと視られてゐるのであるが、決して嫌忌を招くよるな長たらしいものであつてはならないので、教化上極めて重要な宗教的な性格の陶冶にびつたり適合したものでなければならぬのである。この教訓は施設の職員たるチャプレン (牧師) によつて與へらるゝのであるが、牧師はこの教誨といふ自分の職務を遂行するに當りては殆んど評價しきれないほどの有利な立場に在るのである。といふのは、前にも一寸言つたように、施設の職員全部の物の考へ方やら自分の身を委ねたる事業に對する態度がキリスト教的であるばかりでなく、英國々民全體の生活とその教育制度が今日猶ほ牢として抜くべからざるキリスト教の原則の上に樹立せられてゐることである。

ボースタルの一日は、一齊の祈禱の後一分間の沈黙を以て始まり、同じ式で閉ざるゝのである。毎日曜日に於ては、猶太人を除き、すべての受刑者はパブリック・スクールに於ける如く義務として勤行にあづかるのである。一日に二回行はれることも稀れではない。

ボースタル・システムに於ては創始以來身體の鍛錬に大きな價值が置かれてゐるのである。

すべての施設には體操室があり、且つ、構内には専用の競技場があり、其上に、或る施設では専用のプールを有つてゐる。平常の労働日は軍隊操練を以て始まり、自由時間の大部分はスポーツに費される。

身體の教練は不良性のものにあつては特に必要缺くべからざるものとされてゐる。大部分の少年はこれまで自分の身體についての注意を忽にしてゐたもので、加ふるに不良の生活は概して身體の鍛錬を怠らしめ且つ行狀態度を放縱ならしむるものである。しかし、體操によつて鍛錬せらるゝ時は、身體はひきしまり、外部の態度姿勢も自然に改まつてくるのである。かくして、必然的に内部的な心の態度も變化し、自制自覺が促さるゝに至るのである。

しかしながら、「競技は單に少年をして健康な若い動物として發育せしめるために必要缺くべからざるばかりでなく、一個のソーシャル・アニマル (社會的動物) として進化せしむるために最も重要なものである」 (Principles, p. 65)。是に於て、ボースタル施設に於ては、パブリック・スクールに於けるスポーツの練習の如く、ラグビー、クリケット及びフットボールの如き、各自よく自制を保持し、且つ同時に、組の一員として活動しなければならぬ英國流の團體競技が特に奨勵されるのである。スポーツの試合では行爲の公正と敵手に對する騎

士的態度とが教へらるゝのである。即ち、「競技精神とグッド・ローザーたる (立派に負ける) の術」 (the art of being good losers) の何物たるかを覺らしむるのである。各ハウスのチームの間の試合ひでは賞が懸けられてゐて、特に團體精神が強めらるゝのである。かくして、ボースタル施設に於けるスポーツは只だ保健上の方策であるばかりでなく、團體行動についての教訓を與ふる極めて英國的特性の著しい重要な教化手段なのである。

(h) 新施設ロードム・グレンジとノース・シー・キャムプ

この二つの最も新らしいボースタル施設は、只だボースタル式刑罰執行のために特に建設せられたる最初のものであるばかりでなく、收容せらるゝ受刑者の種類に關し、且つまた、教化方法の或るものに於ても、他の施設の間に見つて特殊の地位を占むるものである。此の二つの施設は教化の見込の特に豊かに思はるゝ受刑者のために設けられたタイプタイプの施設で、且つ、收容期間も比較的短く、平均十ヶ月乃至十四箇月である。收容の條件は、少年の身體並びに精神共に良い素質を惠まれてゐて且つ不良性の猶未だ著しきを認めしめざることである。其處には、出精勤勉で行狀良好であれば特に夙く釋放せしむるの目的を以て、「少年犯人中よりベストなものが選み出さるゝのである」。

この兩施設では、嚴重な刑務所的の拘禁に在つて若い人達の曝され易いすべての弊害を排除しようと努めてゐるので、戒護設備はすべて撤廢せられ、所謂オープン（開放的）な施設であつて、教化上の處遇もまた他のボースタル施設に比べて更に一層自由なものなのである。と同時に、處遇の自由である代りに、少年受刑者の名譽感と責任觀念に訴ふる所は他の施設に於けるよりも一層深いのである。この二つの施設にキャンプ生活に於ける教育の基調が與へられてゐるのは全く意圖あつてさうされたもので、この二つの施設は、「拘禁收容の方法によるよりも自由なキャンプ・トレーニング（訓練）によつて一層多く利する所があらう」と思はれる少年受刑者のために宛て設けられてゐるのである。

若し人ありてこの二つの施設を訪ふものがあれば、これに近づきやいなや直ちに其外觀の全く刑務所らしくないのに驚くことであらう。赤い煉瓦で建築されたローダム・グレインヂの一階立の建物は、建築術の上から看ても立派に美觀を具へた近代式のドイツの兵營の一つの如き感じを與へるのである。また、ハムブルグのハーネザンド少年刑務所の模範パピロン（分舎）も少くも外觀ではローダム・グレインヂに似てゐるのである。周壁は固よりなく又た垣と名づけるに足る程のものもない。施設は完全にオープンなのである。ローダム・グレインヂの所在地は以前貴族の領地であつたもので、その當時の領主の邸宅は現在こゝのガヴァーナーの官舎となつてゐる。丘の上に立つ施

ゐるのである。

ローダム・グレインヂ (Lowtham Grange) (註一) ロンドン
の南西十哩にあるフェルサム・ボースタルより北方百五十哩ノ
ツテインガムシャー縣ノツテインガム市に近い丘陵中の一村落
ローダムより二哩) は一九三〇年工事に着手し、一九三七年に至
つてやつと全部竣工したのである。ノース・シー・キャンプは
一九三四年始めて工事に着手したのである。元來、ノース・シ
ー・キャンプ (North Sea Camp) (註二) この施設の所在地につ
いては何の記述もなく、考ふるに由なし) は、北海の海岸埋立
のために一九一四年に計畫せられたもので、當時は成年犯人の
プリズンとして使用する目的であつたのであるが、世界戦争の
勃發はこの計畫を挫折せしめてしまつたのである。しかし、戦
後少年犯罪の頓みに増加するに至りて、終に一九三四年古いプ
ランが再び新たに取上げらるゝことになつたのである。しか
し、今度はボースタル・インステイテュウシヨンの形で、しか
も、已に其の價値を認められてゐたローダム・グレインヂを模
範として建設に着手されたのである。この新しい施設は荒き北
海々岸に沿ふた沼澤地にぢかに接して建てられてゐるのであ
る。

この兩施設の建築は、普通の職工にボースタル少年が交り加
つて働いたといふので、イングランド以外にも評判になつたも
のである。一九二九年から三〇年にかけての多に、當時フェル

設の屋舎から眺めると、低い丘陵と草原の相連つたノッテイ
ンガムシャー地方の目覺むるばかり美しい風光が脚下遙かに展開
してゐるのである。茲處のハウス（寮舎）は教化部員と共に各舎
三十人を收容する定めであるが、悉く體操室の周圍に集まつて
ゐて、屋根のある廊下で相互に結びつけられてゐる。これは長
雨のつゞくイングランドの冬を慮つてした設備で、足をぬらさ
ずにハウスからハウスへ通ふことのできるようにとの心やりで
ある。この體操場は祭日の集會、演劇及び活動寫眞映寫のため
に利用せらるゝのである。ハウスの地下室は學課の教授及び自
由時間のための共同のデールーム（居室）となつてゐて、地上の
一階は一室十二人のグループを容れる幾個かの寢室があり、別
に夜間の監視をしなければならぬ教化部員の寢室もある。猶
ほ、炊事場、洗濯場、療養室、教習工場、廳舎——之を要する
に、近代的な各種の眞正なる施設に必要な一切の設備が
具はつてゐるのである。教習工場については、ローダム・グレ
インヂはノース・シー・キャンプよりも設備が完全である。で
ローダム・グレインヂには更に一層の職業上の訓練を利とす
る技能に恵まれた少年が送られ、之に反して、ノース・シー・
キャンプにはむしろ精神標準の低く、無能ではあるが强健で重
い労働に堪ゆる若い労働者のタイプを示すものが送られる、と
いふ自然の結果を生ずるのである。こゝの建築には一切の浮華
を去り、家具什器も質素である。大きなウインドウと明かるい
壁の色とはこの施設に人を惹きつける一種の朗らかさを與へて

サム・ボースタルのガヴァーナー（所長）から轉じて新たに建
設せらるべきローダムの所長に任命せられたリュウリン氏 (W.
W. Jewellin) はこの目的のためにフェルサムの少年中より四
十三人のグループを選び出したのである。このグループはリュ
ウリンとプリズン・コムミツシヨナーのアレキサンダー・ペー
ターズンとに引率せられて、一九三〇年五月建設地へと十日の行
軍に旅立つたのである。「この行軍はグループの精神を振作す
るに顯著な效力を有つてゐたのである」(Farman 198; Exner)。
途中の休息所では到處トク・エチ協會 (Tok H Organization
——十三年七月號「刑政」所掲の本編參照) の世話を受けたの
である。建設中少年は教化部員と共にテントやバラックで一緒
に暮したのである。「工事は極めて好調に進行し、規律は勵行
せられ……グループ全體にカムレードシップ（友愛）と協力の
の美しい精神の湧くのが見受けられた」(Prison Commissioners'
Report 1931, p.20)。一九三一年の末には廳舎は完成し、百人
の少年が最初に收容せられたのである。今日ではこの施設は二
百人の受刑者を收容してゐる。(Prison Commissioners' Report
1930, p. 30, 1932, p.58, 1935, p.22)。
ノース・シー・キャンプの創設も全くローダムと同じであつ
たのである。一九三四年三月中旬ローダムに於けるガヴァーナ
ーの地位を親しい僚友たりしケーブ氏に譲つて新たにノース・
シー・キャンプのガヴァーナーとなつたリュウリン氏は再び十

八人の少年を選び集めたのである。しかし、この時はボースタル施設からでなく、直接にワームウツド・スクラップスの接收施設から選み出したのである。而して、彼は直ちに二三の教化部員と共にこのグループを引きつけてスタッフフォードの刑務所に行つたのである。これは、其處でよく少年を知つてから、彼等から信頼するに足るべき一個のグループを作り上げようといふ目的だつたのである。これがうまく行つたので、再び五月の末に前記のトク・エチ協會の援助を助けながらスタッフフォードから建設地へと向つて行軍したのであつた。其地へ到着してから、しつかりしたバラック(舎)のでき上るまで、彼等は一緒にテント住ひをやつたのである。この施設は、完成の上は百二十人を收容する筈になつてゐたものである。

言ふまでもなく、ワームウツド・スクラップスの接收施設で行はれるような極めて慎重な考査によつて、社會的の豫後の良好な且つ不良性の比較的少ない少年を選択し得たからこそ、かかるオープンな施設での刑罰執行が可能であつたのである。外的の戒護設備の缺けてゐる所を内的な精神上の制退を以て之に代へるといふ冒険に近いことを敢てするを得たのは、しかも、これがよく成功したといふのは、實に只だかゝる種類の少年の場合に於けるのみである。

それがうまくいったのは、此の兩施設では、他のボースタル

で、且つ、新しい施設に於ける將來の彼等の行狀態度をひき緊めて行くことは確實なのである。といふのも、これから先には容易ならざる嚴肅な時期が彼を待つてゐるのであつて、が、しかし、また自分がひたすらに自分の生活を眞面目に立て直さうと思ふ意志さへあれば、他方に於て力強い助力を得ることが出来るであらう、といふ感じが少年の心中に起るからである。釋放後幾度か誘惑のあつた時も其度毎にワームウツド・スクラップスで彼の與へたこの宣誓の言葉が少年のために強い「止れ」の命令となつたといふ多くの實例を、兩施設の教化部員は自分に語つて聞かしたのである。

この兩施設に於ては、教化部員と受刑者との間に特に親密な個人的關係と協力とが存在してゐるのである。これは全く其の價値が實際に證せられたもので、これがために規律を紊されるようなことは決してなかつたのである。「それ處か自分は受刑者の職員に對する注目するに足る十分な忠誠の精神を主として施設の共同生活への彼等の參與から生れるものと思ふのである」、と一人のガヴァーナーはプリズン・コムミッシヨナースの報告書(一九三〇年)に於て述べてゐるのである。

他のボースタル施設に於ける如く、この兩施設も多くのハウスに分かれてゐて、ハウスはハウスパァーザー(舎長)によつて支配されてゐる。之に反して他のボースタルにあるような累

施設に於けるが如くだん／＼と徐々にといふのでなく、そもその初めから深い信頼が少年に與へられたからである。先づ始めに、ワームウツド・スクラップスで、兩施設のいづれかに選ばれた少年に對し、彼が此の施設の一つへ差向けられたことが打開けられるのである。而して、これは深い信任が置かれる證據であつて、何故にこの點にその證據が存してゐるかの理由が釋き明かされるのである。と同時に、更らにまた、此等の施設に於ける外部的な自由には非の打ち所のない行狀と苦しい嚴重な作業に對する特別の義務が結びついてゐて、非常の努力と自制とを以てして初めて履行せられ得るものであることが言ひ添へられるのである。こゝで、少年は、自分がこの信任に堪ふるやいなや、従つて、自分に突きつけられた「自分は自分に置かれたる信任の誤らざることを證し且つローダム・グレンジ(又はノース・シー・キャンプ)の名を汚さざらんがため全力を盡くすことを名譽にかけて誓ふものである」といふ嚴肅なる正式の宣誓書に署名するの資格があるかどうか、といふことを自ら省察してみなければならぬのである。當局と少年との間にかういふ交渉のあつた後、十分の反省時間が與へられ、其の後で少年はゆつくり應否いづれかを選むことができるのである。吾人の見る所によれば、名譽と責任の觀念に訴へるといふイングランドでは別に珍らしくもないこのやり方は、訴へられた少年の大部分に深い感銘を與ふることはまちがひのないこと

進制度は茲處にはない。すべての少年受刑者は一も二もなく上の「ブリューウ」(青)のクラスへ屬してしまふのであるが、クラスは三つグレードに分たれてゐる。即ち、初(Junior)、中(Middle)、故(Senior)の三つの段階である。

ノース・シー・キャンプでは、現在、この三つのグレードを一緒にたに一つのハウスへ收容しておかないで、別々に引き離して住まさせるといふ處遇が試験的に執行されてゐる。つまり、下の初年生のハウス、中間生のハウス、上の故參生のハウスができるわけである。しかし、この新しいシステムが古いものより勝つてゐるかどうかは甚だ疑はしいのである。

兩施設に於ける生活狀態はでき得るだけ自由社會に於ける生活に適合したものであらねばならないのである。これは、作業と作業の報酬即ち賃銀が處遇條件の中に重要な位地を占むることになつて初めてその目的が達せらるゝのである。他の施設に於けるが如く、普通のハウスワーク(家内労働)と定つた名柄のある職業訓練のための作業とに分たれてゐて、勞銀もこの區別に従つて量定せらるゝのである。しかし、ローダム・グレンジに於てはこの差別が強く、五個の異つた作業の段階が設けられてゐて、それ／＼差等を立て、勞銀が支拂はれてゐる。週給の賃銀は六片より一志三片(3-15 sh.)の間を動いてゐるのであつて、實質的に他の施設に於けるよりも高率である。他の施設では三片より九片までである。受刑者は自由の生活に於

けるが如く自分で得た賃銀で一定の費用を支出し、且つ、特別の催しに参加するには料金を自分で支拂はなければならぬのである。コンサート（音楽演奏）の如き自由時間の催し物には入場料が取立てられるし、また、フットボール倶楽部の如き受刑者の間に存する團體は會員から會費を徴集するのである。他方に於て、施設に於ける輕微な規則違反、特に過失による施設の財産の毀損に對しては罰金が科せられる。また、別に貯蓄銀行の設けがあつて、強制ではないが、受刑者各自の貯蓄が奨励されてゐる。自己の生存を維持するための物質上の勞苦を受刑者から奪つてしまつた舊式の行刑施設の缺陷を避けて、受刑者の作業に對して報酬即ち勞銀を給して自營の道をしめようといふ新しいこのシステムは、ローダムのガヴァーナーの意見によれば、その實行の効果の極めて良好なることが證されたのである。「賃銀の支拂は、この施設の訓練に缺くべからざる一個の特色をなす方案として今後も繼續せらるゝ筈である。このスキーム（方案）は生活に於ける必要と贅澤とを嚴に區別し、少年をして強制的に後者の代價を支拂はしむることによりて勞働の價値を知らしむるを得るの效果があるがため、永くその存続を要請するものである」（Prison Commissioners Report 1932, p. 49）。

少年の作業の成績が不良であれば、彼はガヴァーナーより解雇の通知を受取るのであつて、その結果「失業者」となるので

されてゐるのである。受刑者が芝居を演るといふことを刑罰の性質を弱める許容しがたい特權だと思ふ英國人は少くないのである。イングランドでは、どの學校でも一年に一回又は數回學生同士で劇を上演するのであつて、固より満足なものとはいへないが、素人俳優の技を養ふために必要な心の訓練と身體の訓練とのために奨励されてゐるのである。演劇の外に、活動寫眞の映寫及び音楽の演奏がある。折々は近傍の町からの團體とフットボールの試合も行はれる。

以上、施設の内部について述ぶる所あつたが、外部社會との關係については、ローバー・スカウト（Rover Scout——ローバー健兒團）及び前掲のトク・エチ倶楽部（The H. Club）の青年團と施設との密接せる關係に大きな價値が置かれてゐるのである。この兩施設では、少年が刑期満了後猶ほ施設に留まつてゐる間に、已に夙より此等の團體と密接な關係を結ばせるよう努めてゐるのである。これは、少年が釋放されてから歸住すべき出身地にある此等團體のいづれへか加入するようになるためである。ローダム・グレイレンヂに於ては、この目的のために、施設構内の土地に風景の美しい場所を撰んで、常例の週末キャムピングをやるため前記の兩青年團に提供して自由に使用させてゐるのである。このキャムピングには少年受刑者も強制的でなく加入させるのである。このウィーク・エンド（週末）のキャ

ある。といふのは、賃金の支給されない誰れも好まないいやな作業にふり向けられるのである。このいやな作業を出精して仕上げた時に、やつと再び「採用」せらるゝのである。かゝる手数をかけるのは、出來得る限り自由社會に於けると同じ勞働條件の下に彼を置かんがために、わざとかういふ形式が撰ばるゝのである。

少年には一人毎に、自由時間中耕作するために小さな菜園が本人の爲すがまゝに委ねられてゐる。彼等は茲處から取入れる作物を自分で勝手に消費しても可いし又は他の少年或は職員に賣り捌いても可いのである。

ローダム・グレイレンヂに於ては、學課の授業も自由時間も特に活氣を呈してゐる。他の施設に存する教程は茲處にも存してゐる。施設内には種々のクラブがある。フットボールのクラブもあれば、討論クラブもある。この討論クラブは英國の到處の學校並びにユニバーシティー（大學）に在るデベーターイング・クラブ（討論會）に倣つてできたもので、機智を豊にし精神の活動を高め且つ價値の判斷を深からしむるものとして奨励されてゐるのである。また演劇會が設立されてゐて、時々開演せらるゝのである。劇の上場の準備も亦た集團教育の任務に役立つのである。この演劇の場合に於いても、また、趣味好尚に對する英人一流の解釋とこれについての天分の技能が教化的に利用

ムピングは、テント生活で鍛鍊されるため、身體の健康上大なる效果があるばかりでなく、大空の下で催す英國民謡の合唱やら、これに伴ふ舞踏やらで、國粹精神を呼び覺ますことも尠少ではないのである。

後段に述ぶる筈であるが、ボースタル受刑者の釋放後の保護は、この兩施設に在つては特に慎重に取扱はれてゐるのである。それは、この兩施設に收容さるゝ少年の素質が良く將來の見込みも豊かだからである。是に於てこの兩施設では少年の兩親を施設の目的とする所に協力せしむるためあらゆる努力が盡くさるゝのである。例へば、ローダム・グレイレンヂに於ては、この目的のために、新たに收容せらるゝ少年の兩親に次の内容を有つた書簡が送達せらるゝのである。

「この度貴下の御息はボースタル教育を受けるために撰まれてローダム・グレイレンヂへ送らるゝことゝなりました。これは特權であるのです。といふのは、ローダム・グレイレンヂに於て許可されてゐる特殊の自由に浴するには、只だ信頼するに足るべき少年のみが撰まるゝからです。このローダム・グレイレンヂは一九三〇年五月創設された施設です。貴下の御息は新しい建物の建築に助力すると共に、このローダムの精神と傳統との創造にあづかることになります。我々は、彼が自分におかれた信頼に背かざることを示すために全力を致し、由て以て、訓練の十分なる效果を受用して、貴下の片腕

となり社會の一員として自己の地位を占むる尊敬すべき有用の人物たらんことを、切望して已まないものです。

で、若し貴下が全力を盡くすよう彼を激励して下されたら、彼の精進努力に大に役立つことで、これがために書信は大きな助けとなるものです。貴下は望まれるまゝ何時でも彼に書信することが出来ます。少年は少くも二週間に一回貴下に書信することを許されてみます。

貴下の御子息は一週五日毎日八時間作業に就業します。土曜日の午後は免業です。始めには職業的智識を要せざる作業に就きますが、暫くしてから手工部に入つて働く機會を有つことになつてみます。茲處で何か一つの手工についての基礎智識を習得することが出来るのです。手工部には次の十種があります。

- 煉瓦工、木工、塗工、葉鐵工、電工、鍛工、畫工及び裝飾工、農工、園藝工、料理工

此等の手工のちいづれか一つかが特に御子息に有用であらうとの御考へがあつて、其の事を當方へ御通知下されれば、當方にとつて非常に便宜です。

御子息はこの作業によつて小遣錢ともいふべき賃銀を得られます。一週四片から始まりますが時日の経過に従つて十分作業に出精であれば、この賃銀は一週一志二片まで昇給します。夜間は一時三十分間學課又は趣味講座の一種目について學習

することが出来ます。學課又は趣味講座には十八種目があつて、その中から自由に選擇することが出来ます。夏期には耕作のために一小區劃の土地が使用に任せられて、彼は自由時間に其處で働くことが出来ます。彼はフットボール又はクリケットのクラブに加入し、又は、當施設の各ハウスに於ける自由時間の催しのためのクラブに参加することも出来ます。其外に、ローバー・スカウトの一員ともなれます。毎日曜日の朝は少年はこの村のチャーチへ行きます。午後にはこの近傍で團體で散歩が行はれます。でなくば、彼等は各自勝手に構内でぶらつきます。一日の時間の分配は次の通りです。

- 6. 起床
- 6.35 朝のスポーツ
- 6.50 朝食
- 7.30—12 就業
- 12 午食
- 1—4.30 就業
- 5. 茶
- 5.30—7 自由時間
- 7—8.30 學課及び趣味講座
- 8.35 夜食
- 8.50 祈禱
- 9.30 就寝

各少年は作業成績と行狀とが良好であれば三ヶ月目に昇級します。昇級すればチャケツの腕章に星が一つふえます。

この施設では一個のハウスのあります。貴下の御子息は——ハウスに屬し、其處のハウス・ファザー(舎長)は——君です。舎長は御子息の成績進歩について、進んで書信を以て貴下に御知らせすることになつてみます。

一ヶ月一回貴下は貴下の御子息を訪問なさることが出来ます。我々は喜んで御待ちしてみます。その節、食物を持參なされるならば、ハウスの規則で御子息と一緒に其場で喰べてしまえるようなもののみに限られてみます。

食物其他の物品の小包を自分の家から送つてもらうことは凡ての少年に許されてみますが、それは只だクリスマスに限つて許されてみます。

ローダム・グレインヂに於ては、少年はそれ／＼寢室で眠ることになつてみますが、其處には鏡も門も施してありません。貴下の御子息が一旦茲處へ入つて来た以上、これから先きのボースタル教育の全き期間を通じて、彼の背後に錠の下されることは斷じてありません。で、我々は、この自由を善用するよう御子息に助力せらるゝために、貴下が能ふ限りの一切の事を爲さるゝことを望んで已まないのです。彼に對して責任を有つてゐるものは、彼が再び社會に歸つた後、歩を誤らず善く身を處して行くことのために、何人も進んで全力を

致さねばなりません。茲處へ来た總べての少年の大部は、この教育の彼等に與へた機會を捉へ得て、而して、後來の彼等の生活に於て立派にその成果を收めてみます。これは、茲處の教化のみが然らしめたのではなく、彼等が自分の家から受け得た激勵に負ふ所が多いのです。

ヒズ・マヂエステイス・ボースタル・インステイテュション(陛下の施設)

ローダム・グレインヂにて
所長
舎長

この施設に於ては、今迄に、かゝる書簡が少年の家族に深い感銘を與へずに終つたといふ例は、未だ嘗つて一と度もなかつたのである。それは、少年への家族からの書信の内容調子に露はれてゐて、この書簡の効果の多大であつたことが分明かるのである。之に對して濫い感謝に満ちた少年の家族からの返書は、施設の記録文書の中に山と積まれてゐるのである。かくして成就された施設と家族との接觸は、職員と家族との折々の面語交談によつて更らに深められるのである。また、施設に祝祭のある節は、少年の両親は招待を受けるのである(ペーターズン「原則」五九頁以下)。

新施設ローダム・グレインヂ及びノース・シー・キャムプについての印象を括約してみると、在來のボースタル式刑罰執行

の方針を破るような根本的に新しい處遇方法が運用されてゐるといふ意味で、これ等の新しいタイプの施設が創立せられたものでは決してないといふことが自ら分明になるのである。かういふことは全然ないのであつて、この兩施設は、單に一九〇八年以來一步步と發展して、一つの經驗から一つの經驗へと斷えず新しい形態の完成にせき立てられてゐたボースタル・システムの有機的に醸し出した分化作用 (Ausdifferenzierung) の結果に外ならないものである。實際、この兩施設に在つては、教化部員と少年受刑者との關係に於て、賃銀制の規定の新設に於て、外部の青少年團體との接觸を密にしたる等の點に於て、新しい試みを企てたことは事實であるが、しかし、それは全く既存の傳統に順應したのに過ぎないのである。

更らに、方面を變へて觀察すると、この二つの施設は、わがドイツのユウゲントビオロギー (少年生熊學) の智識を周到慎重に運用して、ボースタル・システムの刑事政策上の効果を更に一層高めんとする大規模の企劃であるとも云へるのである。自由刑といふものを今日も猶ほ十九世紀の執行形式に於てのみ考へることしかできないような皮相な視察者は、恐らく、この新しい施設を訪ふて、「ブリズンではない、サナトリウム (療養所) だ」と曰つて口の悪い比較を試みるかもしれない。彼はまた、其處で惡少年共が「馬鹿にうまくやつてゐる」(「Es geht ihnen gut」) のをみて、恐らく頭をかきげることであらう。しかし、この視察者が一と度其處で一日を暮して、朝の六時に始まつて

晩の六時に至つて終る定めプログラムの時間通り一緒になつて行つてみたなら、この批判はすぐと變つてくるのである。その時になつて、何故に、古い觀念からするといかにもブリズンらしくない箇の環境の中に生活するにも拘らず、逃走を試むる——固より大部分成功はしないが——少年のパーセンテージが年と共に減少していくかといふ理由が初めて彼に解かつてくるのである。スポーツ、作業、運動、食事、學課、自由時間の利用、祈禱執行のしつかり、整つたりリズムの中に少年の全生活がくまられてゐる「ボースタル・デイス」(「Bozialtag」) の第一日の終りに於て、初めて何故に、此等の施設に於ける時間的に刑期の確定してゐない刑罰執行が、イングランドの不良少年の間に、素人目にはいかにも怖ろしく思はれる刑期の確定してゐる禁錮刑よりもひどく恐ろしがられてゐるか、といふ理由がはつきりと彼に解かつてくるのである。これは、ボースタル式刑罰執行が、箇の特色のある執行形式に於ても、就中特に少年犯人の性格の弱處を衝いて、だから本人にとつては極めて痛い不快なものとなるのであるが、これをひつ擱んでたゞき直すことを、いつも理解して忘れないといふことを證據立てゝゐるのである。而して、この犯人の性格の弱處こそ、壓抑手段をとる舊式の刑罰執行が觸れようともしなかつたばかりでなく、むしろいよゝゝ惡化せしめ、或は、甚だしきは全く新たに惹起したとも見える所のものなのである。(この項終り)(未完)

Blatler für Gefängniskunde, August-September 1937.

資料

刑務官の職務教育

本稿は國際刑法及刑務委員會が一九三八年覺書の形式をもつて發表したものをイギリス語原文からフランス語原文を參照しつつ翻譯したものである。刑務官の職務教育といふことは該委員會の永らく關心を有するところであつたのであるが、一九三五年のベルリン會議において本問題の研究のため小委員會が設置され、調査の完了を俟つて「刑務官の職務教育の問題に關する小委員會の報告案」として發表されたものが、過ぐるフロレンス會議において討議の上承認を経て茲に覺書として公表を見たわけである。報告案と覺書とを對照するに、原案が細部における若干の修正を受けたのみで殆んどその儘フロレンス會議において採擇されたことを窺ふに足りる。覺書のフランス語およびイギリス語原文は今收められて刑法及行刑資料集第七卷二四三頁乃至二七一頁にある。(以上譯者附言)

一 緒 言

國際刑法及刑務委員會は本報告を起草するに當りその託せられた重大な任務を恙なく遂行するに足りる職員を行刑事務に配しようとする問題の解決に國際的見地から貢獻しようとするものである。現行の行刑制度が如何ともあれ、いづれの

國においても此の問題は眞に極めて重要であり、彼の進歩した法規の制定とか乃至は特にその目的に適つた建物の建築にもまして事遙かに重要なのである。

行刑施設内における諸般の仕事を託されまたはこれに關與するために置かれた職員の任務は最早いづれの國にあつても單に受刑者を良心的に戒護することのみに限られるものでは

なくて、さらにその人格と行動とにより受刑者に對して能ふ限りの教育的影響を慎重に及ぼすといふ義務を包含してゐる。ところが、受刑者の中には往々にして個人としても將たまた刑務所生活といふ環境内にある點からしてもその取扱に頗る困難な者があるのである。他の何物にもまして終局的に受刑者に對する拘禁の効果を決定する刑務所の氣風といふものは、職員の精神、態度および活動によつて強い影響を蒙るであらう。職員の果すべき職務の要求するところはひとり特殊な性格上の特質に止まらずして特殊な知識と技能にも存するのであつて、理論的および實際的職務教育の組織はかうしたものの獲得と開發について指示するところがなければならぬ。

此の教育は自由刑と相並んで保安處分を採用するに至つた犯罪の豫防および鎮壓と社會生活への犯罪者の再適應に關する近代の立法觀のゆゑに益々必要となつて來た。かうした立法觀は行刑施設の分化とこれに應ずる受刑者の處遇を招來し、かくして専門的職員の問題を生ぜしめるに至つたのである。本報告書は刑務官志望者の詮衡方法に關聯して右の教育の一般的目的とその大綱に言及しようとするものである。

諸種の刑務官に關する職務教育の必要は既に一九三〇年ブラーグにおいて開催された第十回國際刑法及刑務會議によつて認められたところであつて、その際此の問題は委員會によ

つて同會議の議題中に加へられ、且つその趣旨の決議が全員の一致をもつて採擇されたのであつた。一九二九年に起草され一九三三年に改正された「受刑者處遇原則」は此の處遇の從ふべき最低條件を定めたものであつて、上述と同様の意味における若干の規定を含んでゐる。しかしながら、刑務官の教育の組織が未だにどちらかといへば稀であるか、さもなければ不備且不統一であるといふことは、一九三五年に本委員會により別巻として刊行された「各國行刑制度概要」ならびにこれに續いて一九三七年に現れた「刑法及行刑資料集」と題する報告書に徴しても明かであらう。そこでかうした教育組織を創設助長しもしくはこれを普及改善する努力がなされなければならぬのである。

各國における現行行刑制度と諸般の事情は極めて區々たるものであるから、細密な計畫を立ててこれが普遍化を圖らうとしても、それは不可能である。そこで此の事實に鑑み、一般的に役立ち且つ各國における教育組織のそれぞれの條件に從ひ必要に應じて變通自在に適用できるやうな大綱を描くことで満足しなければならぬ。

本報告が實際的な意味において問題の解決を求めたのは、かういふ事情を考慮した結果である。かくのごとくして問題の解決は教師、醫師、教師および特別の免狀を有する社會的補助者のやうな職員を除く一切の行刑施設の職員に關する

ものであつて、指揮、嚴密な意味における管理ならびに會計、作業および戒護といふ風に仕事の部門に應じて數種のグループに區分したのである。

本報告の骨組に關しては、此の緒論に續いて三章を設け、その一は先づ以て留意を要する採用に關する説明および示唆を、その二は本來の意味における職務教育を、さうしてその三に教育および職務教育の適當な規定の結果に基く職員の地位を取扱ふ。

最後に、本報告に含まれてゐる提議は單に勸告としての性質を有するに止まるものであつて、これが實施は各國政府においてそのそれぞれの國情に應じて考慮すべきものであることは、茲に明白に表示して置くのがよからうと思はれる。

二 職員の採用

およそ行刑制度がいかなる根本原則に據るにせよ、これを適當に實施するにはその要求する高貴にして困難な任務に十分に堪へ得る職員を必要とする。拘禁施設のためにかうした職員を確保するには、先づ以て刑務官の採用が極めて注意深く且つ慎重に行はねばならぬ。

國際刑法及刑務委員會の起草に係る「受刑者處遇原則」は第四三條中にこのことを強調してゐる。同條の規定するところによれば、「刑務所ノ全職員ノ詮衡ニ當リテハ獨リ其ノ才

能ノミナラズ其ノ人格ニ關シテモ最大ノ注意ヲ拂フコトヲ要ス」と。「資料集」中に發表されてゐる「各國行刑制度概観」を編纂する基礎となつた委員會起草の綱目には、各國において此の點に關し特殊な方法を探つてをればできるだけこれを通報するといふ件についての一項目がある。して見ると、職員の注意深い詮衡の價値を理解するといふことはほんの或程度まで行き互つてゐるに過ぎないわけである。

刑務官の採用といふことは非常に重要であるからして、中行刑官廳は先づ適當な標準を立て、全國の總ての行刑施設の職員が此の規準に從つて詮衡されるやうに留意しなければならぬ。また此の標準を立てるに當つては、志望者の人物および思想ならびに智能その他必要な一般のおよび特殊の條件を考慮すべきものであつて、容貌および身體上の標準も此の中に含まれてゐなければならぬ。さらに既に立てられた規準に從つて詮衡を行ふに當つては、刑務官として採用される者は受刑者に對しても將たまた社會に對しても自己の責任を十分に理解し、斯くてその仕事の目的は能ふ限り受刑者を社會に再適應させることにあるのであつて、しかも此の目的を遂げるためには刑務所の全職員が心を一にして緊密且つ忠實に協力することを要するものであることを理解すべき地位にあることが特に重要なのである。

職員の任用は斯くして中央行刑官廳の管轄に屬するのである

が、それは國家の他の同等官吏の任用と同一の方法で行はれねばならぬ。また政治的考慮その他およそ行刑事務に關係のない一切の考慮といふものから獨立してゐなければならぬ。さらに志望者が此の事務に能力あり且つ適當してゐることをできるだけ保證する證明の存することを必要とせねばならぬ。

職員はこれを上述のやうに各種のグループに區別すべきである。一方には「指導」グループがあり、さうして他方には「嚴密な意義における管理および會計」のグループと「戒護および作業」グループがあるのである。

特に後の二つのグループについては現存の事情によつて立場を異にする。極めて多數の刑務職員があり、従つて多數の辭職と新規任用が行はれる諸國は、交替が多少とも稀な小國におけるよりも一層系統的な仕方で行はれる處では、中央行刑官廳は次章に述べる講習の一部として特に此のための講習を設け、行刑事務に就かうと希望し且つ假の詮衡を経て或る程度の豫備條件を具へた者をして聴講させることが可能でもありまた有用でもあるやうに思はれる。かうした講習は指揮グループと一層需要の多い管理グループに就く職員を養成することにならう。講習は特にその目的に適はしい施設内における相當長期の講習によつて補はれねばならぬのであつて、志望

者が果して所期の事務に携はるに十分な資格があるかどうかは此の講習が終つたときに始めて決定できるのであり、さうして茲に確定的の任用が行はるべきものである。

他方、刑務職員の異動が少なく、従つて上述の事務に採用方を考慮し得る人員の数がいくらか少ない小國にあつては、同一の方法を完全に實施するわけには行かない。行刑官廳は此の場合空席のあり次第競争によつてこれを補つて行くといふことで満足せねばならぬとしても、その志望者は慎重な豫備試験を受くべきであり、さうして假に採用された者は豫備教育を與へるに足る相當長期の講習を受け、しかる後に確定的に任用すべきものである。

「指揮」グループについては採用の問題は趣を異にしてゐる。先づ第一に此の事務の部門に屬する地位の数は比較的になく、従つて満さるべき空席は小國においてはもとより大國においてもさして多くない。しかのみならず、中央行刑官廳は有能にして適當な他の二つのグループの職員中から指揮者もしくはその補助者を拔擢し得るのが普通である。云ふまでもなく、かうした職員を昇進させるといふことは、刑務所を掌理するに當つて曩に行刑事務そのものによつて得た知識と經驗を利用することができ、且つ職員に昇進の道を開くことによつて志氣を鼓舞することができるといふ二重の利益を有するのであつて、従つて此の方法は推賞に値するわけであ

る。此の事たるや當該の職員が次章に述べるやうな系統的教育を受ける場合にあつては特にしかりとする。他方、高い學問的教養を有する新人を採るといふことが清新向上の氣風を齎し、斯くて舊慣から生ずる或種の因襲の弊を除き得るといふことも否定できないところである。かうした席を満すに當つて刑務官の外部から人を求めるときは、その資格および才能が注意深く精査され、その任ぜらるべき職務について長期の實習を受けることがどうあつても必要である。

上述したところから明かなのは、總ての場合に行刑事務に就かうとする者が十分必要な資格を具へてゐるやうに注意が拂はるべきであるといふことである。實際、此の條件が具備してこそ始めて志望者はその事務の一般的ならびに特殊的要求に應じ得るのである。

受刑者の處遇に關係する總てのグループの職員に通ずる「一般的要求」については、法律が單に刑罰の適用のみを規定してゐた時代にあつても既に頗る困難であつた刑務官の任務が今や刑罰のみならず保安處分をも規定するに至つた近代的立法によつて益々重きを加へた事實を指摘せねばならぬ。保安處分に付された人々は犯罪者中最も取扱の困難なものに屬してゐる。犯罪者達は自分達が犯罪と直接關係したことを熟知してゐるから刑罰には柔順に服するが、犯罪者達の示す危険の觀念もしくはその人格の一元的評價に基礎を置く保安處

分の執行を忍ぶことは難しく、斯くて此の結末屢々いらした氣分が醸成されることになり、此の處分の執行される施設の掌理を益々困難たらしめるのである。いかにも犯罪防止を旨す此の新制度をして所期の成果を収めしむるためにはその職員に高い智的および道德的資質を要求せねばならぬ。

かうした資質はひとり高級職員に必要なのみではない。程度の差こそあれ、それは等しく他の職員にも缺くべからざるものである。特に戒護職員においてしかりとするが、蓋し此の種の職員は新しい行刑の目的が那邊にあるかを理解且つ感得し、以て收容者に關係する日常生活の行動をこれに適應させねばならぬからである。行刑施設内において規律がこれを受ける人々の本質的に精神的なまた物質的な必要を冒すことなしに嚴格に維持されるためには、戒護職員と受刑者との不斷に關係する生活のいかに些細な行動と雖も、正義と人道の調和ある適用によつてこれに息吹が與へられねばならぬのである。

刑務官は人生の問題そのものと同様に數多い問題から生ずる種々様々な場面に當面するのであるから、従つて單に良き一般的教育——高級職員にあつては甚だ高い教育——を具へるのみならず、さらに普通には一人の身に兼ね備はつてゐない幾多の人格的資性を有せねばならぬ。刑務官は智的にして善良な氣立でなければならぬ。寛容にして冷靜でなければならぬ。

らぬ。丁寧親切にしてしかも情に溺ることなく毅然たるところあり、廉直にして且つ悠揚たるところがなければならぬ。潑刺たる社會意識、高度に發達した批判精神ならびに斷乎たる命令力を具へねばならぬ。その仕事に練達し、規律を維持し得るとともに自ら規律に服さねばならぬ。いかにすれば共同の掌理に適合し、受刑者の處遇のための掌理によつて定められた線に沿ふことができるかといふことを理解し、自分達も亦共同の仕事に適當に營むのに必要な、程度の差こそあれ組織における重要な齒車だといふ自覺を有せねばならぬ。總ての職員は一擧手一投足の末に至るまで受刑者の模範たるべく行動せねばならぬ。最後に、身長、舉措および容姿に關して或る一定の身體上の條件を満してゐなければならぬ。

受刑者の處遇に當る一切の職員のための上述の一般的要求に附加して、上述の事務の三部門、すなはち指揮、管理、戒護および作業によつてそれぞれ異なる「特殊的要求」のあることを述べる必要がある。

「指揮」 少なくとも最も重要な施設における所長および副所長もしくは所長補は大學教育を有すべきである。先づ最初にさうして本質的に要求されるのは特に行刑事務に適應する優れた人物であること勿論であるが、それと同時に所長および副所長は判事の資格ある法律家であることが望ましい。い

かなる場合にも斯かる地位に對する志望者は、一九三〇年の國際刑法及刑務會議の決議（會議議事録第一卷、四九頁所載）に定められてゐるやうに、行刑及犯罪學研究所の講習を受け、且つ優秀な成績でこれを修了したことを特別の免狀をもつて證明しなければならぬ。

「管理」 會計主任、文書主任、庶務主任といふやうに行刑事務の此の部門の上級官吏が所長補または所長に昇進する制度になつてゐる場合には、志望者が少なくとも高等教育を有してゐて昇進後の地位を満すに必要なと考へられる特殊の智識によつて些の困難なしにこれを補ひ得なければならぬことは云ふまでもない。

「戒護及作業」 少なくとも大きな施設にあつては、嚴格な意義における戒護事務と作業事務が分離されてゐて異なる職員によつて行はれてゐる國もあるが、此の二つの事務が同一の職員に任されてゐる國もある。此の二つの制度のいづれが採られてゐるにもせよ、志望者は少なくとも小學校を修了し且つ原則として二十五歳以上三十五歳以下であることが要求されるべきである。受刑者の作業を監督する義務ある者はその擔當する業種について技能免狀を有し、斯かる免狀を賦與される特別の公開試験を通つてゐることが要求されるべきである。

最後に、教誨師、醫師および教師があり、さうして或る國

には社會的補助者なるものがある。上述のやうに、これらの者はその仕事に能力あることを證明する特別の免狀を有してゐなければならぬ。しかしながら云ふまでもなくかうした職員は受刑者の處遇に必要な助力を與へ得るために缺くべからざる人格的資性を具ふべきことが必要である。

三 職員教育

上述したところから原則として行刑事務に就かうとする志望者を注意深く詮衡し且つ注意深く試験して職員を採用するだけでは不十分なことが或る程度まで明らかになつた。職員が此の困難にして責任の大きい事務に對する完全に満足な資格を具へるがためには、必要な理論的および實際的智識を與へるやうな特別の教育が設けられねばならぬ。

教育は事務の各部門の間に存する上述の區別、すなはち指揮、管理、戒護および作業に應じて別個の基礎の上に組織されねばならぬ。蓋し智的教養に對する職員の基準についてもまた事務の要求についてもその要求は著しく相異なるものがあるからである。

かうした考慮を前章中に此の點について述べたところによつて、事情の許す諸國においては右の教育が毎年もしくは隔年適當な一ヶ所——でき得べくんば數ヶ所——の行刑施設内

に特に此の目的のために組織された中央もしくは地方の講習によつて與へられることが適當である。期間は三ヶ月乃至六ヶ月とし、上述の三つのグループについて異なる科目を設け、各講習の終了毎に試験を行ふべきものとする。

「指揮」グループに屬する地位に就かうとする志望者を教育する講習の科目は少なくとも次の題目を含むべきである。

- a 刑事および行刑制度とその適用に關係する限りにおいて、憲法の主要規定と刑法および刑事訴訟法の規定。但し法學士またはこれと同等の免狀を有する志願者は例外である
- b 行刑學の全體。これには行刑制度および行刑の實際の歴史ならびに刑事學、人類學および社會學の概要を含む
- c 各種の行刑施設の組織法規および附屬法規ならびに各種の刑務職員の服務規程
- d 經濟上および會計上より見たる一般管理ならびに各種の施設における刑務作業の組織
- e 行刑教化、行刑衛生および行刑心理學の初歩と方法
- f 特に受刑者およびその家族に關する社會政策および保護の方法と形式

これらの志望者は後日、施設の長とならうとして準備してゐるのであるから、右の講習が全體としての行刑事務および

各種の刑務職員の義務に關する廣汎にして健全な觀念を與へ、斯くのごとくにして施設の掌理を効果的に行ひ且つ各種の職員に効果ある影響と統制を及ぼし得るやうにすることが肝要である。

本來の所謂管理事務の他に經理事務および會計事務を含む「管理」グループに屬する職員の講習の科目は次のごときものを含むべきである。

- a 刑の執行および行刑事務に關係する限りにおいて、憲法の基本規定と刑法および刑事訴訟法の主要規定
 - b 各種の行刑施設の組織法規および附屬法規の主要特徴ならびに行刑施設における管理事務、經理事務および會計事務に關する特別規定
 - c 各種の形式における刑務作業の組織
 - d 行刑衛生（例へば、受刑者の給養、監房、工場等の衛生）、行刑教化および行刑心理學（特に受刑者の處理における心理學）の諸原理
- 作業と連絡あると否とに拘はらず、戒護事務に當るべき講習の科目は次の如きものを含むべきである。
- a 戒護事務に關係する限りにおいて、憲法の最も重要な規定および刑法の主要規定
 - b 特に規律および看守服務紀律に關する組織法規および補充法規の大綱

實務指導に限らるべきものでないことが望ましい。任用されて通常の事務に携はる職員については、本委員會の起草に係る處遇原則第四三條第二項中に含まれた勸告に従つて、時々理論的および實際的講習ならびに行刑上の諸問題を取扱ふ定期の集會が組織されるべきである。

これに加へて、もし事情が許すならば、此の問題に關心を有する適當な職員は大學もしくはその他の場所になされる刑事學および社會政策の特別講習を受ける機會を與へらるべきである、斯かる處置は多少とも單調な事務が機械的に流れる危険を避けることができやう。同じ目的のために少なくとも大きい施設には行刑制度およびその各般に互る著作の蒐集を含む職員特別圖書室を設けて職員の智識を増す機會を與へるのが有益であるやうに思はれる。最後に、此の點に關して注意すべきは、特に有能の職員をして外國の刑務所、拘禁施設その他類似の施設を參觀させる價值である。

行刑事務に就かうとする志望者および既に任用された者に與へられる教育は、その事務が不斷に剛毅を要し時には峻厳さへも要すると、一方常に人道的で、平穩で、廉潔で且つその義務を忽かにしようとするいかなる誘惑にも負けてはならぬといふことを教へ込む風でなければならぬ。例へば、その注意は就中次のやうな或る基本的にして一般的な義務に向けられねばならぬ。すなはち、あらゆる受刑者はその犯罪

c 單に規律の點のみならず教化および保護の點より見たる受刑者處遇の規定

d 現に實施されてゐる刑務作業の組織の要綱

e 戒護事務の實習、武器使用の訓練および或る種の身體運動の實施

f 事務報告の明瞭にして精確な作成

これと關聯して明白に指摘するべきは、本委員會の起草に係る處遇原則が第五二條中に「新ニ職務ニ就キタル職員ハ受刑者ノ戒護ヲ委ネラルルニ先立チ其ノ職務ノ義務及ビ責任ニ付十分ナル期間教育セラルベシ」と規定してゐることである。さらにまた指摘するべきは、作業事務が戒護事務と分離してゐる場合には、作業事務に任せられる刑務官はでき得べくんば見習期間中にその職務の遂行に有益なる限りにおいて戒護事務に就かうとする志望者に與へられる講習をも受くべきことが望ましいといふことである。

行刑事務のための教師、醫師および教師の特別教育については一般的に指示しないが、さりながらこれらの者が行刑施設におけるその職務の遂行に固有な特性を本當に理解してゐるべきものであることは最も重要なことである。このことはまた純粹に技術的な職務を有し刑務職員に屬しない工場監督にも當て篩まるのである。刑務官の職務教育は上述の豫備講習ならびに見習期間中の

が何であれ一生を通じて人間たることを失はないといふこと、受刑者の戒護を任されてゐる職員は受刑者に非行ある場合にこれを處罰する權利なく、唯その權能ある上官に報告すべきこと、職員は自己防衛または他の職員もしくは受刑者の防衛のために必要な場合に限り且つその必要な限度においてのみ暴力を行使せねばならぬこと、職員は何等かの利益を得んがため受刑者によりもしくは受刑者のためにまたは第三者により提供された一切の物を拒絶せねばならぬことを常に記憶すべきである。

四 職員の地位

採用および教育について上述したところに關聯し刑務官の社會的地位につき若干附言したいと思ふ。刑務官が偶然的な事情や權勢によつてではなしにその人物と資格の慎重にして系統的な試験によつて任用されるべきものであり、さうして刑務官はその義務を履行するうちに應てこれを果すことを學ぶに至るのではなくして最初から系統的教育によつて必要な智識を獲得するものであることは既に明らかにされたところである。従つて刑務官の地位はかうした條件に照應せねばならず、さらにまた廣い意味における眞の技術的職務となつた此の行刑事務の要求にも照應せねばならぬ。されば刑務官は自己の職務を特殊の義務と心得て、これを自己獨特の任務とし

て高く評價する意氣がなければならぬ。

刑務官の確定的な任用は職務履行の懈怠もしくは非行の場合を除いて國家の事務における安定にして永續的な地位を確保することを要し、さうしてその任用の永續性はその携はる事務に關係のない政治またはその他の勢力の變動に對して保證されてゐなければならぬ。

刑務職員は固定給を支給され、その金額は職務の輕重に應じ各部門の事務における種々の地位と等級に従つて定めらるべきものであつて、その俸給は義務が満足に果されたときには規則的に定期増俸を受けねばならぬ。實際、日常生活にあつては同僚間における職員の地位はその報酬の多寡によつて評價される。しかし各國における社會上、經濟上および貨幣制度上の條件の甚しい相違を見れば、此處に國際的標準において俸給の幾何なるべきかを計算することは明らかに不可能である。とはいふものの、一般的に役立ち得る或る規準を示すことは可能であり且つおそらくは價值あることであらう。すなはち、「戒護」グループに屬する職員は技術的職業の職人が獨立労働において得る収入と同程度の俸給を受くべく、「指揮」グループに屬する職員は第一審裁判所の司法官、中等學校や軍部の教員のやうに他の方面で類似した責任を有する地位にある者と同じの俸給を受くべきである。最後に附言

すべきは、刑務職員がその俸給の一部としてもしくはその俸給外に何等かの手當を受けるときには、斯かる手當がそれに關して一切の不確定が生じないやうに適當に一定されてゐなければならぬ。

最後に、職員は退職年齢に達した場合相當の恩給を受けることを豫期し得るといふことが肝要である。退職年齢はそれぞれの部門と地位の要求に應じて一般的に最低限と最高限を定むべきであるが、個々の場合に當つては當該職員の身體および精神上の能力の状態に従つて異なるものがあらう。行刑事務の奮闘的義務を適當に履行するに必要な體力と能力を有しなくなつたときに退職させることは職員にとつても利益であるし、また一方適宜の時期に適當な恩給を與へて退職を可能ならしめることは行刑事務自身の利益でもあるのである。

終りに臨み、刑務職員の職務の性質と地位を説いた本委員會の起草に係る處遇原則第五條を茲に引用したい。曰はく、「刑務所ハ此ノ事務ガ重大ナル責任ヲ要求シ而モ眞ニ社會的ニ重大ナリトノ確信ヲ刑務官並ニ一般世人ノ間ニ喚起シ且ツ維持センガ爲メ萬全ノ努力ヲ拂フベシ」と。

戰時統制經濟について

高橋經濟研究所長 高橋 龜 吉

本文は刑務協會茶話會において高橋氏が試みられた講演の大要筆記である。唯趣旨を紹介するのであるから、表現上の責任は一切筆者にある。

(一)

戰時統制經濟はハッキリした目的を以て生れたわけであるから、その目的に照し合せて考へれば戰時統制經濟といふものゝ本體もハッキリ分る筈である。統制經濟といふことは從來にも屢々いはれてゐる。電力統制といふやうなことがそれであるが、今日戰時統制經濟と稱せられ

るのは、さうしたものは全然性質がちがつてゐる。戰時統制經濟といふのは、戰爭の目的を遂行するために、個人的の利害に拘らず、國家の資材と經濟力とを擧げてその方面に差し向けて行くものである。従つてこれには國家の權力が加はる。又今日こそ支那だけが相手の戰爭に止まつてゐるが、國際情勢の變化によつては、更にもとの國を相手として戰爭を始めなければならぬことになるかもしれない。さうした場合に備へるために、今よりして戰鬪力の強化を圖つておかなければならない。日本の國力には限りのあることであるから、從來の如きやり方では、到底大戰爭には堪へない。普通ならば、國民がいかなる品物をいかに使はう

とそれは個人の自由である。經濟活動は全く個人の伎倆と設計と氣働きとに任せであつた。そしてその上に尙ほ餘裕があれば、政府は公債を發行して臨時の費用に使つてゐた。即ち公債發行額は民間の餘力如何によつてきまつてゐたのである。しかしながら一度大規模な戰爭が始つたとなると、そんなことでは國家は到底成り立つて行かない。イザ戰爭となれば國家としては、どんなことがあつてもその戰爭に勝たなければならぬ。戰爭に負けたらもうおしまひである。戰爭に勝つためには、今まで國民の自由に任せてあつた經濟活動を、強いてもその目的の線に沿うて方向轉換せしめなければならぬ。換言すれば、國民の經濟的自由に對し或程度の拘束を加ふるの必要がある。そのやり方を戰時統制經濟と稱するのである。従つて戰時統制經濟は大體において消費の統制を主として、それによつて得たる最高限度の餘剰を擧げて戰爭

へ振り向けることになる。そして消費統制と共に、若くはそれと關聯して配給の統制を行ひ、更に戦争に必要な産業を發展せしむるために、比較的 unnecessary なる他の産業を或程度抑制するの必要がある。普通ならば、輸出入ともに國民の自由に一任してあるのであるが、戦時に當つては外國品の輸入を制限するの策に出でなければならぬ。物によつては輸入の禁止を斷行することも亦已むを得ない。しかしながら反對に輸出は出来る限りこれを奨励しなければならぬ。しかも日本の輸出品は大部分外國からの輸入をその原料としてゐるのであるから、その意味では原料の輸入を止めるわけには行かない。外國の原料に加工を施して、これを輸出品として外國へ賣るのである。しかも外國から原料を買ふためには、外國へ品物を賣つたその代金でまかなふことになるのである。従来ならば、外國から買つた原料は、日本でこれを加

(二)

工して、一つは外國へ輸出し一つは國內で消費してゐるのであるが、前述の如く戦時に在つては消費統制の必要から國內での消費は出来るだけこれを制限して、大部分これを外國へ輸出することに努めなければならぬ。長期戦争を期する戦費をまかなふためには、能ふ限り多く外國へ品物を賣つて、能ふ限り多くの代金を得なければならぬ。従つていはゆるリンク制といふことが自然に要求されて來る。輸出原料となるべきものを輸入して、その製品が國內で消費されることを極力防止するといふことが、戦時統制經濟の一つの態様である。これは勿論、國內の消費統制といふこと、桶の両面をなすものである。それには輸 outgoing の品物が餘り高くなつてはいけない。高くなるが外國へ出て行かない。今年五六月の頃がさうであつた。物價が餘り高くなる、ひとり國民生活を脅かすことになるのみならず、外國への輸出が不振に陥る。こゝにおいてか物價統制といふことが必要となる。

この間大藏大臣及び商工次官の語るところによれば、戦時統制は、かりに今回の支那事變が一段落ついても決してそれで解除されるべきものではなく、その後といへども相當長く繼續するものと覺悟しなければならぬといふやうなことを言はれたが、これはハッキリしてゐるやうで實はハッキリしない言葉である。事變後といへども統制經濟は或は繼續するかもしれないが、しかしながら形は同じでもその内容は自ら違つて來なければならぬ。違つて來べき筈であると私共は考へてゐる。現在の統制經濟が今後そのまゝの方向と内容を以て繼續するものと思つたら大きな誤りであると思ふ。當局の説明は、現在の事變に直面してゐる立場においてなされたものであらうと思ふ。然らば現在の戦時統制は、今後いかなる

方向を取り、又いかなる内容を有つことになるであらうか。それが當局としても又私共としても大に考慮を要すべき點であると思ふ。現在の戦時統制經濟は、極端にいへば一種の徵發である。國民若くは國民の一部が、その好むと好まざるに拘らず、戦争の目的を遂行せんがために、國民から或る程度の徵發を行ふのである。敵がその死力を盡して防衛を試みてゐる漢口を攻略せんが爲には、日本としても個人の利害得失などは餘り考へてゐられないのである。食ふか食はれるかの戦争のクライマックスにおいてはそれも亦已むを得ないことである。唯徵發といふ言葉が多少穩當を缺くので、これを戦時統制經濟と言ひかへたまでである。國家が戦争に勝つためには、國民は或程度の犠牲を忍ばねばならない。一死報國の戦線の將士は勿論として、内地に在る國民の經濟生活とてもその除外例であるべき筈はない。その意氣込みを經濟的に實現するのが戦時統制經濟である。漢口攻略といふが如き大戦争の續く限り、それは何人といへども異議を挟むべき餘地がないのである。戦争を始めたからには國民は先づそれだけの覺悟をしてかゝらねばならない。

尤も國家はいかに戦争の場合だからとて、國民の犠牲を大ならしめるのがその目的でないばかりでなく、出来るだけ國民生活を脅かすことの尠いやうにと心掛けてゐる筈である。のみならず、國民生活に與ふる苦痛が大きければ大きい程、國家の經濟力に及ぼす影響の大きいとは言を俟たぬところである。私が今後漢口攻略といふが如き大戦一過すれば、戦時統制も自らその方向をかへ、その内容を異にしなければならぬし、又事實さうなるであらうといふのはその點である。漢口攻略後とても、滿洲事變後におけるが如く、各地に或程度の兵を駐屯せしめておかなければなるまいし、それで事變が最後の段階まで到達し得るものとは想像出来ないが、しかし廣き意味においての軍需品の如きものはたしかに現在に比し減つて來る。従つて食ふか食はれるかといふやうな立前の下に在る現在の戦時統制經濟も必ず徐々に緩和されて來るものと想像される。

しからば現在の戦時統制經濟が漢口攻略後に於ていかなる方向を取り、いかに緩和されて來るかといふに、それは恐らく長期建設のための統制に代り、従つてその内容も目的も自ら別趣のものとなるであらうと想像される。戦時統制經濟は前述の如く殆んど徵發と同義語であるといつてもよいのであるが、長期建設のための統制は、それに比すれば相當餘裕のあるものとなるであらう。長期建設といふのは一口でいへば大戦後における後始末である。そのためには軍備も勿論であるし、國家の經濟力を強化することも必要である。支那事變の山は越しても或は

二三年後に發生するかもしれぬ他の國との戦争若くは第二次世界戦争に準備するところがなければならぬ。目前の戦争でなく、今後の戦争に備へるといふ立場から、一定の計畫を立て、おかなければならない。従つて、戦時統制経済と長期建設のための統制とでは、品物を使ふ意義も場所もちがつて来る。現在は戦争に勝つために品物を使ふのであるから、砲弾、爆弾その他の軍需品等が一番必要なものとなつてゐるのであるが、今後は長期建設のために品物を使ふのであるから、國民経済に大なる打撃を與ふるが如きやり方は出来るだけこれを避けなければならぬ。破壊のためには破壊を目的とする品物の使用方法があり、建設のためには建設に必要な品物の使用方法があるといつたわけである。換言すれば前者は戦争に勝つといふ計畫の下になされ、後者は國力の發展といふ計畫の線に沿ふて行はなければならない。國民經濟を犠牲にしてもかまはぬといふやうな

ことでは後者の目的に副はないのである。かやうに、戦争に一段落がつけば、徴發的の戦時統制経済は、國力の發展を目的とする長期建設のための統制経済に振りかへられ、再編成されなければならぬのであるが、さうした動向を頭に置いてかゝると否とでは、今後取るべき經濟政策に大分の相違を生じて来る。現在では、當業者の立場など顧慮してゐられないものが多々あるが、今後戦争のみに主力を注ぐことの必要が緩和されるれば、出来るだけ當業者の立場や利害を考へてやらなければならない。ひとしく統制経済とはいつても、その動きには相當の手加減を必要とする。その邊の考へ方がぼんやりしてゐると、戦後の長期建設は或は失敗に歸するかもしれない。政府がその點につき何う考へてゐるかハッキリとはいはないが、大藏大臣や商工次官が、統制経済は戦後といへども尚ほ續くと述

べてゐるのは、その意味においてあると私共は解釋してゐる。若し然らずして、現在の如き戦時統制経済があと三四年も續くことになれば日本は實に大へんなことになると思ふ。戦時統制経済は、戦争が一段落つくまでといふ極く短期なものに見られ、ばこそ、當業者にも國民にも、普通なら出来ぬところを辛抱して貰つてゐるのである。元來日本の經濟活動を受持ち、國力の發展に貢献してゐる人々はすべて當業者であり、實業界の人々である。貿易なり産業なり、從來ならばこれ等の人々の自由活動に一任しておいてよかつたのであるが、食ふか食はれるかの國家の重大時期に直面して見ると、戦争の目的遂行のために、さうした自由經濟に對し百八十度の方向轉換を行はねばならない、といふのが現在のいはゆる戦時統制経済であるが、これは飽くまでも過渡的のものであるべき筈である。自由經濟から急激に戦時統制經濟の

レールへ乗せるためには或程度の無理強ひも亦已むを得ない。しかしながら、強ひても戦時統制経済のレールへ乗せるまでの心構へと、一度そのレールへ乗つてからの心構へとでは、その間大きな相違がなければならぬ。レールへ乗せるためには、若くはレールへ乗せてゐる間は、個人の利害などは、或は構つてゐられないかもしれないが、一旦レールへ乗つた以上は、次に來るべき長期建設のための統制経済へと眼を向けて、その準備に取りかゝらなければならない筈である。

(三)

本來をいふならば、政府は戦時統制経済のレールへ乗せる前に、國民に對し十分の宣傳若くは教育をして置かなければならないのであつた。遠からずかういふ事になるから、國民は今の中にその用意をして置くがよいといふことを知らしておくべきであつた。時の政府には果してそ

れだけの先見の明があつたか否か、何れにしてもその點を怠つてゐた。今の政府となつて、國民に對し國家經濟の眞相を知らさうといふことに閣議で申し合して、始めて聲明を發表したのであるが、それまでといふものは、日本の國情がどんなものであるかといふことを國民の前に秘しかくしてゐたのである。それについては種々な理由も辯解もあるであらう。國民に徒に心配をかけまいとの心遣ひもあつたであらうし、外國から足許を見透かされまいとの用心もあつたであらう。しかしさやうな心遣ひや用心は實は無用だつたのである。外國では日本の國情位チャンと知つてゐた。知らぬのは國民ばかりであつた。國民がよくこれを知つて戦時に備へてゐたならば、氣持の上でももう一層張り切つて、國策の線に沿うて行くことに努力してゐたかもしれないのである。現内閣となつて、急激に戦時統制経済に轉換するの必要を

感じはしたが、國民に十分これを知らしむるだけの期間と餘裕がなかつた。その結果國民が心から納得出来ぬ中に、急角度的に現在の戦時統制経済が出来上つてしまつた。必要がさうさしたのであるから致し方がないとしても、國民を教育するの餘裕がなかつたといふことのため、國民——殊に經濟界の人々と戦時統制経済との間に喰ひ違ひを生むの已むなきに至つた。政府の方針と當業者の考へとは丸でうらはらになつてしまつたのである。

といふのは普通の場合ならば、物が不足すれば必ず物價が騰貴する。人為を以てしては何としてもこれを抑制し得るものではない。これが經濟界の法則なのである。大正七年に米價が騰貴した際、暴利取締令を以て十六圓臺に引き下げようとしたが、米價は却つて四十圓臺に暴騰し、いはゆる米騒動まで持ち上つた。自由經濟時代に在つてはさうなるのがむし

る當り前である。支那事變が始まれば、戦争のために尠からず物が要るので、自然國內の品物が不足して、物價は昂騰するにちがひない、といった豫想から、買ふなら今の中といふので、商人はいはゆる物價を高思感買ひをやり、家庭でも、金のある人は衣類などウンと仕入れて箆筒の底に仕舞ひ込んでおくといふ有様であつた。その傾向は相當すさまじい勢ひで現れて來た。若しその傾向がいよゝゝ甚だしくなり、物價が天井知らずに昂騰すれば、外國への輸出は止り日本の經濟は破綻し、戦争など到底やれつこないことになる。經濟界の人々の從來の考へ方からする從來のやり方をそのままに放つておけば、必ずやさうした結果になる。だがそれでは政府の方針とは喰ひ違つて來る。政府としては何はさておいても戦争に勝たなければならぬといふとを立前としてゐる。そこで、冷水三斗、右の傾向を打碎かんとの方針に出でたのが物價

騰貴抑止策であるが、それは從來の如き暴利取締令によるのではなくして、公定價格の制定である。即ち戦争に必要な品物の價格を一定の限度に決めてそれ以上に賣買することを禁ずる。それがために個人が損をしようが得をしようが一向に構はないとする。損をしてもそれは個人の自業自得であるとする。從來の自由經濟的の考へを有つた人々はそのため随分面喰つたであらうが——つまりその點、政府と當業者との考への間に、或る喰ひ違ひがあつたのであるが、それも致し方がない。

家庭に在つても同じことで、物が不足して物價が上るから今の中に一年分も二年分も買ひ込んでおけといふことになると、品物は市場から姿を消してしまふ。政府が戦争に必要な品物を買ひ上げるのは市場からするのであるのに、市場に品物がないとなると物價は否でも應でも騰貴する。それでは困る。八十億貯金といふやうなことが頻りに唱へられてゐるのは、物を買はずに金にして貯金しておけといふことである。金にしておけば公債が消化される。物價が上らぬ上に政府に金が入り、それで戦費をまかなふことが出來るといつた順序となる。消費節約運動は主としてさうした意味を以て生れて來たのである。普通の場合ならば景氣が好いたために物價が上るのであるが、今日は戦争で品物が不足してゐるために物價が上るのである。従つて軍需品工業關係の人々は収入が増えるかもしれないが、一般には物價高その他いろゝゝなことで生活に不安を起す。國民の生活が不安なれば銃後の後援もうまく行かないことになる。

(四)

以上述べた理由で物價はどうしても一定限度以上に上げてはならない。昨年の暮に最高價格制度といふのを決めたのであるが、それは有名無實に終り、物價は

ドン／＼上つた。政府のやり方では物價は上るに決つてゐると、從來の考へから、經濟界の人々はさう見てゐたのである。物價政策が有名無實に終れば戦争は出來ない。こゝにおいて政府は斷乎たる決意をした。當業者の損得にかまはずに、或種の品物の價格を公定し、若しそれに違反するものがあれば處罰するといふことにした。當業者の考へ方や、やり方を無理にも方向轉換させて、戦時統制のレールの上に乗せたのである。物價統制といつても、今回のやり方は、大正七年の際の如く、唯法令によつて物價だけを抑止せんとするものではなく、もつと別の方法をとつてゐる。自由經濟に在つては、自然の作用で品物と、その品物を使ふ人數との關係が調節される。例へば、需要者が百人あつて、品物が五十圓(一人一圓宛を使用するものとして)しかないとすれば、五十人の人には品物が割り宛てられるがあの五十人には供給

が出來ない。その場合、どの五十人に品物を與へ、どの五十人を除外すべきかといふ問題が起きる。ところで從來ならば、需要供給の關係で物價が上つて例へば一圓二十錢となれば、百人の中三十人は懐の都合で品物が買へなくなる。つまり三十人は脱落するのである。そこで残り七十人の間の競争となるのであるが、更に物價が一圓五十錢となれば七十人中二十人は脱落し、あとの五十人だけが一圓五十錢で買ふといふことになる。かやうに自由競争に任せておけば、物價の上るのは當然で、それで人數と品物との調節が取れるのである。然るに戦時統制經濟となるとさうではない。戦時統制經濟では、人數百人に對して五十人分の品物しかないとなると、その品物を是非必要とする五十人にだけ買はして、さし必要としないあと五十人には品物を賣らないことにする。洋服ならば着換へのない人にだけは賣るが、着換へのあ

る人にはやらない。つまり戦時統制は需要する人數の方を減らして、物價を上げないことにするのである。即ち消費統制によつて物價統制を行ふのである。輸出の振興と國民の生活を脅かさないがために——結局をいへば戦争の目的を遂行するがために、絶対にそれが必要なのである。

しかしながら前にもいふやうに、一度統制經濟のレールに乗つてしまへば、今度は當業者が安心して仕事が出來るやうに考へてやらなければならぬ。さうでないと、當業者が萎縮してしまふ。當業者が萎縮することは經濟界そのものが萎縮すること、日本の經濟力は爲めに非常に弱められてしまふ。その意味で現在の如き戦時統制經濟には自ら期間がなければならぬ。これまでの經濟界の人々の考へ方がたしかに政府の方針とは逆行してゐた。國策の線に沿ふものとはいへなかつた。そこで政府としても、斷乎た

る決意を以てこれを取締る必要があつた。従つてこの場合は経済界の多くの人の考へ方のウラをかゝんとの想定の下に行はれた。爲に経済界の人々も大に迷ひ且つ面喰つた。経済界の人々とてもと／＼忠良の國民である。政府の方針さへ合點が行けば、その方針に殊更に逆行するやうなことはしない筈である。それで今後の方針は、即ち一度無理にも戦時統制のレールに乗せた以上は、其後は當業者との協力を求めなければならぬ筈である。いはゆる官民一致で時代に適應する國策を遂行して行かなければならぬ。例へば事業の細目のことは官吏にはよく解らない。その場合官吏が徒に口出しするのも考へ物である。各地への配給統制なども官吏の側では手續上いろんな面倒なことがあつて、配給を受けるにも十通二十通書類を提出しなければならぬといふ有様で、期間にしても遷延又遷延で一ヶ月以上もかゝる場合がある。平常ならば電報一本でラチが明くの、一ヶ月以上も返事が来ないのでは當業者もやり切れない。さうなると先方からは注文

しないことになる。その結果成程違反はなくなつたが、目的である輸出がなくなつてしまふことになる。戦時統制もさうなつてはむしろ失敗である。病氣は治つたが、生命がなくなつたといふのと同じことである。病氣を治すのは生命を保たんがためである。その意味で、今後は當業者の理解と協力を得なければ戦争遂行の目的は結局において達し得られないことになると思ふ。前にもいふやうに元來兩者の喰ひ違ひを生ぜしめないためには、政府は國民によく教育を施し、事情を知らしておくべきであつたにも拘らず、政府は五六月頃には丸で逆のことを言つてゐた。しかし事情は急角度の方向轉換を必要とした。當業者を被告扱ひするやうな統制振りとなつてしまつた。しかしこれも或は已むを得ないことであつたらう。だが、そんなことがいつ迄も續いてゐては、日本の経済力は神経衰弱にかゝつてしまふ。事情さへ判れば、當業者とても進んで政府の方針を諍し、進んで國策の線に沿ふことを躊躇しないであらう。恐らく漢口攻略が、その第二段階

への轉換期をなすものではないかと想像される。今日の統制経済は不合理的なものが多ある。今後はもつと合理的なものにしなければならぬ。又事實さうなと思ふ。戦時統制経済のレールへ乗せるためには、方法が無理強ひであつた。少くも経済界の混乱も豫想しなければならなかつたであらうが、六月以降一度統制経済を實現した以上は、今度は次ぎの時代のことを考へねばならない。具體的にいへば、物價統制が一番厄介である。例へば輸出品は外國から輸入した原價にまで引き下げる立前であつた。それにも拘らず國內の物價は相當高かつた。そこでその中邊のところを公定價格を決めたのであるが、それを更にだん／＼と引き下げやうとしてゐる。ところが一方外國の相場が一定してゐない。時により高低があつて、外國の相場と公定價格をいかに結びつけんか、當業者の問題であるが、それが難かしい。どの値で仕入れていゝものか當業者は迷つてしまふ。當業者とても商賣であるから損をしてまでも手を出さ

うとしない。當業者が安心して取引出来るだけの見透しをつけてやらなければならぬ。ハッキリした方向を與へてやらなければならぬ。切捨御免で、いつ抜打にあふかも分らないといふのでは當業者もやり切れたものではない。結局は外國の一週間の平均相場に三十パーセントをかけた位のを公定價格としておけば、當業者も略見透しがついて安心して取引が出来るとなるのではあるまいか。今はハッキリそれが決つてゐない。昨日鶏卵の公定價格が決つたが、飼料（外國より輸入する）の價格が上れば、當業者は、引き合はぬから養鶏をやめる。それでは日本に卵がなくなつてしまふ。鶏卵の輸出は今日相當に大きいものである。それで、一ヶ月も續いて飼料の値が上れば、鶏卵の公定價格もそれに連れて上げて行かなければならぬ。當業者の損得など顧みずに物價統制や配給を行はねばならぬといふのは、大戦を目前に控へての一次的の政策である。こんな値段では生産を差控へるといふやうな氣持に當業者がなつてしまつては、當業者

の活動は已んでしまふ。それでは日本の経済は立つて行かない。過渡期に或程度の摩擦の起きるのは致し方がないとしても、今後は當業者の立場をも十分に考へてやらなければならぬ。漢口攻略後がその時期ではあるまいかと思ふ。現在の課題はその點にかゝつてゐて、いろいろ研究されつゝある。今後は、今までもちがつて経済が圓滑に運用されることを特に邪魔するものを取締るの必要がある。違反取締の時代はもう過ぎんとしてつあるのである。今後は國力の發展と一致せしむる意味において、取締るべきものを取締らなければならぬ。

(五)

しかしその何れにしても、日本に金がなく物が足りないからの統制である。戦時統制から長期建設統制へと移行はするも、結局は金をつくり、物を足りさせるための統制である。日本は支那事變後と雖も、ソ聯、英等に備へなければならぬ。國內開發もしなければならぬ。大陸開發もしなければならぬ。従つて戦争が一段落ついたとて氣をゆるしてはならない。財布の紐は相かはらず締めておかなければならぬ。唯戦後には、金を主として事業のために使ふといふ點において、今日の統制とはちがつた意味がある。ちがつてはあるが統制経済の必要なことには變りはない。日滿支ブロック経済は今次の戦争の大目的の一つである。これを完成せしむるためには三國は各自勝手なことをしてはならない。ブロック完成のために三國には夫々の受持がある。三國を一體とする大きな政策を樹立しなければならぬ。これにも亦統制を必要とする。その意味の統制は殆んど半永久的のものと覺悟しなければならぬ。唯現在の戦時統制は近き將來に長期建設のための統制へとかはり、統制の強度が漸次緩和されて來べきものと思ふ。今後の統制は物資を豊にする統制へと進むべきであると思ふ。日滿支のブロック統制についても、同じ形のものも今後も續くと見る人もあるが、それは今ハッキリ判らない。以上は私の私見であるが私は右のやうに考へてゐる。その中には、もつと概念も方向もハッキリして來るだらうと思ふ。國民は時宜を制して、適正妥當な國策の線に沿ふて努力すべきであると思ふ。

行刑と銃後活動

左は内閣情報部編輯の週報十月五日號に所載されたものである。内閣が、此の非常時局に處して、内外情勢を分析し、國策の線に副ふて、それを一般國民に周知せしめるのが、この週報の任務である。

記事は、司法省寄稿の一文であるが、銃後活動の一翼としての、行刑實踐が、誌されてゐるので、行刑官各位の御參考にもと思つてここに摘録する。

一 行刑の任務と行刑精神

第一線にある司法警察から検事局へ、検事局から裁判所へと移された犯罪者は、ここで刑の宣告を受けるのであるが、その刑が確定すると次には刑務所へ送致されて来る。刑務所はかゝる犯罪者を收容してその自由を制限し、科せられ

た刑罰を執行することを主要な任務とする。刑務所におけるこのやうな任務をわれわれは行刑と呼ぶのである。

それ故に行刑においては、收容者を完全に隔離して社會の安寧をはかるとともに、四六時中彼等の行爲動靜を看守して刑罰の嚴肅性を保持するといふことも看過し得ない重要な任務となつてゐるが、他面、彼等の犯罪原因とその個性の探究に努め、それに合つた改善法を講じ日本人としての天賦の資性に甦らせるといふ教育的任務もまた頗る重要なものとなつてゐるのである。

そして今日世界の行刑思潮は、行刑におけるかゝる教育的任務を特に高く意義づけつゝあるのであつて、それによつて收容者の精神的健全性を養ひ、これを良民として社會に復歸せしめ、いはゆる社

會防衛の任務を遂行しようとしてゐる。

それだから實際行刑においても、むしろかういふ教育的任務が著しく強調せられ、従つて行刑に携はるすべての刑務官更もまた、「如何なる兇惡犯人をもなほ教化せずんばやまず」とする不撓の信念と不屈の熱意とを内に堅持して、その天職に親しまうとする態度を一貫の理想とし、刑務官吏の日々の生活行動は、まさにかやうな教育信念としてのいはゆる行刑精神の練磨と振作の實踐でなければならぬ。

二 事變前における行刑教化

此やうに收容者の品性を陶冶することによつて精神的健全性を養ひ、再び有用な社會の一員たらしめるといふ重要な教育的任務を實際にやつてゐる行刑當局としては、もとより時代の趨勢と社會の實情に超然たることは許されない。そこでは先づ日本國民たるの自覺を喚起することに何よりも重點を置かなければならぬ

いし、従つてまた特に日本精神の涵養と敬神崇祖の念を培養することが教化の眼目とならねばならない。

全國の刑務所でも曩に遙拜所を設置し、さらに最近に至つてはこれに神祠を奉祀して大祭祝日、一月一日、地方的に一般の尊崇する神社の祭典日、恩赦若は假釋放の申渡をしたとき、或は受賞若は進級をしたりその他特に教化上必要と認められた場合にはそれ／＼收容者に禮拜を行はせてきた。また國家的な祝祭日その他の儀式に際しては特に國旗を掲揚してこれを仰がしめ、或ひはまた四大節の擧式の制を定めて嚴肅に教育勅語の捧讀や訓話を行ふとともに、國歌と式日歌の合唱をさせる。このやうにして、囹圄の間にあつてもひとしく國民としてその奉祝の氣分を味はしめ皇恩の宏大なことに感激せしめるなど、その國體觀念の自覺と國民精神の作興に努めて彼等の改悛自新を促進することを忘れなかつたのである。

殊に近時社會情勢の變遷と時勢の要求

に鑑み、收容者の國防觀念の涵養の一助にもと陸海軍記念日等を好機として、特に陸海軍當局より講師の派遣を請ひ、收容者をして、軍事美談、戰爭實話その他記念日に因んだ軍事講話を聴取させて、わが非常時に對する認識を與へるとともに、國民としての覺醒と奮起とをうながすとか、或ひはまた體位向上、團體訓練の目的の下に、戶外運動、團體行進や軍歌の唱和を勵行してその體力と健康の増進を圖り、努めてその氣分を明朗化するとともに社會生活への訓練に資し、そして非常時局に對處する國民として社會復歸後の責務を果し得るやう行刑教化の任務を遂行すべく邁進しつゝあつたのである。

なほ少年受刑者に對しては、心身發達の途上にあり第二の國民としての教育的重要性に鑑み、特に軍事教練を施して心身を練磨し、質實剛健の精神を涵養するとともに紀律協同の習慣にならせようとして希つてゐる。

このやうに、總じてわが行刑の實際は、再び「有用なる日本國民」にまで復歸せしめようとする教育的指標をめざして受刑者を處遇し、殊に對内的にまた對外的に渦巻く狂瀾怒濤の如き非常時局下にあつて、祖國の當面しつゝある難局の認識と、これに對處する氣構へを培ふことに特に注意を拂つてゐたのである。

三 事變發生後における

行刑の銃後報國

事變勃發以來、ラヂオを聴き、新聞を通じ、訓話により、或ひは晝となく、夜となく、高い刑務所の牆壁を衝いて遠雷の如くその耳に響く應召出征兵士を送る同胞の歡呼の聲に、收容者の胸は異常の衝撃と緊張とを覚え、自づから國民本然の姿に立ちかへつてひたすら忠誠の熱意に動かされざるを得なかつた。まことに彼等罪の子もまた日本人としての魂を失つてゐないのである。

この點については昭和六年の滿洲事變

の際にも何ら變るところはなかつた。全國の刑務所の隅々までも悉く非常時の一色に塗りつぶされ、殆んど完全に動員が出来、折から課せられた軍需品の製作にこれこそ國家への御奉公であると赤心こめて働いたのである。さうして今、日本國民として彼等もまた再び今度の事變を迎へることとなつたのであるが、前にも述べたやうに全行刑界は職員も收容者もすでに以前から國家の非常時局を認識しこれに備へる心の用意は出来てゐた。

既に暴支膺懲の師は起されて、忠勇無雙の皇軍は續々大陸へ大陸へと進撃を開始した。刑務所へも職員といはず收容者といはず軍籍にある者に對しては名譽ある動員召集令が次々と下つて来る。昨日も何名、今日も何名、その度に所内はいひ表はし得ない異様の興奮と緊張に溢れ漲つたのである。行刑當局はここに深く刑政の本義に鑑みるところがあり、いち早く召集令に接した受刑者に對してはつとめて假釋放の方法により直接應召を

可能ならしめる措置を講ずることとし、彼等をして盡忠報國の赤誠を竭さしめようとしたのである。この場合にも慎重審査を遂げ、法定の假釋放條件期間を經過してゐる者で、心身ともに軍に用ひて何等支障がないことを認められた者には最も有意義に國民奉公の道を示させようとしたのであつて、この名譽ある恩命に浴した者はひとしく泣いて感激し、ひたすら愛國の熱意に燃え、一死甦生の誓ひを樹てて暗れの應召をしたのである。

刑務所當局でも全收容者の精神的教化の立場から國家の召に應ずる職員の場合にも、またこれら假釋放者の場合にも、教誨堂に或ひは遙拜所前に刑務所全員を擧げて集合し、高く掲揚された感激の日章旗を仰ぎつゝ、嚴肅に壯行會を催して應召者の榮譽を祝福するとともに、心からなる激勵を加へて彼等を送ることを常とした。さればこそ行刑におけるこの應召に關して全國到る處數々の美談佳話を残したのである。同僚や同輩が次から次へと

應召出征する情景を眼のあたり見ては、身の軍籍にない者は同じく銃と劍とを執つて直接第一線に立ち得ないことを如何ほど咄つたことであらうか。しかし第一線に起つのみが御奉公ではない。「いくさの庭に立つも立たぬも」それは各人の境遇である。かう考へた彼等銃後の收容者は「何なりと相應しい仕事があるならばやらせて貰ひたい、それによつて國民としてせめて微力なりとも皇國に捧げた」と皆一様に念願したのであつた。それが取りも直さず作業報國となりまた獻金報國となつて實を結ぶことになつたのである。

今や特殊作業が次々と殺到して來た。しかし何處の刑務所でも狼狽どころか落着き拂つてまだこの上何程でもよすがよいと云つた風で、夜を日についての懸命の作業報國に何等倦むところを知らないう状態であつた。さうして納期を遅らせてはそれこそ軍の活動を停止させるも同然だといふので、進んで作業時間の延長

を請ひ、或ひはまた徹夜までもやつてのけるといふ情況がどれ程續いたか知れない。かやうに激しく作業に追はれてゐるにも拘らず、黙々として與へられた自己の職場を忠實に守り通して、前線で命を的に祖國を護る皇軍に事かゝすやうなことが少しでもないやうに、「もうよい」と中止の聲の掛るまであくまでも頑張り続けようと堅い報國の決意がありありとその動靜の上にかがはれる。よし彼等にして過去に過失があつたにせよ、やはり日本人として日本人の血潮がその五體を流れ通してゐるといふことを、いま現前の事實としてはつきり認めざるを得ないのである。

かゝる熱烈な作業報國の間にも、刑務所の厚い牆壁を通して日に幾回となく響いて来る號外配達鈴の音、ラヂオのニュース放送、さては新聞雑誌に見る戦線と銃後の緊迫し切つた記事や寫眞、彼等はこれを見、これを聞いて煮えたるその愛國の熱意をどうしても抑へ切れな

つたのである。彼等は愛國の熱誠に心が燃えてゐても社會の自由な人々と異つて出征將士の歡送迎も、慰問品や慰問文を送ることも、また街頭に千人針や國防獻金を募集することも一切その境遇がこれを許してはくれない。既に述べたやうに、たゞ特殊作業に懸命に従事することによつて僅かにその心の一部を慰めることは出来ても、彼等の國民的感情はどうしてもこれは満たし切れないのである。

事變とともに國民間に澎湃として起つた獻金報國運動の擧あるを知つては「われ／＼も是非」と全國刑務所殆んど餘すところなく收容者が獻金許可願出をなしたことは實に一再でなかつた。遂にその熱意もだし難くこれを許すに至つた刑務所もあつたし、またこれをどう取扱ふべきかと本省に問合せて来る刑務所も決して一二に止まらなかつた。かうなつては行刑當局もこの叫びを他所ごとにして動かないでゐるわけにはいかない。そこで

取急ぎ獻金の方法、その取扱、獻納品、獻納の時期等について各所に意見を徴したのであつたが、それに對する回答もまた頗る眞剣なもので「時間外作業をやらして欲しい」、「免業日も休まず働きたい」、「日常の費用は極力節約しよう、さうしてこれを若干月の繼續事業として積立てわれ／＼の力によつて陸海軍に軍用機なりと獻納してはどうか」といふのが收容者擧つての意氣込みであつた。

勿論、行刑當局でも出来るだけかうした熱望に添ふことを決意し、すべて獻金はこれを數ヶ月間の繼續事業として全國一括して相當額に達した場合には軍用機一機宛を軍部に獻納することに決定し、愈々その目的の貫徹に向つて邁進することとなつたのである。他方、全國の收容者は時こそ至れりと、或ひは時間外延長作業をしたり、月二回の免業日にまで進んで作業を引受けたり或ひは懸命の努力を以て平常に倍する程の作業能率を擧げるなど只管獻金報國のために専念し

た。

贖金は獻金受附開始後僅か三ヶ月餘で既にその額七萬五千五百六十四圓二十八錢の巨額に達したので軍當局と交渉の結果、その承認を得、待望の軍用機獻納資金の傳達を行ふこととなつた。記憶すべき一月十七日、吉田豊多摩刑務所長以下五刑務所長が代表として陸海軍省を訪ひ親しく米内海相、杉山陸相に面接を得てこの汗と血の贖金を切半して陸海兩軍に獻納の手續を終へた。全國五萬の收容者は今日のこの日をどれほど待つたことであらうか。思へば彼等は銃後の國民としての熱誠を軍用機獻納の一事に懸けて日々營々として作業に服し、零細な賞與金中から贖出し合つてこの偉大な結晶を得るに至つたのである。

一體彼等はその企圖した國民的な事業の中に何を學び何を悟り得たことであらうか。支那事變は日本國民の精神力を試験する天與の好機會であつた。特にこれが行刑における收容者の教化と改善のた

めの絶好の契機である、とするわれわれの信念と活動も決して無駄でなかつたと確認してその天職に希望と感謝を持しつ明日の行刑報國に邁進してゐるのである。なほ收容者の國民的熱誠は再び獻金報國として止むところなく、その後贖金された額も八月末日現在で既に一萬七千六百七十餘圓に達してゐることをここに一言附加して置きたい。

かくて全國刑務所收容者から陸軍に獻納した軍用機が成り、五月三十日、羽田飛行場に晴れの命名式が舉行されたが、何萬といふ觀衆の前に我等の愛國第二百七十一「赤誠號」(小型連絡機)が處女飛行を演じ感慨を新たにしたのである。なほ海軍に對する獻納機も既に報國第九十三「至誠號」(艦上爆撃機)と呼ぶことに内定し、来る十月十五日同じく東京羽田の空港で晴れの命名式を舉行する豫定で鋭意その準備が進められつゝあると聞く。

しこの時代の動向を逸早く洞察して事變の精神的意義を見出し、これを實際行刑に適用して終始收容者の教化善導に専念した刑務職員努力によることも頗る多いといはなければならぬ。

「われわれはこの機會において犯罪といふ内敵の征服に寄與して銃後報國の誠を盡さう」といふ堅い決意は即ち全刑務職員一致の意志であつた。爾來事變前において既に實施しつゝあつた教化施設は益々これを強化徹底し、さらに時に臨み變に應じて行刑教化の内容の充實を企圖し來つたのである。殊に毎日ラヂオを聴取させて事變に關する種々のニュースを知らしめることに努め、或ひは收容者教化用として従來發行してゐた週刊雜誌「人」に、多くの事變關係記事や寫眞を豊富にし、或ひは支那事變畫報を購入したり、また事變ニュースばかりでなく皇軍將兵の涙ぐましい戦闘佳話や皇軍の威容を描寫した映畫を觀覽せしめ、或ひはまた行刑に咲いた應召假釋放者の出征美

このやうな收容者の獻金報國の中に交つて偶々内鮮一體の精神を昂揚する上に偉大な寄與をなすに至つた一つの挿話がある。嘗て大逆事件として世上に一大衝動を捲き起しいはゆる朴烈事件で無期懲役囚として目下東京小菅刑務所に服役中の半島人朴烈こと朴準植は以來十年靜かに過去の罪業を反省してその非違を悟り豁然として思想的轉向を誓つて改悟謹慎の日を送つてゐる。

たま／＼、江南戦線に懸命の奮闘を續けてゐたわが陸戦隊の勇士太田光雄氏が、圖らずも慰問袋中の半島兒童の激勵慰問作文を通じて「赤子に還つたあつぱれ朴君」の心境を知り、痛くこれに感銘して獄中の朴に對し「何かおいしい物でも食べて下さい」と若干の金を贈つて同胞としての眞情を傳へてくれたのである。やがて一兵士のこの純情を傳へられた朴は暫しその至情に泣いて感激した。ところが朴はこの貴い贈り物を私すべき物ではないと、熟慮の結果、「内鮮一體

談を蒐集編纂して收容者にその閱覽の機會を與へ、或ひは凱旋軍人の實戰談等を聴講せしめる等收容者をして囹圄にありながらも、戦線及び銃後における學國一致の國民活動の狀況を知らしめて時局の正しい認識を深めることに努めた。

そして同時に彼等收容者の日本人としての自覺を躍動振作することに最も考慮を拂ひつゝある。時局はかくして事變の不擴大方針から徹底膺懲へ、徹底膺懲から長期應戦へと深く廣く進展して國民の事變に對處する態度と覺悟も次第に深刻化してきた。それに應じて行刑の實踐においてもこの國策の線に沿うて教化内容を新たにしなければならぬ。されば事變以來幾度か時を追うて銃後の國民間に企てられた國民精神總動員や資源愛護、物資の節約、國産品の愛用、貯金報國、遵法精神の涵養等の戦時國民運動に際しても刑務職員は勿論、收容者も相共に、よろこんで參加して週間制度等の方法の中に眞摯且つ熱心にこの精神運動を

の強化を目的とする事業」の資金として獻納することを願ひ出たのであつた。これを契機として同刑務所收容中の半島出身受刑者五十二名もひとしく朴の感激を感激としてこれに共鳴し、各自の僅少な作業賞與金の一部を割いて同様の寄附を申出たのであつた。さらにこの美譽を傳へ聞いた内地人收容者百十名も半島同胞のかやうな至情に感激し、進んでその仲間入りを申出で、感激は感激を生んで、ここに一刑務所内に期せずして内鮮一體の美事が實を結ぶに至つたのである。まことに國を思ふ一心につながつた事變に咲いた佳話として行刑教化の上になれ／＼の永く記憶すべきところであらうと思ふ。

◇ ◇
そも／＼支那事變を契機として展開された行刑教化活動において、收容者の精神的改善殊に國民的覺醒に著しい躍進を見るに至つたのは、固より時勢の大きな推進力に歸せらるべきであらうが、しか

意義あらしめようと懸命の努力をなすつ
つある。

わが行刑においてはかくの如く非常事
變に際して幾多眞摯な教化活動と收容者
の訓練が展開されたのであるが、また
ま七月初旬、殊に茨城縣下及び神戸地方
に襲來した未曾有の大洪水において、銃
後行刑報國のために夜毎日毎にひたすら
心を砕いた刑務職員が報いられ
て、痛く地方民を感激させてゐる美談が
ある。今こゝに行刑に咲いたその美談佳
話を傳へて本文を結ばうと思ふ。

六月三十日夕刻以來折からの豪雨のた
め水戸市外那珂川が刻々増水して沿岸の
川田村枝川部落二百五十戸が完全に濁流
に包圍されて一千名の部落民の安否が氣
遣はれるに至つた。當時水戸刑務所受刑
者百十九名は同部落附近の刑務所移築工
事場に働いてゐたが、所長以下の刑務職
員の指揮を受けて枝川部落のこの現場に
急行して救助作業に従つた。一先づ罹災

者の全部を安全地帯に救助し、ほつと一
息胸を撫で下すや續いて罹災者の食糧や
飲料水の缺乏で數百の兒童が空腹に泣き
叫ぶ有様である。この現状を見かねた各
受刑者は何れも自分に配給された食事を
罹災者に與へ自らは空腹を抱へて甲斐甲
斐しくも、飲料水の運搬配給に暗夜と猛
雨の中に活躍を續けて翌七月一日未明一
名の逃走者もなく全員無事歸所し、さら
に五日退水を待ちつゝ出勤して同地一帯
の冠水田畑の水路修理、麥の收穫等に活
動し、銃後國民の務めを遺憾なく果した
ことであつた。

一方關西に襲來した豪雨は神戸市にお
いて特にその猛威を逞しうし、その水害
は實に慘憺たるものであつたが、五日朝
來の出水に新湊川と石井川の合流する地
點の堤防が決潰し、神戸刑務所も濁水中
に孤立してしまつた。同所の周圍の水嵩
もすでに五尺餘に達し、濁流は何物をも
押し流さざれば止まぬといふ状態であつ
たのである。無慘にもこの奔流の中に悲

鳴と共に救助を求めつゝ流され行く兒童
や婦女子も少くなかつたが、當時所長の
指揮の下に一絲亂れぬ統制を保つて屋根
から屋根へと傳はり、また崩れ残つた塀
を乗り越えつゝ自ら避難の途を求めてゐ
た收容者は、このかよわき溺るゝ人々を
目撃して坐視するに忍びず、自己の危険
をかへりみず、或ひはロープを投げか
け、或ひは手にしてゐた鶴嘴により或ひ
は濁水中を泳ぎ抜き、或ひは倒壊した家
屋の下敷となつて藻掻き喘いでゐた多數
の市民を職員と共に協力して救助するな
どその手によつて安全に救ひ出した者も
數十名の多きに上つてゐる。この超人的
は活動振りに對して

「小生家屋も浸水にて二階に避難中
外
塀倒壊のため下敷となり不幸子供二名
を死に致らしめ、なほ妻も同様の運命
をたどらんとして苦悶中、貴所屋上に
避難中の受刑者八、九名の人達が危険
を冒し、屋根を打壊し御助け下され候
ため九死に一生を得た次第にて、この

大恩の萬分の一にも御恩報じ致し度く
存じ候へ共、何分非常の際に御名前も
聞洩らし且つ自由にもならぬ事故、小
生家族始め御祈所の人々を御助命下さ
れし受刑者の方々に貴官より人名御取
調の上御高恩に對しては生涯忘却せざ
る旨御傳へ下され度し」
といふやうな感謝状や

「拙家此度の災害に付き子供三人共受
刑者に救はれ、既に命の無きところ御
救助下さいましたことを何と御禮申し
てよいやら涙と共に感謝する次第であ
りまして御懇情の程厚く厚く御禮申上
げます」
といふ手紙などが所長宛に送り届けられ
てゐる。これによつても收容者の活動状
況を推察し得るに足るだらうと思ふ。

受刑者と雖も固より日本人であつ
て、事急に臨んで人道的精神の發露ある

ことは云ふまでもないことであるが、し
かし行刑の實踐において平素の感化と訓
練その宜しきを得るに非ざれば到底この
やうな結果を得ることは至難であらう。
われ／＼は日々の行刑において世の日蔭
者としての敗殘者を善導してその心の淨
化を圖り、彼等をやがて再び國家社會の
忠良な一員として送り得ることの天職を
樂しみつゝ、行刑報國のためさらに一段
の努力を捧げんことを誓ふものである。

傷兵保護院

所用品の製作

九月二十二日司法省主催で、刑務協會
講堂に全國主要刑務所の作業統制主任並
に作業課長を招集し、傷兵保護院の所用
品製作に就て會議を開いた。該院醫療課
長、理事官その他數氏も來賓として臨席
せられ、總員五十六名、その具體化に就

いて懇談を進めた。

全國の受刑者は、現に戰時統制下の多
端な軍需作業に、又國防献金にその祖國
愛を燃やしてゐるが、今又この尊き作業
に従事するに際しては、益々その一意報
國の精神を發揮して、國家の爲に傷ける
人々の満足を買ひ得ることゝ確信する。
かくてこの度の作業は、收容者教化の
ためにもよきしるべとなるであらう。

漢口陷落祝賀會

刑務協會及び刑務官練習所では、武漢
陷落の祝意を表するため、十月二十八日
午前十一時卅分刑務協會大講堂に於て、
盛大なる祝賀式を行ひ、秋山練習所長よ
り練習生一同に對し、一場の訓話を試み
た。當時の狀況及び訓話の内容は次號に
報告する。

第十二回刑務教誨事業研究会開會式及び閉會式

兩本願寺の主催に係る第十二回刑務教誨事業研究会開會式は十月三日午前十時より刑務協會第三講堂において行ひ、司法省側よりは森山保護課長、芥川衛生官、安達、川邊兩書記官、日沖事務官及び吉田、椎名、伊江、東の各刑務所長、各教務課長、本願寺側よりは、守重築地本願寺輪番代理、爲郷大谷派教學部長、岩崎同派東京出張所長代理、轉法輪本派參事、星谷同社會課長並に伊藤刑務協會主事等參列、先づ藤井幹事より左の意味の開會の辭を述べ

教誨師研究會は兩山の主催の下に創設以來回を重ねることここに十二回に及びましたが、その間當局の一方ならぬ御指導と御援助を受け、今回も又特別な御情けをもちまして、この研究會を開催し、聊かながら斯道の研鑽に盡すことが出来ずのはまことに感謝の至りに堪へない次第であります。今回の研究生は本派二十名、大谷派十二名、都合三十一名であります。何れも成績が良く、將來教務課長として十分行刑教化のために貢献し得べしと見込みのついたものを兩本山

において選抜して上京されたものでありまして、現職に在るにも拘らず特にそれを御許可下さいました當局の御厚意に對しては主催者側として先づ深く御禮申し上げます。この研究會は殆んど毎年のやうに開催されてゐたのであります。今回のそれは事變下といふ點に鑑み、教誨師として何にもまして心得ておかなければならぬ我が國體の尊嚴性といふことに特に重點を置いて、講習をしていただくことになつてをります。換言すれば、國體學といふことをその中心

題目として研究するといふ點において、今回の講習は從來のそれと聊か趣きを異にしてゐるのであります。人間も窮して始めて親の有難さがつく／＼と判るやうに、國民もこの空前の難局に際し、いかに我が國體が他國のそれに比し有難いものかといふことを今更ながら痛感せざるを得ないのであります。これは前東京保護觀察所長平田先生の直話であります。自分がかつて佐野、鍋山の如き思想犯の兩巨頭が轉向を聲明したと聞いたとき、恰も自分の努力の結果でもあるや

うに一時は考へもしたが、再思三省の後、その考へは非常な誤りであるといふことを悟つた。兩巨頭が轉向したのは微力自分の如きものゝ力では斷じてなく、それは專へに廣大無邊なる 天皇陛下の御稜威に由るものであるといふことを深く思はずにはゐられない、その意味において轉向史はひとり我が國においてのみ見得る現象であると知つて、自分は恰も天よりの聲の如く、大なるショックを受けたのであると平田

先生は告白されてゐるのであります。眞に國體の尊嚴性に覺めてゐる人であるなれば、何人といへども同感であらうと考へらるゝのであります。佛教は元來印度に發生したものであります。少くも私共の屬する宗派は印度のものでなく支那のものでもなく、全く日本のものであります。聖徳太子の佛教は皇道を中心とする國民教とも申すべきものであります。それが傳教大師に傳はり、更に親鸞聖人と日蓮上人とにより受け繼がれたのであります。親鸞聖人のいはゆる朝家のお爲め國民の爲めといふ宗教精神が即ちそのまゝに王法爲本の我が眞宗の眞精神であり、それが又今日の日本精神を長養し來る上に非常に役立つてゐることは何人もこれを否定することは出来ないであります。我國空前の重大時局の下に開催されますこの研究會が、國體學をその研究の

主題目とするのは實に眞宗の傳統精神を發揮する所以であると共に、かうした際における行刑教化を特に効果的たらしめ

るために、國體に對する各位の認識をこの際一層深めていただきたいがためであります。講習期間は僅か二週間にすぎませんが、出來得る限り統一ある研究を行つて、我が眞宗の眞精神を體得することによつて、國家報恩の實を全うし、併せて當局の御援助に酬み、又兩本山の趣旨に副はれるやう折角御勉強願ひたいのであります。次で守重氏は、當時京都出張中の刑務教誨事業研究所長たる増山築地本願寺輪番の代理として、左の意味の式辭を述べられた。

式辭

本日茲に第十二回教誨師研究會の開會式を舉行するに當りまして、親しく教誨師諸君に對し一言御挨拶を申述ぶるの機會を得ましたことは、私の最も欣快とするところであります。

この研究會は回を累ねること既に十二回に互つてゐるのであります。特に本年は我が國として未曾有の非常時に際會致しております。全國各地に於きまして多數の應召者を出し、他面幾百千の白衣の勇士又は無言の凱旋者を迎へておるのであります。彼地の戦功美談や將又銃後の美談は枚擧するに遑なき有様であります。これは世間周知の事實であります。

翻つて我行刑界を一瞥致しまするに、全國各地の刑務所に

於きましても又應召の同僚が多数あるのでありますが、現に昨年の如きは研究会開催中二名の榮ある應召の同僚を送り出しておるのであります、これは諸君の十分御承知のことであると信じます。

かうした場合あらゆる方面に手不足の中からも、この研究会を開催し得られますことは、これ偏へに司法當局の篤き御支援によるものであります、それだけに國家として諸君に期待さるゝところも又頗る大なるものであります、諸君におかれましてもこの研究会に出席可能なる所以を深く銘記さるべき事であります。されば諸君としては折角與へられたこの好機會を空しく過すことなく、教誨事業の使命が那邊に存するやを十分に研究考慮し、短時日ながら、以て本會所期の目的に副ふ様努力せられん事を專へに切望してやまない次第であります。

殊に本年度の研究科目は藤井幹事の御言葉にもありました如く主として國體學を中心として、皇道即惟神道を究明する事を以て主題とし、これに配するに日本佛教の眞使命の研究を以て作製してありますから、諸君はその意の存するところをよく味得して、十分研究に従事されたいのであります。

扱て今日戰時體制下に於きまして、國家としても國民精神總動員と云ふことが叫ばれております。勿論國民精神總動員と云ふことは或一定期間のみが總動員で、他の期間にありて

として明示されたのに見ても、その意義は炳焉なものであります。

されど一言ふは易く行ふは難し一で、總て教化すると云ふことは、對象が常に動き易き人間の心であるだけに、非常に困難なる仕事でありまして、それだけに諸君の御骨折も亦並大抵のことではないと存せらるゝのであります。と云つて徒に拱手傍觀することは一日といへども許容さるべきものでもありません。その事業の困難さと共にそこに自分達の仕事の尊さを見出し、仕事のいかにも仕甲斐あることに想到し、寧ろ努力奮闘積極的に進むことが當然の道かと思ふのであります。しかし一應の理論と實際とはかりに承知し得ても、これが實行力に缺けておる様であつてはなりません。苟も人を教化善導せんとせば身を以て範を衆に垂れ、自ら實踐躬行して他人を率ゐてこそ始めてその目的を達成し得るものと考へられるのであります。

以上私が申しました點に特に御留意願つて、諸君は行刑教化上十分の効果をあげらるゝ様切に念願する次第であります。

今回の研究会は前述の如くまことに短時日ではあります、司法當局の御好意により行刑局長閣下を始め、關係諸官並に幾多斯道の權威の方々の聲貌に接し、面り御講義を拜聴し得るの絶好の機會であり、加之時はこれ秋、燈火親しむの

は不關焉であつてよいと云ふ譯のものでないことは申す迄もないことではありますが、兎に角、長期抗戰に對應する方策を不斷に準備しておかなければならないといふことは國を擧げての叫びなのであります。茲に、精神訓練と申しませうか、それとも精神教化と申す方が適切でありますか、何れを以て表現するも結構であります、今日は古代の我が國本然の精神に立歸つて見直す可き秋だらうと思ひます。即ち古事記、日本書紀に盛られてある皇道精神を再認識して以て彼等囚徒の心を覺醒せしめ、日本國民として滅私奉公の誠を致す様教化善導して戴き度いと存するのであります。行刑教誨の重任にある諸君としては特に此見地から申しても一段の準備と心構へとが必要である譯であります。

されば司法當局に於かれましても、この點に多大の關心を有つておられることは本年の全國刑務所教務課長會同に於ける司法大臣閣下の訓示の中にも「收容者の精神的缺陷を矯正善導せんが爲に徳性を涵養すると共に理性を啓發し、依て以てこれをして良民の班に伍せしめ、將來再び過誤に陥る事なき様、合法的なる社會生活を営ましむる」ことが刑務教誨の主たる任務であるとし、同時に「かれ等をして我國體の本義を認識せしむることに努め、堅忍不拔の意氣を以て克く國民奉公の誠を致さんとする眞の日本人への復歸を指導助成すべき」であると仰せられました我々の向ふべき方向を斷乎

時期でありますから、寸暇を惜しみて専心研鑽されたならば其効果は決して少々のものではないと信ずるものであります。

最後に、今日は閣下各位に於かせられましたは、非常に御繁務中のところ態々本會の爲に御差繰り下され御賞臨を忝くし、本會をして一層榮あらしめて戴きましたことは主催者側と致しまして誠に感謝に堪へざるところであります。又毎年のことながら本會の爲に會場を提供して下さいます外、種々の御高配にあづかる刑務協會當局の方々にも重ねて感謝の意を表する次第であります。

更に秋山行刑局長より左の祝辭（安達書記官代讀）があつて藤井幹事の閉會の辭にて午前十一時閉式した。

本日茲に東西兩本願寺主催第十二回教誨師研究会開會式を舉行せらるゝに當りまして特に御招きを蒙り各位に對し御挨拶を申上ぐる機會を得ましたことは私の最も欣幸とする所であります。

支那事變も聖戰第二年に入りましてより戰局の發展益々目覺ましきものあり、皇軍の纏ふ所敵なく連戰連勝今や敵の第二の首都漢口の陥落も目睫の間に迫り、赫々たる戦果を中外に宣揚致して居りますことは、是れ偏へに 御權威の然らしむる所であります、一には皇軍將士の勇戰奮闘と銃後に於ける國民の熱誠支援の賜でありまして、誠に感激に堪へない

次第であります。然しながら本事變は漢口の陥落をもつて斷じて終結するものではなく、聖戰の目的とする東亞永遠の平和確立てふ大業は多難にして遼遠なる前途を控へてゐるのであります。我々一同此の未曾有の難局に當面しまさに粉骨碎髓其の職分の遂行に精進致すべきことは、今更言を俟たざる所であります。

惟ふに刑務教誨の主たる任務は曩に全國教務課長會同の際大臣の訓示に述べられた如く、收容者の精神的缺陷を矯正善導せんが爲其の徳性の涵養と理性の啓發を行ふにあるのであります。而して之を能くせんには單なる言説のみを以てしては是れ足らず、教誨師自ら實踐躬行其の範を示し、不斷に收容者をして心服傾倒せしむることを要するのであります。刑務教誨の難事たることは察するに餘りあるものと存するのであります。然るに我が國現下の非常時局は一面に於て斯かる刑務教誨をして其の實績を擧げしむるに幸してゐるものと謂ふことが出来るのであります。何となれば、我が國に於ける刑務教誨の指標が國民的精神の涵養鍛錬にあることは言を須ひざる所でありまして、而して此の刻下の情勢たるや實に收容者に取り眞の日本人たる意識と従つて矜持を取戻すべき絶好の機會なりと申さねばならぬからであります。承りますれば、此度の研究會に於いては特に國體學の研鑽に重點が置かれてゐることでありまして、夫れ夫れ適當なる題目に就

き我が國一流の權威が講演に當らるゝ御豫定であります。申す迄もなく、我が國體は萬邦に卓絶し、肇國宏遠、樹徳深厚なる皇祖皇宗を奉戴せる臣民は心を一にして世々忠孝の道を踐み行ひ、以て國民道徳の美風を發現し參つたのであります。是れ我が國體の華とも稱すべき本質であります。此の國民的精神を外にして我が國に於ける徳育教化の基礎は無く、従つて亦刑務教誨の本義は存しないのであります。今回東西兩本願寺が特に國體學を中心に研究會を御開催相成ると云ふのも、其の意圖せらるゝ所必ずや此の點に存するものと存じ、今更ながら茲に厚き敬意を捧ぐる次第であります。されば教誨師各位に置かれましても、深く意を此の點に致され彌が上にも我が國體の本義の眞髓に徹せられ、纏て御歸任の曉には更に一段と收容者の國民的自覺の喚起と日本精神の昂揚振作に努められたいのであります。而して此の事たるやまさしく銃後の一翼としての行刑にあつて重要な職分を有せらるゝ各位の輝かしい任務なりと申さねばなりません。

今回の研究會に御出席の教誨師各位は何れも多年刑務教誨の實務に携はられ、其の學殖と經驗に於て我が國教誨師の中堅層を代表せられて居るのであります。斯かる各位が此の機會を利用せられ學識の練磨に將た又徳器の成就に前人研鑽の跡を尋ね先輩工夫の次第を究めらるゝとせんか、各位他日の御雄飛を期待申上ぐるものは豈獨り御主催者側たる東西兩

本願寺並に聊か之を御後援致す行刑當局のみに止まらぬのであります。時恰も燈下親しむべくして内省と思索に好適の時節であります。各位に置かれましては深く本研究會の趣旨を體された上、此の催しをして最も意義多からしむべく折角御研鑽あらんことを希ふものであります。

實に多大なるものあることを深く信じて疑はないものであります。何卒諸君におかれましては、今回修得されたる智識を十分に活用されて、行刑教化の實際の上に、従前にもました大きな効果を擧げられ、以て司法當局並に各講師先生方の御恩義に酬ひらるゝやう切望して已まぬ次第であります。生憎所長不在のために私から代つて一言御挨拶申し上ぐる次第であります。

第十二回刑務教誨事業研究會閉會式は、十月十五日午前十時半より、刑務協會第三講堂において舉行された。芥川衛生官、

次で秋山行刑局長より左の祝辭を述べたる後

安達書記官、日沖、吉田兩事務官、吉田、椎名、伊江、谷内の各刑務所長、加藤、吉留、土屋、藤井の各教務課長並に伊藤刑務協會主事等參列藤井幹事の開會の辭に次ぎ、一同起立の上、宮城に對し遙拜を行ひたる後、守重研究所所長代理より研究生一同に對し夫々卒業證書を授與し、同時に左の訓示を行つた。

祝辭

本日行刑局長閣下を始めとして來賓各位御臨席の上に第十二回刑務教誨事業研究會閉會式を舉行することを得ますことは主催者側としてまことに光榮至極に存ずるところであります。本研究會を開催するにつきましたは司法當局の並々ならぬ御盡力御援助を辱うしたる上に、刑務協會からも會場その他何かと御厚意を被りまして旁々感謝の至りに堪へない次第であります。更に講師各位からは過去二週間に亘り、御熱心なる御講義を承り、御蔭をもちまして受講者諸君の收穫は

第十二回行刑教誨研究會も滞りなく終了致しまして本日を以て其の閉會式を舉行せらるるに當り一言所感を述ぶる機會を與へられましたことは私の大いに欣快とするところであります。併せて當研究會を主宰せらるる東西兩本願寺のため、竝に本講習を無事御修了になりました各位のため厚く慶賀の意を表する次第であります。今回の研究會に於ける講習は從來のそれとは聊か趣を變へ、其の眼目として國體に對する各方面よりの認識啓培に其の主力を注がれたことと承知致して居ります。私は曩に本會閉會式に際し現下の重大時局に收容者の日本人たるの自覺を鍛鍊誘掖する絶好の機會であり、且その爲には教誨師自らが深く我が國體に對する認識を培ひ彼等收容者に對し正しき國民的自覺と日本精神の昂揚振作に努むべきことを希望致して置きました。御承知の如く彼の滿洲

事變以來我が國に於きましては國體の本義を明徹にし肇國の精神を發揚せんとする氣運が頓に澎湃たるものありまして、從來實務上の經歷を有せらるる各位におかれては此の方面に對して相當研究を積まれて居られたこととありますから、今回其の研究に従はれるに際しましては一段と興味も深く且理解も速かに恐らく急速度の進歩を遂げられたことと史料致します。従つて當局としましても各位の今後の行刑成績に對しては尠からぬ期待を致してゐる次第であります。とは申し乍ら本研究會は何分にも短期間でもありました故、直ちに以て各位に於ては各部門の蘊奥を極め得られたと申し得るのでなく本研究會の成果を結ぶや否やは寧ろ懸つて各位の今後における御精進にあるのであります。何卒各位としましても一方には本研究會を主宰せらるる兩本願寺の趣旨に副ひ、また一方行刑當局の希望に副ふ様、この研究會終了を機として今後益々智徳を練磨せられ、御歸任の曉は從來にも増して一層の御奮闘御精勵あらんことを希望致すのであります。終了式に御招きに預りたる機會に一言所懐を申し述べて御挨拶に代ふる次第であります。

更に局長は研究生一同に對し次ぎの意味の忠言を附加した。

なほ祝辭に次ぎまして諸君に對し一言申し添へておきたいことがあります。行刑界には從來いろ／＼論議の種となつてゐるものが多いのでありますが、就中いはゆる行刑教誨解放

論の如きは、これまでも兎もすれば斯界の問題となつて來てをるのでありますが、將來においては更に相當根強く論議せらるゝのではないかといふ感じがいたすのであります。しかし行刑教誨といふやうなことは結局人格と努力との問題でありまして、諸君にして若し、一世の師表たるべき人格を具へ、行刑教化の實を擧ぐるだけの努力さへ齊まなければ、かくの如き論議は少しも恐るべきものでなく、わけなく一蹴してしまへるものと考へるのであります。反對に諸君にして若し、徒にその職に忸れて教誨に對する熱意と實力とを缺くやうなことがありとすれば、或はさうした論議が氣勢を揚ぐるといふやうなことがないとも限らないと思ふのであります。申すまでもなく諸君の御仕事は實に至難中の至難な事業であります。銀行、會社等の事務ならば、長年その職務に當つてゐれば自らはゆる練達堪能の士ともなり、仕事の成績も上り、他人からも重んぜらるゝのでありますが、教誨事業だけはそれ等とは大きに趣きを異にし、單に長年事務に執掌したといふだけでは、必ずしも立派な教誨師といへない場合が多いのであります。教誨は力であり、特に人格の力がモノをいふのであります。こゝに人格の力といふのは、學問、常識の力をも併せて申すのであります。諸君は數多き教誨師の中において、最も優秀な方々で、いはゞ行刑教誨師の中堅層をなすものであります。その意味で諸君の責任は實に重大且つ

大なるものがあります。只今申述べた行刑教誨解放論といふやうな世上の論議のあることでもありますし、諸君としても十分自己の責任の大なることに省みられまして、御歸任後には行刑教誨のために出來得る限りの御努力御精進を願ひたいのであります。諸君には幾多諸君の御先輩がこゝまで護り築かれた行刑教誨の牙城を、しつかりと維持し若しくは一層發展さして行くの責務があるのであります。その意味で今後十分御加餐の上、各自の御職務に精勵されんことを專へに切望して已まぬ次第であります。

更に吉田豊多摩刑務所長は、來賓一同を代表して左の意味の祝辭を述べた。

今回各位がこの研究會の講習を無事終了されましたことにつき、私共は心からお祝ひ申し上げる次第であります。期間中各講師方の貴重な御講義を御聴きになりました、定めし行刑教化上、尊い智識や資料を數多く得られたこと、信じます。御歸任の上はそれを十分に活用されて、各自の御職務の爲めに御盡瘁されんことを切望いたします。只今行刑局長よりも、いろ／＼と御懇切な祝辭がありました、その中には各位が身に沁みて十分味得さるべき御言葉も多々あつたやうに承りました。この場合かやうなことを申し上げるのは果して適當であるかどうか知りませんが、私は先日浦和の先きの或る農業道場を參觀いたしましたして非常に心を打たれたことが

あるのです。その際その館長からいろ／＼の御話を承つたのであります。私は館長の心の中に氣魄のこもつた燃ゆるが如き精神を看取しないわけには行かなかつたのであります。館長のお話によれば、現在の教育は多くは午前八時から午後三時までといふ風になつてゐるが、然し教育上最も貴重な時間は、午前八時以前午後三時以後に在るといふのであります。つまり現在には最も悪い時間において教育をしてゐるのであるといふのです。流汗淋漓、心身の鍛鍊をなすのは朝夕とがいろ／＼といふのです。現在の教育は言はゞ川岸に突立つてゐるやうなものであるが、眞の教育はむしろ川の中へ飛び込まなければならぬといふのです。教育は形式ではいけない、魂と魂とが觸れ合ふところにこそ教育の眞の精神があるのであると館長はかやうに語られたのであります。各位が受刑者に接してこれが教化の任に當らるゝ場合にもやはり同様のことがいへると思ひます。各位と受刑者との魂と魂とが觸れ合つて、受刑者の悲しみを悲しみ、受刑者の樂しみを樂しむといふ境地に至つてこそ始めて教化の實があるのであると思ひます。話が上手であるとか文章がうまいなどいふことは末の末であります。昨年でありましたが、豊多摩の或る思想犯が何といつても轉向を肯じでないので私もひどく手古摺つたことがあります。そこで私は本人の母を刑務所に呼び寄せ、本人と面會させましたのですが、母は約三十分間程、五

に泣き合つてゐるだけで一言の言葉も發しないのです。私に對しても何も言はないのです。私はそれでいいのだと心に思ひました。そして母は遂に一言もいはず、否一言もいふことが出来ずに、歸つて行きました。眞に魂と魂とが觸れ會ひ、抱き合つた場合はさうしたものだと思います。さすがの思想犯も、とうとうこの言葉なくして涙のみのあつた母親には勝てずして、その後立派に轉向を誓つたのであります。教化も結局はそこまで行かなければならぬのであります。勿論教化にもいろ／＼の手段はありませう。しかし手段は結局手段にすぎないのであります。手段の研究、結構ですが、歸着するところは魂と魂との問題であります。各位が夫々任地に御歸りになるに際し、私は右二つの挿話を餞けとして、祝辭に代へたいと存じます。

更に聴講生總代より次ぎの意味の答辭をなした。
 今回兩本願寺の一方ならぬ御盡力と、司法當局並に各刑務所の御懇篤なる御配慮の下に、私共三十一名のものがこの研究会に出席させていただき、本日閉會式を舉行されますことは、まことに感謝感激の至りに堪へない次第であります。講習期間は僅に二週間にすぎませんでしたが、この國家重大時局のさ中に、行刑局長閣下を始めとして各講師先生方の御熱心なる御講義を承ることを得まして、實に啓發さるゝところの多かつたことを、こゝに研究生一同を代表して厚く御禮

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|----------|----------|------|----------|------|------|-------------|------|------|------|------|------|
| 東京拘置所 | 豊多摩 | 府中 | 横濱 | 千葉 | 前橋 | 静岡 | 長野 | 京都 | 徳島 | 高知 | 名古屋 | 金澤(富山支所) | 岡山 | 松江 | 松江(鳥取支所) | 福岡(小倉支所) | 熊本 | 宮城(福島支所) | 札幌 | 網走 | 小田原少年(浦賀支所) | 岩國少年 | 盛岡少年 | 京大 | 西大 | |
| 富井 | 西明 | 吉秋 | 古藤 | 五辻 | 北川 | 藤井 | 立川 | 山田 | 立憲 | 山田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 | 竹田 |
| 信本 | 秋本 | 英本 | 然本 | 敬本 | 覺本 | 順本 | 覺本 | 俊本 | 誠本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 | 賢本 |
| (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) | (本派) |

申し上げます。就中河野省三先生の御講義の如きは私共として特に感銘の深きことを覺えたのであります。又只今は局長閣下及び吉田先生から實に教訓に充ちた御祝辭を賜はり、今後私共の進むべき道を御指示なさいましたことは、まことに有難い仕合せと、肝に銘じて終生忘れ得ない次第であります。私共三十一名のものは、數こそ少いのですが、閣下並に諸先生方の御言葉をよく一身に體得して、眞宗の教義に基き、皇家の御恩に報ずるため今後益自肅自戒して、微力を盡して行刑教化の上に出來る限りの貢献をいたしたいと心に誓つてゐる次第であります。かくして聊かながらも、司法省並に兩本山並に司法當局の御期待に副ふことを得ますれば幸ひであると存じます。事變下、特に國體を中心とする御講義を拜聴し、今更ながら宗祖の國家觀と時局の重大性を思ひ、未熟ではありますが私共俱に共に力を協せて、行刑教誨を通じて國家奉公の誠を盡したいと存じてをります。右簡單ながらこれを以て答辭といたします。

最後に藤井幹事より、時局と行刑教誨、行刑教誨解説論に關し、眞宗の本義と傳統に對する當局の理解と信頼並に眞俗二諦、佛法王法の意義等につき激勵若くは感謝するところあつて十一時半閉式、次で刑務協會支廳先さにおいて一同記念撮影をなしたる後、法曹會館において午餐を共にし解散した。尚ほ研究生の氏名及び講師並に講題は左の通りである。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平壤 | 新義州 |
| 講題 |
| 刑事政策 |
| 秋山 | 森山 | 安達 | 河邊 |
| (本派) |

練習生見學記

△東京拘置所見學の記

京都刑務所 山地 讓

秋の色頓に加はりて皇軍の勢益々牙え國民的感激の渦卷は愈々敵第二の都漢口の陥落を目捷の間に押しつめてゐる。

この彌高まつて行く國民的感激の大空氣こそやがては來るであらう東洋永遠の平和郷に吹く和やかな春の風と變つてゆくことであらう。時恰も九月一日戰時下の入所を終へて未だ二旬を出でずして既に二名の僚友を名譽ある第一線に送る感慨無量なるものあり。

風寒し征野に驅けるわが僚友よ
健やかなれと今朝も祈りつ
(征野に赴ける僚友を偲びつゝ土曜日
の見學をなす)

さしも世界文化の粹を集めた大東京のやさしい抱擁も次第に浸みて來る秋の夜

年五月終に堂々落成元服をしたのが即ち宮城の西北約一里の地點元巢鴨刑務所の跡に敷地二萬坪を擁した十五尺の嚴重なコンクリート塀に圍まれ澄み切つた秋空に屹立する白堊の殿堂、東京拘置所なのである。

さて我等七十餘名は正一時三十分廳舎前庭に集合し唯驚異の眼を八方に向け乍ら滑りさうな階段を踏みしめつゝ控室に通された。

蘇鐵の葉青き植木鉢の彼方に力強く「防げ犯罪沿へよ國策」と大書された保護ポスターに先づ威儀を正し乍ら怖る怖る席に着く。

ニス臭も生々しい。
待つ間程なく人情味溢るゝ中に侵すべからざる偉軀を備へた森口典獄補殿と人をして引きつけて行きさうな名戒護課長山根看守長殿の姿が同時に現はれた。

思はず起立する。
如何なる窮窟な御訓示が吾等の腦底を毆るものかと思ひきや實に慈愛父母の如くやさしい御諭しには一同如何なる接待よりも深く胸に迫るものあるを覺えた。

冷えを暖めて呉れるには餘りにも故郷の姿が大き過ぎる。そのなつかしい母の香のする故郷を離れ住み馴れたわが家を後に我こそは非常時日本の行刑界を背負つて立たんと堂々入城寄宿舎生活に入つたさすがの僚生一同ではあるが次第に秋が更けるにつれて寂寥の色が増してきた様である。その一ツ／＼の顔に「君は故郷の姿を夢みたね」と指すならば誰も首を横に振るものは無ささうだ。

蓋し吾等の此の生活に於て「この寂寥から解脱して活眼を開け」と命じて呉れるもの、それは皇軍熱血の姿とそして恒例土曜日の見學である。「見學」それは全く簡単な言葉に違ひない。

だがこの見學に於てこそ私達が未だ曾て夢想さへもしてみなかつた文化といふものが造化し進化せしめる地上の總てのものに就いて大きな視野と新しい知識とを與へて呉れるものである。

九月十七日 土曜日
今日は一切れの綿雲りさへ見えず静か

暫らく茶果の御饗應の後一時五十分三隊に分れて屋上に導かれる。

廣々とした屋上には大拘置所安かれ。全收容者明るかれと森として鎮座まします皇大神宮の神殿あり。神殿の前には満満と清水のたゞへられた御手洗に躍るが如く刻された浄心の二字に心は打たれる。

さしものお江戸も一望の中に納まり遙か東の方九重の邊には瑞雲がたなびいてゐる。
見下せば近代行刑建築の粹を誇る偉容の大パノラマである。何といふ建築の方式であつたらふか。

丁度小さく言へば櫛でも見る様に共同の廊下を持つ舎房が規律正しく羅列されてゐるとでもいつた様な建築方法である。
豪壯な規模に驚きながら屋上より二階の廊下に入ると右にエレベーターの昇降機があり文化デパートのそれを思はせる。

採光と言ひ換氣と言ひ部屋の調度品の配置と言ひ皆衛生と被告達の名譽保持に

な風の吹く小春日和である。
午前中の授業も午後は見學の五字の效目か馬鹿に早く過ぎた。
食後の話題は齊しく「今日の見學は一體何處だらう」であつた。

「一時三十分東京拘置所前に集合」
正しく近代的行刑設備と内容とに於て世界第一を誇る未決拘禁場である東京拘置所の見學なのである。

我等はこの大拘置所の庭を踏む前に先づ簡単にこの歴史をのぞいて見ようと思ふ。
時代は古く遡る。
徳川三百年の武家政治も終を告げ王政復古の響新しい明治三年十二月八重洲町鍛冶橋内監倉事務所取扱所を設置され當時華士族閥刑律によつて罪科未だ定まらなかつた者を拘禁したことに始まつてゐる。

明治七年八月鍛冶橋監獄の設立となり幾多の變遷の後市谷刑務所となり次第に文化の流は品を改め場所を變へ昭和十二

深く考慮が拂はれ所謂未決拘禁の特異性をもつ獨居房が続いてゐる。
視察口よりは吸込まれる様に清々しい外氣が流れて來る。監房獨特の香は更にはない。

監房等には馴れ過ぎてゐて却つて職業的意識にとらわれ勝ちな一同にも香ひを嗅ぐ者、報知機を下す者、水洗式便所に見入る者々々第三者的に見てゐた者があつたとしたら却つて滑稽な程であつたに違ひない。

山根課長殿も「建築の影響は大きなものですなあ。自殺などは未だありませんよ」と自慢に似た喜びの話聲がきこえる。
その長い廊下の南側には受刑者二百五十名の心を洗ふ教誨堂があり金色燦として輝く釋迦如來の御姿が拜される。

廊下は何處迄も續いてゐる。
階下に降り青々とした芝生の廣場を過ぎて味覺を誘ふ香の立籠めてゐる調理場に入る。此處は吾々が所謂差入辨當屋といふ奴で數年前迄競争して色々の弊害を伴ひ乍ら差入れしてゐた辨當屋達が組織

した差入辨當株式會社とでも言つた様なもので千二百名からの被告人達の献立をしてゐるさうだ。

その隣には赤煉瓦に石盤のコケラ葺の見張臺の様なものが見えてゐる。

たしか舊集鴨刑務所の外塀の四隅にあつた見張と雜居房を刑記念物として保有したものらしく震災後永らく廢墟になつてゐたのがこの程竣工して新しく三十六尺五寸の塔が十數年振りに返り咲いたものだといふ。

各舎房毎の扇型運動場には澄み切つた肥馬の秋風を心行く迄吸ひ乍ら樂しさを走つたり、手を振つたり、ラヂオ體操をやつたり等明日の明白を待ちてか一點の寂しさも見えぬ被告たちの姿が見える。

其所にも亦長い／＼廊下がある。

官辨炊場の壯觀に目を剝き乍ら貯水場に出る。三十馬力の發動機二臺は心よいエンジンの響をたて乍ら水を吸ひ上げてゐる。

これで千數百の需要を満たすときく。赤い着物に身を固めた受刑者達はその

清い水で力一杯洗濯をやつてゐる。多分その一揉み／＼に心の垢は流れ去つてゐることであらう。

塀を隔てゝ女區がある。自轉車置場の隣の廊下には丁度放送局のマイクホンの様なものが見える。

接見人の呼出に使用するのだと云ふ。成程一日三百件に及ぶ接見では一々呼びに行かねばならぬ様では間にあふまい。特別の意匠が凝らされてゐる接見所が續いてゐる。

恐ろしく複雑な機械が重なる變電所もこの隣にある。

心臓は異様な熱を生じて一種の興奮に似たとゞろきを感じ乍ら控室に歸つて来た。

程なく他の二隊も紅潮した顔に感謝の聲を洩らし乍ら席に着く。

時に午後三時四十分

惟ふに未決監は果して今日の機構に於て監獄であらうかと先づ考へさせられる。

古來これが問題に就いては色々の理論上の疑義が存するのであるが現行監獄法

に於ては之を監獄に包含するものとしてゐる。

然し乍ら未決拘留の目的が刑事訴訟の手續進行中に於てその訴訟手續の保全の爲め言ひ換へると證據の湮滅と逃走の防止を手段として刑事被告人とか被疑者を監獄に拘禁するところの訴訟上の強制處分であつて自由刑の様に刑罰の執行ではない。

従つて特殊な自由拘束とでもいふものであるから之が場所的には勿論のことその管理上にも全然監獄とは別箇の施設とせなければならぬといふ理想の實現されたものが我國に於ける未決拘禁所の嚆矢である東京拘留所なのである。

釣瓶落しの秋の日が大東京の裏の方に落ち初めた頃感慨胸にあふれつゝ玄關を出た。終に臨んで本日の見學につき御繁務の中を限りなき御厚意を賜つた森口典獄補殿、山根課長殿外職員御一同様に對し練習生一同に代つて衷心より感謝の意を捧げると共に愚文よく之に報ずることの出来ぬことを憾んでペンを擱くことにする。

海軍省献納飛行機命名式

——陸軍の「赤誠號」に對し「至誠號」と命名——

全國刑務所收容者有志一同の、献納に係る海軍飛行機は、この程やつと完成されたので、同じ献納飛行機たる滿鐵號（南滿洲鐵道株式會社）第七三谷號（三谷てい）、帝國生命號（帝國生命保險會社）日本銀行號（日本銀行）南加同胞號（南加同胞愛國機献納期成同盟會）の五機並に献納兵器十三種と共に、十月十五日午後二時から羽田東京飛行場において命名式が行はれた。陸軍省への献納機は先きに「赤誠號」と命名されたが海軍省の分も、同義語の「至誠號」と名付けられたのは、收容者有志一同の至誠愛國の情を示す象徴とも見られ、床しいことである。しかし當日は折悪しく風雨が強く、飛行場の學式が出来ず、東京航空計器株式會社の格納庫内において行はれ、

且つ當日行はるべき筈になつてゐた各機の高等飛行も中止となつたことは、聊か遺憾ではあつたが又已むを得ない次第であつた。式場北側に祭壇が設けられ、場内には場所の都合にて「至誠號」、「日本銀行號」、「帝國生命號」の三機が置かれたのみであつたが中でも複葉の艦上爆撃機である我が「至誠號」の雄姿は他機を壓して異彩を放つてゐた。定刻神官、海軍側、献納者總代、その他來賓、諸團體等夫々着床、委員のアナウンスにて閉式、先づ一同起立の上、軍樂隊の吹奏にて國歌「君が代」を合唱したる後、神官の修祓、降神並に献饌の儀があつて、鈴木齋主の祝詞にうつる。その間一同再び起立して垂首默禱を續けてゐたが祝詞を終るや、山本海軍次官は海軍大臣の代理

として神前に向ひ、「報國號飛行機並に兵器を左の如く命名す」と嚴肅に宣告し、更に左側に起立せる各献納者總代に對し、「献納者各位が國を思ふの赤心から献納されました飛行機並に兵器に對し、今日命名式を行ふことを得ましたことは、海軍側として心から感謝感激の至りに堪へぬ次第であります。今次事變において必ず功績を擧げて各位の御誠意に酬ひやうと期してをります。今日は各位に御足勞を願ひましたが、献納者の方で今日御見えにならぬ方に對しては、各位から何卒宜しく御傳へ願ひます」といふ意味の謝辭を述べた。次で有吉海軍協會會長、坂谷帝國飛行協會々長その他二三の祝辭があつて、齋主、海軍大臣、各献納者總代、命名式委員長、搭乗者代表並に來賓代表といふ順序にて夫々神前に玉串を奉奠し、更に鈴木齋主より、吉留大尉を代表とする飛行機搭乗者六名に對し神符を授與した。この神符は各機の中央部に奉安されて、永くその神護を待つのである。右終つて撤饌、次で一同起立の上

昇神の儀を行ひたる後、参列者一同帝國飛行協會安藤中將の發聲にて 天皇陛下の萬歳を三唱、最後に報國號飛行機命名式委員長加藤尙雄氏の挨拶があり、参列者一同「君が代を」奉唱して午後三時閉式した。當日は吉田代表以外、刑務關係者として安達書記官、日沖事務官及び千葉、小田原、川越の所長以下數十名の人人が出席した。更に當日は、前述の如く報國號六機が羽田飛行場上空にて高等飛行を行ふ筈であつたが天候の都合で延期、十八日に至り午前十一時より三十分の間、六機翼を揃へて各献納者の散在してゐる丸の内、銀座方面の上空を旋回して、夫々挨拶の意を表するところがあつた。右につき總代吉田豊多摩刑務所長は次の如く感想を述べた。

過ぐる五月三十日に舉行された陸軍側の献納機命名式の際には、相當風が強かつたが雨が降らなかつたのでよかつたが今回は風雨のため高等飛行を見ることが出来なかつたのは聊か遺憾であつた。しかし開式後、委員の方から、南加の同胞が

祖國の爲にとて遙に飛行機を献納して來られたこと、全國刑務所の收容者有志一同が、報國赤誠の情をこめて飛行機を献納されたことは、海軍當局として特に感謝感激に堪へない次第であるといふことを述べられたときには、私は收容者諸君の代表として、誠に肩身の廣い思ひをした。式場である格納庫には「至誠號」及び他の三機のみで、他の三機は更に別の格納庫内に仕舞はれてあつたが式後参列者は何れも争つて「至誠號」の周圍に集り、頻りにこれを愛撫してゐる様子であつたが、それは「至誠號」が庫内の三機の中で一番目立つて立派な飛行機だからでもあらうが、又收容者諸君の至誠が自ら人々の胸を打つたのもあらうと思ふ。高等飛行が延期となつたのは、委員の方の挨拶によると、折角献納された新しい飛行機を命名式當日から雨に汚すに忍びないからとのことであつたが高等飛行を見るを得なかつたのは遺憾であるが海軍當局のその御心遣ひはうれしいと思つた。それから三日後の十八日に、海軍

殉國の英靈

新潟刑務所看守部長
故陸軍工兵伍長

故北村鐵雄氏



故北村鐵雄氏は新潟市に呱呱の聲を擧げ、大正十五年一月現役兵として近衛鐵道第二聯隊に入隊し、昭和二年十一月上等兵を命ぜられ、同月満期除隊となり歸郷後、實兄の經營する鐵工場に於て孜孜として兄を補助し居たりしが、思ふ處あり昭和八年四月新潟刑務所看守を拜命、資性温厚寡言にして職務に精勵し、將來を囑目されしが、偶々支那事變勃發するや昭和十二年八月三十一日千葉鐵道第一聯隊に應召せられ、勇躍征途に就き硝煙彈雨の下修繕せる技術を發揮し鐵路破壊に、建設に夙

夜奮闘を續けられ、九月十一日安徽省○○に於て頭部貫通銃創を負ひ壯烈無比なる戦死を遂げられた。同日伍長に任ぜらるると共に復職して、看守部長に昇進した享年三十四歳。

大阪刑務所看守部長
故陸軍歩兵伍長

故成川一男氏



故成川看守部長は、泉州堺に生れ、性極めて温順、昭和八年八月三十一日大阪刑務所看守を拜命以來、常に恪勤精勵し、上下の敬愛特

に深く、前途有爲の刑務官として囑望せられ居たるところ、昨年〇月應召勇躍出征し、各地の戦闘に於て勇戦奮闘、武勳赫々たるものありしに、惜しいかな、本年四月十六日〇〇地附近の戦闘に於て、不幸敵彈に瘞れ、護國の華と散られたのである。享年二十九歳

神戸刑務所教誨師
故陸軍歩兵少尉

故金林憲昭氏

故金林教誨師は川越少年刑務所より着任一週間の五月〇〇日召集令狀に接す。沈着豪膽柔道三段の勇者は、〇〇日大分聯隊に應召、小隊長として〇〇部隊に歸屬し、中支に出征奮闘中七月二十五日〇〇の激戦に於て壯烈なる名譽の戦死を遂げらる。



氏は資性温厚謹嚴、大分縣出身にして京都龍谷大學専門部に學び、意を行刑教化に志し昭和七年大阪刑務所嘱託教誨師に、昭和八年幹部候補生として都城聯隊に入營除隊後、同年十二月徳島刑務所教誨教育事務嘱託、昭和十年川越少年刑務所教誨師兼教誨師に任ぜらる。昭和十一年三月任陸軍歩兵少尉。將來益々有爲の教誨師とし且壯々たる青年士官として深く惜まる。

家庭は結婚日淺きヒデ子夫人及老いたる兩親殊に父は病身の三人暮である。享年三十歳

秋田刑務所看守部長
陸軍歩兵准尉

故 俵谷又吉氏

故俵谷又吉氏は昨年九月二十一日充員
應召勇躍出征、北支の曠野河北省各地に
轉戦、先頃山西省南部殘敵掃蕩戦に加は
り、河南省〇〇〇を進撃中、去る七月一
日午前二時頃我に數倍の敵と激戦、遂に
壯烈なる名譽の戦死を遂げらる。

因に同君は秋田縣仙北郡神宮寺町に出生
し、大正七年歩兵第十七聯隊に入營、同
九年四月上等兵同十二月伍長翌十年十月
軍曹に各昇進し、同十一年十一月現役滿
期除隊同十二年四月當所看守拜命昭和三年
十二月看守
精勤證書授與
爾來優秀なる
看守として精
勵劍道三段の
達人なり今回
出征中本年三月歩兵曹長に昇進同七月一
日戦死と同時に看守部長を命じ陸軍歩兵
准尉に任ぜらる。



張を通り越して昂奮に近いからだたしさにあへいでゐる最中。兎もすれば荒立つて列外に飛び出さうとする輜重輓馬の綱をグット力一杯握り締めて、この喧騒にもまれて居る私は、耳近いやうな、また遠いやうな自分の姓を呼ぶ聲に、ハット開耳を立てた。またパツと砂埃と戦車の氣狂ひ染みた轟音。

神戸刑務所建築場在働工手
陸軍歩兵軍曹

故 藤原十美雄氏

故藤原王手君は昭和九年七月三十一日
靜岡刑務所看守を拜命、昭和十一年十二
月十一日工手に轉じ、今次事變に依り充
員召集を受け、昨年八月二十四日〇〇部
隊に應召勇躍出征其の後〇〇部隊〇〇部
隊本部附に轉じ、本年四月一日軍曹に累
進、部内少壯下士官として上下の信望厚
く、七月四日河南省〇〇〇附近の激戦に
於て壯烈なる
名譽の戦死を
遂げらる。享
年二十六年。



當時に於ける戦死の状況

藤原君の所屬部隊は河南省北端〇〇縣〇
〇村附近の重要な高地を占領守備中、
七月四日拂曉迫撃砲重機關銃を有する敵
の有力部隊の迫撃砲の集中火、重機關銃
の一齊射撃の物凄き逆襲を受け、第一線
陣地は危地に陥入るや君は敢然振ひ立ち

第一線に彈藥を運び彈雨の中を馳驅し應
援督戦中午前七時三十分頃不幸敵の迫撃
砲彈を受け壯烈なる戦死を遂げらる。

岐阜刑務所看守部長
陸軍輜重兵伍長

故 天野誠一氏



故天野部長
は客年八月二
十九日充員召
集に應召勇躍
出征し、北支
の野に奮戦中

偶々本年八月一日より二日に渉る山西省
〇〇〇附近の激戦に於て遂に壯烈なる戦
死を遂げられた。

氏は大正十三年一月十日輜重兵第三聯隊
に入隊、同十四年五月一日歸休除隊、大
正十五年十月四日岐阜刑務所看守拜命、
昭和八年九月十六日部長を命ぜらる。
資性濃厚職務に熱心にして、同僚並に部
下の信用厚く責任觀念強き有爲の青年刑
務官として大いに將來を囑望されて居
た。戦死當日付を以て陸軍輜重兵伍長に
任ぜらる。享年三十六歳。

陣中便り二篇

この刑務官出の二氏は、戦陣匆忙の
間、尙刑政のことを忘れられず、一つ
は嘗ての受刑者の凜々しい戦士姿に、
更生の誠を見られ、一つは敵地深く進
んで、その國の監獄事業を探查せら
れ、共に我々斯業に携るものに、深い
感銘を與へる文字である。依つて、こ
こに摘録して、各位の御参考に供す
る。

在中支戦線 梅村 春汀

『梅村さあーん梅村さあーん!』喧轟
と云ふか騒響と云ふか、どんな形容詞を
持つて來ても當てはまらないやうな超喧
騒の路上。長蛇の列をなす歩兵山砲車、
野砲車、重砲車、輓馬車輛、トラック、
戦車、駄馬列が二列になり三列になり、
果は道路一杯に溢れて濛々たる砂塵の中
を、或は走り或は馳け或はわめき續けて
〇〇へ、××へと犇めき合つてひたすら
に進撃を急ぐ大兵團の移動、兵も馬も緊

張を通り越して昂奮に近いからだたしさにあへいでゐる最中。兎もすれば荒立つて列外に飛び出さうとする輜重輓馬の綱をグット力一杯握り締めて、この喧騒にもまれて居る私は、耳近いやうな、また遠いやうな自分の姓を呼ぶ聲に、ハット開耳を立てた。またパツと砂埃と戦車の氣狂ひ染みた轟音。

『梅村さん、此處です、私です××で
す』今度はハッキリ自分の直ぐ横の騎兵
の列の中から叫ぶ。ハット仰ぐ自分の視
線とパツタリ合つた馬上の男。
『××です。先日は御世話になりました
。御達者で結構です、一生懸命にやり
ます。此處で貴方を見掛けるとは意外で
した。どうぞ御大事に……?』見覚えの
無い男。だが何處かで見たともあるや
うな男。オ、さうだ。Sだ。凜々しい軍
服姿にすつかり姿態が變つて居たので見
外れたが、確かにあのSだ。

『ヤアSか、御芽出度う、御苦勞だが
元氣でやつて來て呉れ……』意外の對面
に其の後の様子を訊ねようとしたが、歩
を止めるどころか近づいて行くことも出

來ぬこの混雜の路上、『お元氣で』と互
に言ひ交す言葉尻は、もう車馬の喧騒の
中に吸ひ取られて仕舞つた。騎乗でゲン
ゲンと前方へ馳けて行くSの後姿。今、
現實に見たあの凜然とした活潑な軍裝、
そして決意の顔が、埃の中にハッキリと
浮ぶ。思へば去る八月頃、自分がまだ召
集前で勤務中の頃、假釋放で應召出所し
たS。意外の恩典に驚喜して決死報國贖
罪を誓つて出て行つたS、其のSとこん
なところで相逢ふとは、餘りの意外さに
驚ろいた。然し今のSのあの満足げな有
様、勇壯な姿の、何處にも刑餘者の卑屈
さ、ひがみは見受けられない。堂々たる
偉丈夫振で晴々として敵地を指して急ぐ
後ろ姿を遠く望みながら、自分は彼の
ために與へられた國家の大きな恩恵と、
其の恩恵に依つて明るく開かれた彼の前
途とを祝福するの思ひで一杯になつ
た。……

北 支 大 平 玄 秀

謹啓 曆面にての立秋は既に過ぎ去り
候へども、殘暑未だ嚴敷候折柄刑務協會

各先生には益々御精勵爲邦家奉大賀候。先般司法省内司法官各閣下並に各先生より御懇篤なる慰問激勵狀を賜はり、次で全國刑務所長會同員閣下及各長官殿より勝守と慰問狀とを拜受、誠に光榮至極にして謹んで御禮申上候。降而小官儀昨夏○月應召渡支以來、御蔭様にて頗る頑健今夏は百三四十度の猛暑の體験をなし、乍微力専心御奉公中に付き何卒御安神被下度候。却説滿一ヶ年に互り出征中にも不拘、役所(千葉)の長官(安東福男典獄)殿の御厚情に依り毎月「刑政」の御惠送に預り拜見致し居り候故、行刑界の事情も敬承し得非常に喜び且つ心強く感じ居り候。小官は○部付にして從來は所謂後方勤務と稱せられ、戦線より○里位を隔て、位置し候も、今次事變は然らずして、時には第一線に又は準第一線にまで前進せしことも屢々有之候。されど元來が後方勤務にして、而も比較的執務が多く文字通り不眠不休に候も、又時には若干の餘暇をも見出し候。然して○部の任務は非常に廣範圍にて、例へば宣撫工作、治安維持並に民政を司る等も

重大事項の一に候。依つて隨時隨所要員たる下士官兵、通譯等を帶同して其地の經濟、産業、教育乃至氣候、民情、風習等の研究調査を致す機會が多く惠まれ、其都度機會を逸せず、公務の餘暇を活用しては今日に至るまで、○北、○南の兩省と○西省の三省に於ける○ヶ所の監獄を見學(内二ヶ所は受刑者あるも他はなし)仕り候元より事變前に使用せし監獄に候も多少の資料も得(大部分の監獄は書類の全部を事變のために焼却又は他所へ運搬せり)又若干は参考とすべき點も見受けられ候故、左に聊か申上度と存じ候。先づ監獄内の辨公室(事務室)に入り忽ち眼に付くは内地の黒板式(人名牌)の物「○監獄在監人姓名、號數一覽表」にして、それには上より下へ監別(後記す)號數、姓名、籍貫(本籍)罪刑名、入所年月日、備考の順序にて夫々記入しあり、更に十年以上、五年以上、一年以上と刑期の區分まで一見明瞭に相成居るものに候。同じく監獄とは申しながら、一等縣監獄(各省は諸種の事情に依り、省内各縣を一、二、三等縣に區別

す)と二、三等縣監獄とは建築物、設備等に大差あり、即ち大監獄には別建の男女兩監、少年監獄を置き、之に反省院(矯正院)が附設せられあるも、小監獄は内地の支所、若くは拘留監に相當するものに候。着衣及寢具は殆ど自辨(携帶又は差入す)食餉も普通自辨とし若し自辨し得ざる極貧者は官給にして一日二食(金八錢)に候。獨居室、雜居室、病監の別は無論有之、都市の監獄は寢臺を使用せしも、田舎にては粗末な代用物にて、殊に雜居室には、枕の代りに電柱の如き長き丸太を使用せしものに候、大監獄には典獄長、一科長、二科長、三科長、醫務所長、教務所長、等の職員あるも小監獄にては監獄員(典獄)のみにして、看守には主任看守、一等看守、二等看守、三等看守の別有之候。(俸給、住宅、被服、薪炭費等に就ては追て申上ぐべく今日は省略させて頂き候)精神訓戒(教誨)は禮堂(中央に孫中山の畫像及遺囑を掲げ、黑板、卓、腰掛等を備候)又は毎日の國旗、昇(朝)降(晚)式の際に、短時間ながら實施せし如く聴き及

び候。彼等のための看讀書籍は一冊も見受けず。元來支那人の八、九割は文盲者なれば人犯(受刑者)も亦不識字者多かるべく之は蔣介石の提唱せる新生活運動の劈頭に「本國文字至少識得一千個」と掲げあるを見ても察知し得べく、只「梨園半月刊」といふ俳優や芝居の寫眞多き貧弱な雜誌が監房に備付けありしくらゐに候。尙教育は人犯中の行刑成績優良者より選抜して、毎日午前及午後各一時間宛、黨義(中國國民黨々義)孫中山の三民主義)常識、作文、算術、習字の五科目を實施し、旁ら排日教育を行ひし事も明らかにして呆れ返り申候。次に在監人犯沐浴理髮表に依れば、四季夫々異なるも大體前者は春(一週一回)夏(一週二回)秋(一週一回)冬(旬日一回)にして、後者は春(旬日一回)夏(一週一回)秋(旬日一回)冬(十五日一回)の規定に候。又大監獄には醫務所ありて、人犯に診療配劑せしも小監獄にはその制度無之、罹病せば近親、知己等より

藥品を差入せしめ、重症患者は地方醫をして治療せしめしものに候。在監人動作時間表に従へば、起床、就役、早餐、晚餐、罷役、就寢の时限を規定し、服役時間間は春(三月は八時間、四月は八・五時間、五月は九時間)夏(六月は九時間、七月は一〇・五時間、八月は一〇時間)秋(九月は九時間、十月は八・五時間、十一月は七時間)冬(十二月より二月までは各七時間)にして、更に在監人按日運動時間分配表を見れば、監房、工場、病監と三別し監房(各監房に名稱を付して區別せし所謂監別の例を示せば、改字監、過字監、遷字監、善字監、靜字監、安字監、慮字監、得字監等の如し)は上午(午前)各三十分宛。病監(普通病監と傳染病監)は上午に各一時間宛。工場(織布科、織布分科、石印科)石版印刷、籐竹科、木工科、洗濯科等は、下午(午後)各三十分宛實施せしものに候。戒具の手錠、足枷は物凄きほど頑丈にして資料展覽會に出品致度くらゐの鐵製品にし

て、主に逃走及暴行防止の爲に使用候。然して作業成績(人犯考績表)は特班、甲乙丙丁の五班とし、審査の結果、成績善良者は特班に、良は甲班に、稍良は乙班に、普通は丙班に、稍々不良及び不良は丁班に編入せられ、該賞與金は毎旬計算し、同じ特班(以下甲……丁班も同様)にも四級より一級までの四段階(内地と異り一級より四級が上級なり)ありて、支給額も異り、即ち五錢五厘より一角(十錢)までが特班、甲班は三錢五厘より六錢まで、乙班は一錢五厘より四錢まで、丙班は五厘より二錢まで支給、丁班は支給致さず候。今春○○三等縣見學の際、看守室(休憩所)に典獄の訓示が掲示せられあり、曰く「地方人が獄内へ入り込んで飲用水を汲むとは怪しからぬ。休日(當直)看守は之を嚴重に取締るべし云々……」(意譯)は、如何に北支に於ては水に不便なるか、又構内へ水汲人がノコノコは入り來るとは蓋し内地にては想像し得ざる珍談にては候はずや。……



刑務所便り

北光會第三回大會狀況

札幌刑務所

八月六日北海道、樺太刑務職員殉職者慰靈祭舉行を機とし、當日と翌七日の兩日、管内各刑務所教誨師研究會第三回大會を開催。

式次

- 第一日 一、開會の辭、一、遙拜、一、挨拶（札幌刑務所長）一、告辭（大谷派本願寺教育部長）一、講演（札幌控訴院熊谷檢事）一、研究發表
 - 第二日 一、協議會 一、閉會の辭
- 當日は來賓として、熊谷檢事、關川、三宅の兩所長、大谷派教育部長代理等々

御迎へし、會員一同列席の上、本澤札幌教務課長の開會の辭終つて、關川所長は國民の一致協力、堅忍持久の爲には、收容者の改過遷善、累犯防遏はその重大要素なるを力説し、その爲には教誨師の努力に俟つ所多きを説かれた。次で教育部長代理の告辭ありて後、熊谷檢事は「思想國防に就て」赤化思想の浸潤過程を説明し、その防遏について該博なる知識を示して、約一時間半に亘り、聽講者に多大の感銘を與へられた。午後網走藤原教誨師は「農園刑務所の懲罰事犯に就て」網走、二見ヶ岡支所の過去十數年間の懲罰事犯に關し統計學的に興味深き研究を述べられ、札幌島山教誨師は「收容者に及ぼす事變の影響」なる題下に、あらゆる角度より該研究を説述後、質疑應答ありて第一日を終る。

第二日の協議事項

- 一、時局下に於ける收容者の労働奉仕公共心、奉公心、犠牲心作興の具體的良策如何
- 一、時局を再認識せしむる教化

作業製品即賣會

大通刑務支所

九月二十四日秋季皇靈祭日、當所は札幌刑務所、北海少年刑務所合同にて恒例的方策如何（以上函館）一、教誨科目設定の件（網走）一、時局に鑑み教化上特に考慮すべき點如何（帯廣）一、本年度教務課長會議に於ける行刑教化指標の實踐方法八項目を徹底せしむる具體的最善方法如何（北海少）一、國民精神總動員運動要項を行刑教化に實踐せしむべき具體的方法如何（札幌）一、觀察保護の充實並に保護思想普及の爲北海教務所發行の一「北海眞宗」に協力依頼の件一、本山に對し東京宗務出張所内に専任教誨師係設置方建議の要なきや（大通）一、釋放者出征軍人の美談編纂の件一、時局認識の爲慰問僧招聘の件（釧路）一、泊込作業に従事せる受刑者の教化に就て有効なる良策如何（旭川）等に就き有益なる協議を遂げた。

九月二十四日秋季皇靈祭日、當所は札幌刑務所、北海少年刑務所合同にて恒例

なる作業製品即賣會を施行せり。前日準備萬端を整へ明日の希望に充滿して寢に就きしに惜しや明くれば大雨沛然、職員顔憂苦の色愈々深し。されど大雨も物かほと、定刻一時間前より正門前來客の群集市を爲し、九時の時計ドンヨリと響けば殺到する人の波、子供用セーターの賣場は陣地全く占領せらる。

十時となるや雨稍小降、なだれ込む人の群に毛糸製品賣場に辿り難く只遠くより手を擧げて取引を爲す有様、檢事正の御顔も遙かに見えたるも忽に人の波に没し御婦人の多くは只呆然として會場を見るばかり。更に少年班に轉ずれば革工は大激戦「ドウダ」と問へば四分の三賣却とニコニコ顔の作業課長の聲、正門側に大テントを張りたる札幌班は篋笥の大半は賣れ切れ山なす臺所品も姿を止めず。更に再び毛糸製品販賣場に歸へれば山と積みたる製品は二時間足らずして全く賣り盡くし、又その側には「メートル」尺の手際鮮かに子供の寸法を取るもの或

は色模様の相談に與るもの全く注文の引受所と轉ず。

斯くして午後四時閉會會計係の報告を集むるに當所に於ては千九百圓、札幌刑務所は千六百圓、北海少年は九百圓、札幌大化院は百八十五圓、北海道授産場は百圓の賣上高合計四千七百圓近き成績を示す。尙今回は獨り刑務所製品に限定せず同仁系統の保護會をも包含合同即賣會に参加せしむ。

吾支所は毛糸製品のみ即賣なれど千九百圓の賣上と聞き職員一同大喫驚、誠に型の斬新、品質の確實なるは大デパートも追従し能はざる所にして三年にして早くも好評を博し大通支所の「レットル」は二十萬市民の信用的となれり。

事變前後一ヶ年行刑成績比較表

岐阜刑務所

國史未曾有の非常時局下に於ける我行刑は如何なる成績を擧げてゐるかに就て左の統計に依り、受刑者も亦大和民族本

月	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五
平均收容人員	七三六	七四九	七三六								
假釋放者對照表	八〇〇										
收容人員に對する百分比	八二										

六月	計	平均	増減
七八八	七九一	七五八	八二七
一二	一三六	六一〇	五
一・五二	一・四五	一・四〇	二・四一

備考
ゴヂツク中ニハ應召者六名モ含ム
ゴヂツクハ昭和十二年七月ヨリ十
三年六月迄ノ分
左ハ昭和十一年七月ヨリ十二年六
月迄ノ分

備考

本表中本年度(ゴヂツク)中突發的ノ爭論
毆打等アルモ事變以來通聲談話、猥褻、
賭博類似、怠役等殆其ノ影ヲ没シタルハ
受刑者ガ如何ニ時局ヲ認識シ自重シ居ル
カヲ示スモノト思料ス
右ゴヂツクハ昭和十二年七月ヨリ十三年
六月迄ノ分
左書ハ昭和十一年七月ヨリ十二年六月迄
ノ分

第二表 懲罰對照表

種別	月次	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	計
抗命暴行	月	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
爭論毆打	月	四	四	一	二	三	二	一	一	一	一	一	一	一
物品藏匿	月	一	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
物品棄壞	月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
物品交換	月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
通聲談話	月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
猥褻	月	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賭博類似	月	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
怠役	月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	月	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	月	一七	一五	一四	一五	一七								

防空設備と廢品の利用

福島刑務支所

東部防衛司令部管下一府十八縣に互り
事變下に於ける今回の防空訓練は九月十
二日より十六日まで實施せられたり。當
支所に於ては此の事變下過般突如起りし
「滿ソ國境事件」等に鑑み、本訓練期間
を通じて實戦さながらの空襲管制下に於
て作業の訓練及就業状態並拘禁戒護を、
平素のそれと何等異なる處なき同一の状態
に於ての訓練實施に重點を置けり。

今次防空訓練要綱中主として訓練を實
施せしは燈火管制にあり。當支所の建造
物は福島市の北方信夫山の山麓より中腹
に到る傾斜地に設けられ、明治十五年乃
至十八年頃の建築に成り概ね半世紀餘の
星霜を閲し、腐朽甚だしく過去に於ける
防空演習の實況は暗黒と化せし市街より
望見する時、工場舎房の窓より洩るゝ纒
かの燈火と建物の不完全に依りての洩光
は容易に其の所在を知らしむる處あり。

萬難を排し經濟的にして最も有効適切な
施設を徹底的且模範的に實施せんことを
豫め計畫し、之が實現に付ては所謂物的
資源たる經濟上の問題をも大に考慮し、
一切を廢品の再生利用に據ることとし、
其の材料を人雜誌の反古紙、荷造りの古
包装紙及襪襪布、古南京袋等に求めた
り。透光率を可及的減少せしむるため、
是れ等の用紙を糊にて五枚重ねに貼合せ
所々に襪襪布を貼込み、耐久力を加へ外
部には松煙を塗布せり。其の形状は孰れ
も其の設法の窓枠の大小に合致せしめ、
其の數五百八十七枚に達せり。此の隱蔽
用紙は構内掃除夫をして、約半歳に互り
毎日所定作業の手隙を見計ひ作製せし
め、これかために特に人員を使役せず。
又遮光隱蔽の重なる箇所は夫れ／＼内側
に於て隱蔽紙を取付けたり。

警戒管制時には光の直射を避け通風換
氣のため一部下方を開かしめ、空襲警報
と同時に迅速に密蔽せしむることとし、
工場舎房内の燈火は平常と同様なる採光

獨の下に就業し又就寢せしむることとせ
り。本訓練の終了後偶々他處防空訓練關
係官の間に於て、今次訓練中刑務所は全
く消燈せしめたため容易に所在覺知し得ざ
りしと言ふ讚辭を頂戴せり。本訓練の實
施が行刑教化の上に寄與せし効果洵に多
大なるものあり。

防空演習

大阪刑務所

經濟の中樞、商工都市の中心、大大阪
に近接せる、我大阪刑務所に於ても、
「備へあれば……」と呼ぶ四百名近くの
職員と、「家庭の防護は主婦の手で」と
答へる其の家族が打つて一丸となつて護
る鐵壁の陣營。

一、中部防衛司令官谷中將の視察と綜合
訓練
十月二日の午後四時谷中部防衛司令官
は幕僚數名を従へ、當所の防護訓練を
視察せられた。岡部防護團長の警備並

に防護班編成状況説明の後、舍房三階屋上に設備の防空監視哨の双眼鏡による防空監視に、屋上からの電話連絡に満足せられ、焼夷弾投下に對する、消火班の活動、毒ガス弾投下に對する、防毒班の活動、火災毒ガスにより發生した負傷者に對する救護班の活動等綜合的訓練を視察せられ、全員一致統制あり秩序ある活動で、邦家の爲欣快に堪へないとの講評をせられた。

二、職員家族の訓練

九月三十日午後四時、警報班の急報により防毒マスク、エプロン姿に、バケツを提げ甲斐／＼しく駆けつけた婦人防護團員は急報後二十分にして七〇名以上に達した。演習指導員の想定下に活動した状況は、毒ガス弾に對する風向きの鑑別、有毒地區の警備、消毒、焼夷弾投下に對する、リレー式搬水、消火、老幼の援護等であつたが沈著に、靜肅に、一致協力、克く急に應じ難に處し、其の成績極めて良好であつ

三、職員の非常召集

空襲管制下の十月一日午後八時二十分、暗黒の防護團本部から、彈丸の様に傳令が飛び出した。發令後一時間餘り経過した午後九時三十分の發表によれば、空襲管制下に不意打ちの發令であつたのに非常な好成绩であつたと其の成績が發表せられた。

(イ)發令より到着までの時間

- 一〇分以内 四五名
- 二〇分以内 三九名
- 三〇分以内 三六名
- 四〇分以内 八名
- 五〇分以内 二名
- 一時間以内 四名
- 一時間以上 九名
- 不參者 二名

不參者は何れも町内會防護に出務中の者であつた。

應召假釋放者の件

静岡刑務所

當所に收容中の〇〇〇〇君は本年二十

國旗を、しつかと握つて、刑務所の門を後にしたのである、が、その時の〇〇と親族の者とは感激の極只熱涙と共に頭べを下げ無言の挨拶をするのみで一言をも發することが出来なかつたのである、其の後八月二十日に到着した彼の第一信は次の如くである。

『私は八月十三日に假釋放の恩典に浴しました〇〇で御座います。途中恙無く無事十四日午後二時當地へ着きまして十五日朝十時體格も合格しまして、入營する事が出来まして喜んで居ります。これもみな皆様の力強い御後援と、私の父母や兄が目に見えぬ靈の佛と化して私を導き下さいました事と、只管に拜みに拜む心にならざるを得ません。私は今初めて我この爲に生れたりと云ふものを掴む事が出来ました。そしてそれは私自身に限られて天から與へられた使命と信じ、その使命に身を献げ得る確信を持つて居ります……』

いと云ふ好條件なので、假釋放の上應召せしめるを適當なりとして、直ちに刑務所より「令狀を持參し出頭する様」町長宛電報にて通知したところ、十二日午後四時三十分親族の西田戸次郎は町長代理として出頭したのである。そこで即刻當局宛假釋放を上申したところ十三日午前十一時三十分假釋放許可の電報令指があつたのである。然し召集部隊が熊本の輜重聯隊である爲十五日午前十時迄に入隊するには静岡をその日の午後一時三十分發の下關行急行列車に乗せなければならぬ、そこで擧式を急ぎ直ちに同工場者並に各工場代表者(計九十二名)を遙拜所前に整列せしめ、幹部及び職員の一部參列の上嚴肅裡に假釋放の式を執行することゝした。

斯くて感激裡に午前十一時四十分式を終了しやがて正午となるや幹部、看守、事務員並に第一級者(二十三名)等支關前に整列し小國旗を打振りつゝ萬歳を三唱する中を〇〇君は保護會より贈られた

二歳、兵役關係は第一補充兵役であるが過去の半生を回顧すると、家庭的には恵まれない人間であつた。出生地は鹿兒島縣出水郡三笠村で當時開業醫であつた父親には三歳、母親には四歳の時に死別し一人の兄と共に叔父の許に引取られて養育せられる身となり中學三年の終頃に學資の不足の爲に止むなく中途退學し、それから鹿兒島市に出でて寫眞技術を修得し、所々を轉々とする中途に生活に窮し郷里に歸らんとして神奈川縣までは来たが旅費と空腹とに困り果てゝ終に竊盜罪を犯し懲役八月の刑を受け、收容せらるる身となつてしまつた。折しも突然八月九日、〇〇聯隊に特務兵として臨時召集をうけ、十五日午前十時入隊すべき令狀に接した旨の電報が本籍地の町長より来た。彼は改悛の狀顯著であつて、刑期も四分の三以上を経過し、且體格は甲種強壯であり本籍地に開業醫をしてゐる伯父と農業をなす父の従兄西田戸次郎の兩名が保護を引受けて居り、再犯の虞もな

旭川刑務支所彼岸追弔會

旭川刑務支所

旭川刑務支所に於ては九月二十四日秋季皇靈祭の聖日を卜し、所内教誨堂に於て在所中物故者の彼岸追弔會を行つた。朝來秋雨頻りに降る裡に、職員と收容者は共に囹圄の中に倒れたる不幸の靈に對し衷心より冥福を念じた。當日東本願寺旭川別院輪番後藤泰俊師を招聘し、師を導師として讀經、支所長以下各主任の焼香を了へ、收容者代表の焼香、次で中谷支所長弔ふ者なき不幸の靈に對し慰めの弔文を朗し、收容者一同を感謝感激せしめた。次に後藤輪番は彼岸會の由來より現下非常時局に處する國民の覺悟及報恩の至誠を以て國家に盡すべきことを説き堂内肅然として聲なく、兩頬には清々として涙の流るゝを認めた。最後に堀江教誨師より本日の感激を終生忘れることなく、銃後國民としての本分を愈々發揮するやう閉式の辭ありて、正午極めて有意義に法會を終了した。

非常時局下に二つの 追弔會執行

青森刑務所

一、在所中死亡者追弔法會
 青森刑務所では例年秋季皇靈祭に當り、在所中死亡者追弔法會を執行する例になつてゐるが、本年は恰かも本派本願寺勸學前龍谷大學教授梅原眞隆先生が、本派の經濟國策強調運動宣傳講演の爲來青せられし機會に、豫め先生の御内諾を得て、期日を繰上げ九月十八日午前十時より所内教誨堂に於て在所中死亡者四六名の爲に嚴肅なる追弔法會を勤修した。

當日は本派本願寺仙臺別院輪番玉川義隆師をお迎えし、青森市本派光行寺住職仁本正惠師、同大派蓮得寺住職東義壽師同蓮心寺住職本間現利師等の御出勤を得て玉川輪番導師の下に嚴かに讀經あり、次で中田刑務所長の弔辭、職員代表受刑者代表の燒香ありて後、梅原眞隆先生の約一時間に亙る言々句句々肺腑に徹する懇切なる御講話を拜聴した。先生は現下非常時局下に於ける受刑者としての心構へをその一流の雄辯を以て諄々として教へ

られ、一同感激一入深きものあり、かゝる僻地に於て輪番の導師と、平素崇敬する先生の御講話を眼のあたり拜聴するを得たる奇縁を喜び正午近く閉會した。

二、假釋放應召戰死者追弔會
 九月二十四日秋季皇靈祭の聖日を卜し當所假釋放應召戰死者故陸軍歩兵伍長佐々木金四郎君の英靈を迎へて嚴かに追弔の法要を勤修した。

同君は事變勃發間もなき昨年八月二十八日召集の令狀下るや殘刑一年有餘を殘して假釋放の恩典に浴してこの一大聖戰に参加するの光榮を擔ひ、勇躍征途に就いたのであるが、遂に去る七月三十一日山西肅清の殲滅戰に参加して壯烈なる戦死を遂げたるものである。

午前八時三十分中村教誨師開式を告げ、教務課長導師の下に嚴肅裡に讀經を終了、次で教務課長の敬白文朗讀あり、中田刑務所長は諄々として君の戰績勲功を讀ぶる感激の追弔文を朗讀し、職員代表の燒香ありて後、受刑者代表の燒香並に言々句句々眞情送ばしる弔辭の朗讀あり、一同起立禮拜をなし、續いて教務課長は君の行績と戰死當時の模様を語り、「恩寵の世界」と題して教誨を施し、午前十

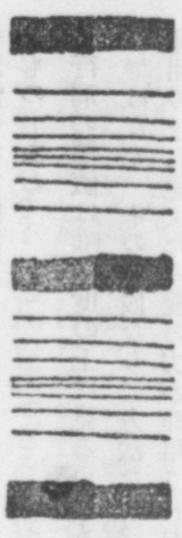
時過ぎ意義極めて深き追弔法會の幕を閉ぢた。

因みに當所からの假釋放應召者は合計四名であるが、その中二名は皇國の爲名譽の戦死を遂げ護國の英靈と化した。

優秀漁船を購入 受刑少年漁夫張切る

浦賀少年刑務所

昨春進水以來豐漁つゞきですでに四萬圓の漁獲をあげ、漁師達をさへ驚かしてゐる小田原少年刑務所浦賀支所所屬の自慢の漁船報國丸は、今度長崎縣下に新設された海上少年刑務所々屬船として同所員十數名と共に近く廻航され、これに代つて同所では釜石港の某漁業家が所有してゐた百二十トンの報國丸の倍以上もある海洋丸を買受け、先般來淺野造船所で修理を加へてゐたが、去る五日竣工、直に浦賀に廻航されいよ／＼受刑少年達の修鍊道場として活躍するが、同船は鐵船で新造すれば廿五六萬圓もかゝるといふ素晴らしい船で、諸施設も完備してゐるので所長以下大喜びで報國丸の倍以上の働きをせねばならぬとはりきつてゐる。



讀者の頁

保護委員制度に就て

名古屋 稻吉生

既に去月末の新聞紙に依り報道された如く本年司法保護記念日より司法保護委員制度が實施されたのである。

由來、犯罪殊に年々増加の趨勢にある再犯の防遏に付ては、檢察裁判行刑及び保護の各機關が同滑なる活動を爲し得るところに、その完璧を期待し得らるゝものである。その一機關たりとも運営の圓滑を失ひ或は妨げるに於ては到底この難事業は成功の域に達するものではない。少年保護と思想犯保護の分野に於ては既に法制化され、その實績を擧げつゝある

も最大多數の對照を持つ一般保護に付ては依然民間保護事業家に一任され敢而顧ざるの現状である。斯る機構の現状に於て高度の文化的教育刑を世界に誇る新行刑法規の下に、小さいながら吾々が打込む尊い生命も慘憺たる苦心も殆ど水泡に歸し、吾々にかげられた社會の期待も吾々の努力も無残に裏切られ依然増加の再犯率の前に幻滅の悲哀に泣くばかりである。茲に於て吾々は只管保護事業の躍進的整備充實を要望し之が制度化を切望するの念止み難きものがあつたのである。

今回實施された制度の内容は詳細には知らないけれども、要綱は宗教家、方面委員、市町村有力者、實業家等を以て組織され、要保護者の生活状態、思想傾向等を觀察し、思想の善導と生活の安定を計り再犯の防遏に努め、而して其の保護擔當區域は市町村警察署を單位として委員會を組織し毎月一回例會を開き擔當保護事務の聯絡を計り更に地方裁判所管轄區域毎に常務委員會を組織し各保護區に於ける委員會の聯絡統制に當る由であるが之に付き兎角の評論を試みる素養を持

たない私は、委員の銓衡に就て只一つ希望したい。

謂ふまでもなく銓衡に際しては、保護團體、關係各官公署の意嚮を斟酌することは勿論ながら委員銓衡資格は名望とか指導的地位等、功利的表面にのみ拘泥せず、眞に被保護者の生活を理解し、よりよき伴侶者たる良心的實業家を以て第一位に置きたい、蓋し要保護者の殆どは無資産であり、筋肉労働者であり自營獨立の困難なる者が其の大多數を占める。職場を與へること、それは生活の安定を與へることであり、職場により指導者を持つこと、それはよき保護者を持つことに歸着する。この意味に於て實業經營者自身を委員として保護事業に協力せしめることかより妥當ではあるまいか、敢て愚言を呈する次第である。

愛と行刑

長崎 後田青岐

愛そのものの價值が認識され、實際的に運用されて行くことは、社會的現象や

毎日の吾々の生活態度の中に絶えず見出されるものであるが、愛の認識に就いて尙一層の關心を持たせるものは、行刑の運用、施設、或はその經營に對して愛そのものの價值なり、認識なりが唯主觀的に考へられ統一されてゐる點である。

行刑の進行性は法規に於て只漸進的に取扱ふのみにては可能なる事實ではない。愛の無い行刑、それは應報的な行刑を意味するものであつて、愛そのものの近代的價值を認めない處に因襲的な消極さが穿はれる。改善主義を標榜する行刑は其の眞諦に愛を採り入れることが行刑の近代的價值を評價するに足る總てのものだと云ひ得よう。

犯罪者の改過遷善を目的として行はれる現今の行刑に於て人對人の問題は畢竟する處、愛の行刑であり内面的人格の結合であつて、人類愛、社會愛、此の二つの愛情の根本的原理が多分に含まれてゐるものである。

行刑の價值は唯制度の上に見る可きものではなく、その手段なり、方法なり、運用の上に絶大なる愛の力が作用されね

ば、行刑本來の目的たる改善でふことの完ふせらる可きものではない。而して其の効果を速急に認め得ると云ふことは難い。寧ろ體驗を経た一つ一つの論理に立脚して徐々に其の目的に添はしむることが緊要であらう。改善主義の目的が其の根底に於いて此れ迄に經た多くの理論と實際とに因つて基礎づけられた、據の上に爲されつゝある。愛の使途、効果、影響等愛の多邊的な存在は行刑の近代的價值に於ける本質的なものと云ひ得よう。

徳性の培養、人格の陶冶による犯罪人の社會復帰、犯罪性撲滅の可能性も愛の認識なくしてその終局の効果を期待することは認め難いものである。

人間の近代的人格の價值は愛を翹望する努力にありと云ふ。極むべき行刑の眞理は唯一つであり、愛は吾々の絶對的な指導原理である。

近頃感じたまゝ

仙臺支所 佐藤吉兵衛

或る日の午後公判最中の事であつた。裁判長曰く「被告は何故斯る傷害の罪を

ければならぬ。

一步地位を變へて我々が嘗て過去數十年來諸外國に於て受けた差別待遇を考へてみたならば、「己れの欲せざる事は人に施すこと勿れ」の言は洋の東西を問はず時の古今を問はず眞理である。

我々刑務官即ち教育者たる者に左様な人は一人も居らない事とは確信するも、我々刑務官の使命を考ふる時前述の如き意見を抱くとするならば改過遷善、更生の道に就かんとする人々をして、益々卑屈の感を懐かせる事となり、刑務官の恥辱であり非教育者として刑務官の資格の有無を疑はれる事は言を俟たないであらう。

此の未曾有の重大時局を認識し以て、銃後の職場を益々堅く確と踏みしめつゝ我々に與へられた尊い教育者たるの人格と我が刑務界の發展向上の爲め努力と研究とを惜しまず孜々として職務に忠實にまうではないか。

「府中刑務所を歌ふ」を讀みて

仙臺 青葉生

私は横濱地方裁判所検事正西村卯先生

が九月十五日發行の法律新聞に、一府中刑務所を歌ふ一九首の短歌を寄せられたのを拜見して、その一つ一つにいと大なる興味と、感動とを覺えたのであります。

囚人の唯一つなる楽しみと、いふ炊事場には温き湯氣立つ
 機械に或は木工に精進する、涙の人の生活を見よ

蔑けすまれ踏踏くまり居る人の上に、天の光は浴く輝せり。

何と理解に富み同情の籠つたことばでありませう。一温き湯氣立つといふ一句の中には、炊場の情景が毫髪として浮んで居るのであります。この歌を讀むと、如何にも先生が慈愛に充ちた、こやかなまなざしで、いそいそと立働いて居る受刑者達の様子を見て居られる有様や、又收容者の唯一の楽しみであらうところの食事が、今や温い湯氣を立て、うまさうに用意されつゝあるのを、受刑者の氣持と一つになつて如何にも心地よげに眺め入つて居らるゝ光景が、まざまざと想像せられ、何となく一種のほ

笑ましさをさへ感ずるのであります。

犯す氣になつたのか」被告曰く「實は世間の友人が私を朝鮮人なるが故に輕蔑し朝鮮人のくせに生意氣だ日本の恩知らず奴此の馬鹿野郎と侮り私をなぐらうとしましたので遂、私も胸がムラ／＼と興奮して近くに居合せた友達を夢中でなぐりました。何んとも申譯ありません」と涙をホロ／＼流して答へるのであつた。

果して被告人の言が眞實なりや否やは別問題として眞なりと斷定するとき、實に嘆かばしい事ではないか。翻つて先づ我々の胸中を反省して見る必要があるはしないだらうか。日本人と雖も國民全部が左様な心掛ちが無くとも、一人でも左様な心掛ちの所持者があつたとするなれば何百年経つても此れらの感情的摩擦が消えぬばかりか、同胞愛も、一心同體も何にもあつたものではない。

朝鮮人なればなる程日本の國情にも又土地風俗習慣にも不慣れであるが爲め、我々は同胞愛を以て親切丁寧に接せねばならない筈であり、其處に日本の國民性の雄大さ美しさが映ずるものと思ふのである。又此れが我々一等國民の襟度でな

かういふ和やかな氣持は理智一片の固い頭の人々には、到底浮んで來さうもないことだと思ひます。殊に彼等の上にも「天の光は浴く輝せり」と歌つて居られるのには、今更ながら一視同仁、天理と皇恩の廣大なることを、拜謝し奉るの念を深うするのであります。感ぜしむるのであります。即ちわれ／＼行刑官としても、常に太陽が遍く温く萬物を光被し生々化育する如き心を以て心とすることが、何より大切な根本的な心構へでなければならぬと痛感せしめらるゝのであります。

世に榮えぬ事ぞ尊き終日を、囚人と居て師たり伴たり。

この歌を讀んで感ぜしめられることは、行刑事業が如何に尊い國家的仕事であるか、而かもそれが見榮のせぬ縁の下の力持仕事であるか、又それが故にいよ／＼益々犠牲的精神を必要とする尊い光榮ある仕事であるか、そして又彼等受刑者の師となり伴となつて、指導して行くといふことが吾々の尊い役目であるかといふことが、はつきりと領かせらるゝことのであります。



切抜帖より

ブカくする椅子は
賢澤なブランコだ

親しむ燈下の秋、ぢつと椅子に腰を据ゑて勉強すべき秋です。しかしその椅子からもスプリングが、國策の線に沿うて撤回されやうとしてゐます。私たちは私たちの手で、スプリング代用で、しかも健康な椅子を考へ出さなくてははいけないと思ひます。以下東京高等工藝學校教授、野村茂治氏のお話

です。

主として椅子の座に入れられてゐるスプリングの役目は、理論的には合理的な角度とか、馴染のいゝ面を與へることにあります。スプリングなればどんな人にもなじめる融通性があるのです。しかし、ほかの例へば座ぶとんのやうなものでも、これは補ひがつくのではないかと思ひます。そのみでなく元來スプリングの金屬の弾性が馴染深いとはいふものゝ、合理的であるかどうかは疑問なのです。

これらは、均等な弾性ですから、どんな風に坐つても馴染めるのです。言換へますと、ツボ(要點)がないのです。それでしまひには草臥れがくることがあります。このことは弾性が強ければ強いほど言はれることで、私たちはぶか／＼する椅子は「賢澤なブランコ」で椅子でないと言つてゐるくらゐ

です。

満鐵に乗つた方が、一等車より二等車の方が楽だといつてゐるのは、一等のスプリングがこの「ブランコ」になつてゐるからです。

次にスプリングの役目は、腰を下す瞬間の衝撃を調節することゝ立ち上つた時に、適當になじんだ坐の形が醜く残つてゐないことゝの二つが擧げられます。しかし、この二つは從的な意味しか持たないのですから、さきの條件が、座ぶとんのやうなもので満されるとすれば、他は我慢すべきでありませう。ところが衝撃の對策には、近頃代用品が考へられてゐます。常識的な二の例を擧げてみますと、此の彈力、詰物の彈力などがそれです。坐の形の對策としては、最初から氣持よささうな軟かい凹みを作つておけば對策がつかますし、又シワが氣になるのですから、豫め計画的にシワを作り、それを

裝飾的に作つた張り方をすればいゝのです。古い革張りのソーフアなどには處々に金銀を打つてありますが、これの一例です。

以上のやうに考へて行きますと座ぶとん式のものをつけてゆくの、スプリングの代用品として好ましい氣がします。これですと家庭で自由に作れます。まづ適當な椅子の形を家具屋に注文してから、背中のもたれから、坐までの長さより長目の坐ぶとんを作りもたれの上と、坐の下とをスナツプでとめます。

このとめ方は、もたれの方はふとんをぐるり後へまはして、とめませんとずり落ちますし、坐の方は下へたれ下げてとめる必要があることを注意して下さい。そのために幾分長目の座ぶとんを用ひるわけです。これならば、夏は汗をはじき、洗濯がきくやうな布、多は肌ざはり、温くみ、彈力のいゝ布

を選ぶことも出来るのですから、非常に合理的です。即ち、スプリングの禁止のお蔭で私たちはより合理的な、より健康的な、そしてより經濟的な椅子が手に入ることになつたわけです。尙座ぶとん式はスプリングの弱つた古椅子に應用してみるのも面白い試みでせう。

—都一〇・一〇—

刑務所の中にも 呼び覺まされた大和魂

今次事變による國民精神總動員の波は、あの高く固く閉された煉瓦塀を乗り越えて服役中の受刑者たちにも普及何れも過去の罪業を深く悔いると共に、永年の間心の奥底に隠蔽されてゐた大和魂を呼び起してゐる——事變勃發以來、國民の精神的緊張からあらゆる犯罪の激減を見、本縣でも約三割の減少を見るに至つたが、このため山形刑務所に服役中の受刑者は昨年八月現在に比較すると、約百名減の二百名

となつた。ところが彼等の仕事の量は軍需品の受註で増加する一方であることを知つた彼等は、續々と労働時間の延長を申し出で、この外自分たちにも銃後の御奉公が出来るのだとばかり、軍需品の仕上期日の切迫してゐる場合等は、徹夜しても間に合はせるといふ意氣こみで、社會と全く没交渉ではあるが、非常時意識のもとに、緊張の一日一日を送つてゐるとのこと、野村所長も

約百人減少したにもかゝらず、以前同様の分量の仕事をしてゐます。私も長い間受刑者の面倒をみて來ましたが、これ程緊張した氣分が、受刑者の間に出來たことははじめてです。と感激してゐる。

—東朝山形版八・三〇—

戦争と犯罪

戦争と犯罪、この問題はしばしば興味あるテーマとして、とり上げられるものだが、聖戦下一年の九月七日現在福岡刑務所收監者は千四百四十九名で、例年よりは約二百名内外の激減である。その内譯は左の如し。

治安維持法違反者は昨年の十三名より本年は八名となり、國家意識の覺醒による思想犯の減少傾向がここにも見られるわけで、竊盜犯は本年八百九十名で、昨年の八百八十名で十名増し、横領犯の今年五十一名に昨年の四十六名に比し五名増したが、詐欺犯は百三十一名で昨年の百三十六名より五名減、強盜は今年六十八名で昨年の七十八名より十名減、傷害犯は今年八十四名で昨年の百七名より二十三名の減少を示し、強盜、傷害の強力犯の減少振りは、注意さるべきである。放火犯は今、昨年共に四十三名で奇妙な一致を見

てゐる。その他の犯罪合計は百七十四名である。

——大朝福岡版九・一〇——

保護少年授産所
約十萬圓で建設

直方工業會が熟練工對策として、保護少年の技術者養成計畫に對し、十日瀬戸福岡少年審判所長は松村保護司を伴ひ來直、野上直方警察所長花田工業會理事案内で市内鐵工場の状況を視察後、佐田工業會長を加へて保護少年の指導方法その他について協議した。

同少年收容所は大體に於て、經費約十萬圓程度で、北部工場地帯附近に建設、第一回は約三十名を收容の豫定で、十二日工業會役員會を開き具體案を決定するが、この集團保護施設は一ヶ所に收容所と、鐵工作業場を設け、惠まれざる薄俸な少年達に“生活の道”として鐵工技術を修得

せしめ、また“人間の道”には朝夕感謝と祈りの精神修養を施し、よりよき立派な産業戰士として、社會に送り出さうといふ一石二鳥策を狙つたもので

保護少年の集團職業指導は、縣下は勿論九州でははじめての施設だけに各關係方面の注目を惹いてゐる。尙瀬戸所長は語る。

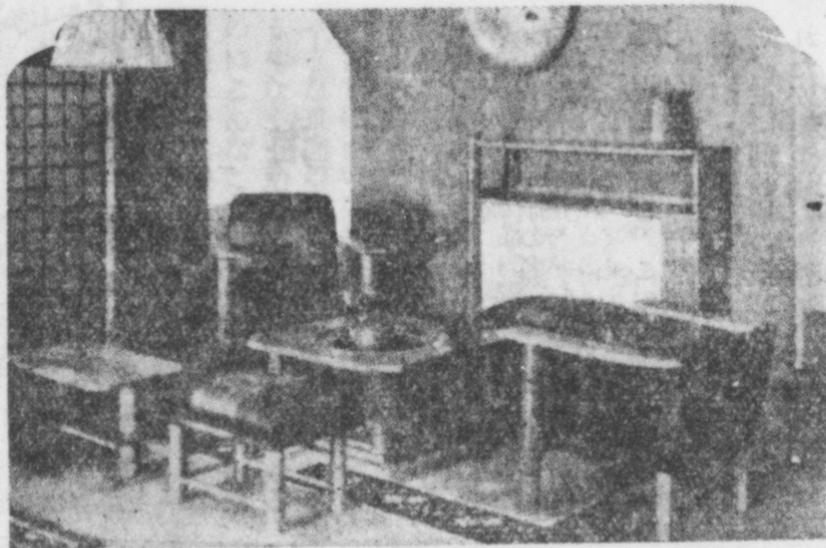
保護少年を善導するため修養、衛生、職業といつた各地施設を各地に設ける計畫で、すでに衛生收容所は若松に決定を見たので今回、鐵工業の旺んな直方市に職業指導所を選んだわけだ。幸ひ各方面の理解と、努力でどうやら具體化しさうで誠に結構だと思つてゐる。

——大朝北九州版九・一一——

モデル竹と銘仙
家具の日本化に

近來の和洋家具は、蒔繪とか象眼又

は塗物よりも、生地の特質を重要視するとか、柾目を巧に生かすやうになつて、無駄な技巧を極端に避けるやうな



傾向です。蒔繪や象眼の代りに淺い浮彫風なものの方が、却つて風雅のやうです。それに純粹の洋家具よりも相當に和風を加味したものがよく、著るしく傳統的な作意と堅實味を加へて來ました。

尤も物質の節約から、飾り金具などの制限から細密な考慮が拂はれて、ベットの如きもスプリングの不足から疊を利用した點などは悪くないやうです。とにかく、日本趣味を充分尊重して材料も竹材とかブナ材などを起用して洋風の日本化を企てゝゐます。

火鉢のおとしは勿論銅の代りに瀬戸を登場させるとか、瓶かけにしる行火手焙りにせよ柾目を洗ひ抜いたものなぞが喜ばれてゐます。なほ椅子張りやカーテンを黄八丈とか銘仙、婦人服地等を用ひて、なか／＼面白い風趣を見せるやうになりました。

(寫眞は銀座松屋の新作和洋折衷)

の居間

——都一〇・一三——

多摩少年院の
作業 始 式

木膚に觸れる喜びと感激に胸をときめかしつゝ待ちに待つた多摩少年院の前に、帝室林野局御用の木曾御料林材木がいよ／＼届けられ、二十七日嚴かな作業始式が執り行はれ、木工科院生は戰く手に感激の初砲を入れた。この日木工科生十四人は起床するや直ちに冷水をかぶつて身を清め、文字通り齋戒沐浴、午前中は作業につかず、自室に籠り沈思黙考して心を静め、淨材に向ふ心と方法の用意を整へた。

式は午後一時開始。所長の訓示終つて、生徒達は感激の面持ちで嚴肅な作業に就いた。

——東朝九・二八——



海外異聞録

◇刑務所の天國

フィリッピン群島の南部サンボアンガに囚人の天國——娯婆より樂な刑務所がある。監獄の名前はサン・ローマン刑務所と呼び、一八七〇年スペイン軍隊によつてつくられたといふ古い歴史を有してゐる。この刑務所には平常大體千名から二千名の囚人がゐるが、彼等が「享樂」してゐる囚人生活たるや、正に刑務所の概念とは全くかけ離れた安樂至極な生活である。

先づ彼等は刑務所に勝手に自分の家族を呼び入れて一緒に暮らすことが出来る。今から七年前入所した一囚人の如きは、當時二人しか子供がなかつたのが今では五人の子福者になつてゐる

といふ有様だ。刑務所内には廣い農場があり、米、麥、果物、野菜等が栽培されてゐる。更に所内には夫々囚人で營まれる鍛冶屋あり、床屋あり、寫眞屋あり、大工あり、パン屋ありで宛然たる一部落をなしてゐる。又娯樂修養機關としては映畫館、圖書館、運動場、音樂室、夜學校等の設備がある。そしてこの刑務所には殺人犯のやうな重刑の囚人もあるが、看守は千人を超える囚人に對して、僅かに數名といふ少數に過ぎないにも拘らず、今まで曾て脱獄者を出した例がないといふ。

◇血液検査令で結婚數の激減

米國ニュージャージー州では去る七月から州令を以て結婚前の血液検査法を實施し、結婚せんとする青年男女は總て州當局の指定した血液検査所で血液の検査を受け、無毒の證明がなければ結婚許可證を發行しないこととしたが、この結果は非常な結婚數の激減となつて現れた。即ち最近州當局の發表した結婚許可證發行數は、血液検査法實施の最初の月に當る七月に於ては前年同期に比較して二割七分の減少とな

り、昨年八月の許可證發行件數二千八百四十一に對し本年度は一千八百と一學三割六分の激減となつた。斯る減少が血液検査法の與へた心理的影響に基因するものか、乃至は米國青年男女に有毒者の多いことを物語るものであるかは未だ判然としない。

◇ナチス婦人の新式擧手の禮

ナチス・ドイツでは在來の普通の敬禮を廢して、公私を問はず専らナチス式擧手の禮を採用してゐるが、最近行はれたナチス婦人大會で、今後ドイツ婦人は、ヒットラー總統の面前及び公式の儀式の際に於てはドイツ婦人の誇りとする謙讓の表徴として、ナチス式敬禮に加へて更に軽く頭を下げることに決議した。そして、これが初めての試みとして、先づヒットラー總統主催のハンガリー元首ホルテイ攝政大歡迎會に用ひて大好評を博し、今後ドイツ婦人の正式敬禮として採用したい意向といはれる。元來ナチス式擧手の敬禮は、右手を半右の方向に四十五度の角度を以て眞直ぐに元氣よくさし出すのであるが、ヒットラー總統のナチス式

擧手の禮は、肘を垂直に曲げ上膊部を肩の高さまで擧げる總統獨特のものといはれてゐる。

◇濠洲の動物愛護論争

濠洲は一九三九年を期して開催されるサンフランシスコ大博覽會にワラビイ(小カンガル)ウームバット(草食有袋獸)コアラ(有袋熊)等の濠洲特産獸を出品することゝなつたが、ワラビー、ウームバット等はいゝとして珍獸コアラの出品に關して猛烈な反對が起り、果ては新聞の社説までがこの問題に乗り出して賛否兩論が囂々たる有様である。反對論の主張はコアラは非常に繊弱い動物で太平洋を横斷するやうな長途の旅には到底堪へられさうもなく、殆ど死ぬのがわかつてゐるのにこんなことをするのはコアラが濠洲隨一の珍獸たることを度外視しても許すべからざる動物虐待であるとし、關稅相はよろしくコアラの輸出を禁止すべしといつてゐるが、これに對し出品賛成派は輸送に關しては既に萬全の策がとられてゐるから大丈夫だと主張してゐる。なほコアラは最近次第に衰

亡の兆を示し、五十年前には數百萬頭のおびたゞしい數を示してゐたが、最近では、濠洲全土で僅かに數千頭にまで減少、コアラの國外輸出は原則的には既に禁止されてゐるのである。

◇英國の遺失通帳五萬冊

英國の郵便貯金加入者でその貯金通帳を遺失する者は毎年五萬五千名に上り、これを加入者の總數一千百萬名に比較すると實に二百人に一人の割合で通帳を失くしてゐる勘定となるが、その數があまり多いので英國ではこの遺失通帳の事務を専門に取扱ふため最近遺失通帳分局を新設した。この分局では遺失届が出ると先づ支拂停止の手續を取つた後、遺失者に對し平常の保管場所、遺失の経路、遺失後の調査方法などを訊問して見るが、さうすると五人の内三人までは、一、二週間中にその在所がわかるといふから不思議だ。見つける場所は領縁の中とか籠の中とか何れも一風變つたところが多く、婦人にはかまどの中に入れた忘れたまゝ火をつけて焼いてしまふ者が多い。面白いのは遺失通帳の預金額の申告振りで大

體は預金額に近い數字を申出るが、實際的に見て何れも實際額より幾らか少く、中には千ポンドの預金額を百ポンドと申告する者もある。

◇テンプル誹謗事件

ハリウッドの名子役として世界の人氣の頂點にあるシャリー・テンプルについて、之は又恐ろしく彼女を誹謗した爆彈論文をしやあゝと發表した途徹もない男がある。グリナム・グリーンと云つて、最近メキシコ邊をうろつき、小説種漁りをやつてゐる男だ。右の論文はロンドンで發刊された「ナイト・アンド・デイ」誌に掲載されたもので、論文内容は不明だが、九歳のシャリーには到底考へられない事を誹謗したといふのである。事件は遂に裁判沙汰となり、キングス・ベンチの區裁判所で原告側からフォックス映畫、販賣の兩會社、被告側からは該雜誌主、編輯印刷人が出席し、當の著者の缺席裁判の下に開廷したが、勿論原告の勝利に期し、被告は映畫販賣兩社に夫々千磅と五百磅、テンプルには二千磅の名譽毀損の賠償金を拂ふことになつた。

書道講座

高橋白鳥

書道の變遷 (十五)

△虞世南

虞世南は初唐の人、字は伯施、沈滄冥、文章を巧にした。書は智永に就て學び、太宗皇帝の師をつとめた程の大家である。

太宗に仕へて秦府參事、弘文館學士、貞觀七年秘書監に轉任、永興公に封せられた。故に虞永興の名がある。官は銀青光祿大夫に進み貞觀十二年八十九歳で卒した。文懿と諡せられた。世南は博識強記で、或る

時宮中の秘書中に烈女傳一部が紛失してゐたので、臣下に仰せられて代本を求められたが、どうしても見當らない。そこで世南が自分の記憶のまゝ書いて上り、時の間に合せた、後で眞本が出でそれと見くらべたところ一字の違ひもなかつた

とのことである。世南は書を好んで夜具の中にあつても、指で腹に手習をした、世南曰く『余嘗て夢に筆を呑んだ、ところが張芝が指で道の一字を爲つたことを夢み方に其の書を悟つた』と、この一事を見ても如何に學書に熱心であつたかを知ることが出来る。

微臣屬書東觀預聞前史
若乃知幾其神惟睿作聖
玄妙之境希夷不測然則

虞世南の書は王獻之及び智永等から出で、行書は褚遂良の先聲をなしてゐる。更に轉じて米家父子の書となつてゐる。故に米元章を主として虞世南の行書を見れば米に似たやうな處があるが、本來この書が米に似てゐるのではなく、米元章

の書が虞世南から出たのである。

孔子廟堂碑は、楷書として品位の高いことは序碑第一と稱されて居る。しかも楷書の碑として最も喧傳せられて居る。

武徳九年の建造で虞世南七十歳の時の書である。然るに原刻は唐時代に於て既に亡び石拓を見ることが出来ないのは誠に遺憾である。

汝南公主墓誌銘並序、これは虞世南の行書であつて汝南公主墓誌の草稿である。世南の流儀は廟堂碑などから推察して用意周到の處に妙味のある系統に屬し

て居る書である。そこでこの墓誌銘の草稿も眞率に書いてあるだけに顔眞卿の祭姪稿あたりに比して妙味が少いといへる。

積時帖、虞世南の書翰を刻したものである。始めに積時とあるところから斯く稱されてゐる。或は米元章の臨書ならんとの説もあるが有名なものである、評する者曰く、運筆輕快下筆天馬の空を行くが如しと云つてゐる。

外に『左脚帖』といふのがある。(寫眞掲載は孔子廟堂之碑)

微臣屬書東觀預聞前史若乃知幾其神惟睿作聖玄妙之境希夷不測然則

次郎長、鐵舟をみこと一本參らす
東海道一の大俠客、清水次郎長は晩年になつて時の劍豪、山岡鐵舟と懇意であつた。

『先生どうも此の間の御手紙を有難う御座いました。つきましては俺は考へました』

百天凌霄漢賢貞玉雪方
風梳千畝綠白是付佳賓
承正成寅陽月上游於島雨莊南窓下白鳥虞士

『何を考へたかな』
 『いや先生は剣道の達人で、天下の豪傑でいらつしやる。又酒は普通五升、一寸氣台を掛けると七升迄はいけると云ふ、大福餅なら百八つは平げるといふ豪の者なんですが、些とばかり豪くない處が御座いますねえ』

『こいつは面白い、どういふところが氣に入らんかな』
 『申し上げて宜う御座いますか』
 『どうか云つてくれ』
 『ちやアぶちまけますが、此間の御手紙には何が書いてあるか、俺共にはチンパンカンパンでちつともわけがわかりま



曉霜楓
 葉秋酣
 杉浦瑞雲刻

象鳥高飛盡
 和雲獨去閒
 相看秋不秋
 只有
 敬亭山
 日陽書

せん。よう御座んすか、先生は學問が御ありでせうが、相手の俺共にも先生と同じ學問があると思つて下されてはまことに困ります。あの手紙は同格の學問のある相手につかはす手紙で、俺共のやうな無學の者の讀める手紙ではありません。無暗矢鱈に四角い字を並べられてはてんで見當が付ません。人を見て法を説けて女には女の分るやう、子供には子供の讀める様に相手相手によつて書かなくちやア偉くも何んともないと思ひます』
 『いや親玉、みごと一本參つた』
 と鐵舟はすつかり兜をぬいで、それから次郎長におくる手紙は極めてやさしく書くやうに改めたとのことであります。

毎月 刑政詩壇
 用紙 毎月十日限
 姓名雅號併記ノ意

雪山川田端總選

○吳南郷少佐 岩川 江村繁太郎 高松
 ○鵬翼垂天萬里飛 江南擊滅一千機 騰王閣上浮雲白
 悵望至今人未歸
 其格整齊。其調悲壯。足以傳南郷少佐矣。
 □恭賦長期戰
 天兵勇武世無儔 已畧山河二百州 遠大皇圖猶未半
 當知億兆自堅秋
 四百山河。已畧其半。然緩撫四億生靈。確保東亞和平。則在今日以後。宜億兆一心。以翊贊皇圖也。
 □代征人作
 愛日南 成章 大邱
 懸軍萬里遠西征 一劍揮來霜氣橫 昨夜陣中成好夢
 滿山風雨破胡營
 劍氣橫秋。紙上有聲。皇軍之百戰百捷。良有以哉。

崑々居詩話(十五)

唐以後の詩風(八)

李東陽は擬古樂府を以て名あり、尋で出でし者に李夢陽(空同、何景明(大復)の二人あり、時人稱して俊逸終憐(空同、何景明(大復)の二人あり、時人稱して俊逸終憐何大復、粗豪不_レ解李空同と云つた。以て二人の天分を知るべきであらう。此の二人皆詩の復古を唱へ、徐禎卿之に偏帥として天下を風靡し、遂に明の七才子たる李攀龍、王世貞、謝榛、梁有譽、宋臣、徐中行、吳國倫等を輩出するに至つた。攀龍字は子鱗、官は河南按察使に至り、政治の才も見るべきものがある。詩は王維、李頎の流を汲み、詩風を唐代に返へさんと欲し、唐詩選、古今詩刪を編纂して其の範を示した。世貞は樂府を以て、榛は今體を以て、共に其の名を擅にし、有譽は文選を好んで其の神を得たりと稱せられ、臣は李白に私淑して絶句を得意とし、中行、國倫は皆學德を以て稱せられた。
 七才子の後に徐渭、袁宗道、袁宏道の兄弟があり、最後に陳子龍、錢謙益がある。謙益は明詩の殿にして清詩の祖である。

□ 新秋感興二首

夜色蒼茫銀漢流。草蟲聲斷露華稠。中宵殊覺葛衫冷。

轉使離人催暗愁。玉露橫江月色明。趁涼弄影欲三更。小庭忽有西風動。

男子感秋。不能無閑愁。況離人乎。前首善狀之。

□ 登櫻島 峇軒 清永徳太郎 福岡

爆後燄巖如虎踞。腥風吹面海濤翻。有翁頻說當時慘。

涕淚潛潛欲絕言。天意不可測。人心烏得安。所以有此詩也。

□ 送友從軍 朴 豊玉 西大門

從軍何幸屬天兵。只願功成不願生。生若瓦全生是辱。

立意正大。措辭奇妙。三四殊有古氣。

□ 護弔陣亡將士 赤誠貫日天應感。

惡死奸生今古情。爲君捨命鴻毛輕。

語似率直。意則質實。使人感涕。

□ 次天行翁日光偶占韻 雪山 川田瑞穂 東京

乘興飄然欲出門。溪山先喜麗晴暎。尋僧慣聽華鯨吼。

採藥時逢石筍蹲。十丈疎簾風舞影。一泓明鏡月留痕。

如斯形勝稀天下。何事區區喚作園。

岡崎春石曰。兩聯眼前景物。妙於點染。不是尋常手段。

選歌しつゝ (一七)

大翼

次ぎは卷三であるが、この卷は始めに雑歌の部を置いて、持統天皇から聖武天皇に至るまでの作品を年次の順なく收め、次ぎに譬喩歌(タトヘウタ)の部を立て、天武天皇の皇女に在せられた紀ノ皇女の御詠から大伴家持の内舎人であつた當時までの歌を掲げてゐる。卷の終りは挽歌の部があり、聖徳太子の御歌を始め、年代不詳の比較的古い歌が輯められた後で、元明天皇の和銅四年から聖武天皇の天平十六年までの作品を年代の順に入れて居るのである。この卷の編輯振りは他のいづれの卷よりも丁寧で行届いて居るのである。

清に入つてから錢謙益は該博の學問と超邁の識見とを以て唐宋を打つて一丸と爲さんと企てた。故に其の詩は雄偉渾厚なるもの多く、蘇東坡に得る所ありと稱せられるが、二朝に仕へたるが爲に清議の排斥する所となり、詩も亦之が爲に累せられたるは惜しむべきである。蓋し、趙孟頫が宋の王族を以て元朝に仕へたと前後其の跡を同じうする。謙益と比肩するに足る者は吳偉業(號は梅村)で、元遺山、白香山に私淑して參ずるに初唐の高古を以てし、富瞻の詞、蒼涼の致、遙かに時人を凌駕するものがあつた。世之を稱して銀吳の二大家と云へるは決して溢美でない。

當時顧炎武あり、明末に生れて清朝に仕へず、山中に屏居して著述を業とす。其の學は朱子を宗とし、日知錄三十卷を著した。尤も考證に長じ、清代考據の學風を開いたのは偉とせねばならぬ。而も亦詩を善くし、骨力蒼健、遠く古に溯るも、考詩學の爲に詩名を掩はれ、詩人として之を遇する者無きは惜しむべきであるが、其の著亭林集を讀む者は、何人も其の筆力に驚かざるゝであらう。但し炎武其の人は謙益輩と肩を並べて詩人と稱せらるゝを恥辱としたかも知れぬ。(川田瑞穂)

毎月集

刑政歌壇

當季雜詠 締切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

選

一 浦上 三 浦子路
二 青森 一
三 名古屋 高島 明峰
見下せば橋下千丈の天龍峽生けるが如く水猛りをり

秀逸

○ 高松 磯村 晴男
○ 府中 草の 花
○ 高松 香 蘭
○ 燈心の静かに燃ゆる夜半寒し實によき伯母を逝かしめにけり
○ 徳島 荒井 靖蘭
○ しらじらと秋陽のふるに大なる龜裂の道を山蝶ゆけり

もののふの八十字治河の網代木にいざよふ波の行方しらずも
(柿本人麿)

田子の浦ゆ打ち出でて見れば眞白にぞ富士の高嶺に雪はふりける
(山部赤人)

などの歌は卷中殊に著はれたものである。赤人のこの歌は不盡山を詠んだ長歌の反歌であるが、その長歌もまた古來傑作といはれるものである。

天地の 分れし時ゆ 神さびて 高く尊
き 駿河なる 富士の高嶺を 天の原
ふりさけ見れば 渡る日の 影もかくろ
ひ 照る月の 光も見えず 白雲とい
行きはばかり 不時ぞ 雪は降りける
語りつき 言ひつき行かむ 富士の高嶺

山上憶良の

憶良等は今は退からむ子泣くらむそも其の母も我を待つらむぞの一首もその特異な詠風によつて知られたものである。この卷にはまた大伴卿の「酒讀め歌」十三首があるが、その中の一二三を書いて見ると
益なき物を思はずば一坏の濁れる酒を飲むべかるらし (思はずば)は「思ふよ

りは」である)古の七の賢き人たちも欲りせしものは酒にしあるらし (七の賢き人達)は竹林の七賢人である)賢しと物いふよりは酒飲みて酔ひ泣きするし勝りたるらし (賢しと物言ふよりは)は賢こぶつて物を言ふよりは、である)夜光る玉といふとも酒のみて心を遣るに豈しかめやも
といつた具合で大に徹底して居るのである。

X

子路君 初心の人では詠ひ得ない境地である。静かさがあり、觀照が澄んで居るのはよい。たゞ不安とするところはこの種の歌に類型の多いことであらう。

一 君 酸ケ湯といふ固有名詞は動くと思ふが、一首として見れば巧みに季節の感懐を盛つて居るのがよい。

明峰君 「生けるが如く」が利いて居る。君には「吾に隣りキネマ見る人軍事公用てふ呼出しありて出で行きにけり」といふ一首もあつた。

専心にたち働ける態見れば罪おかし來し囚人と思へず
岐阜 梶田 草民

佳作

張替へし障子明るくわが居間の亡き母の像をしばし見つむる
函館 松田 思秋

軍歌など口ずさみつゝ衣洗く娘へ十月小春日がさして居り
沼津 常春

暴風のあとの麓の一軒家曲りし軒に栗のかけ干せり
神戸 貞子

泣きつゝもね入りし子ろのほに浮ぶゑまひかすかに秋の夜くだつ
松江 紫

陽はいまだ芒穂むらに夕映えてひととき白舌鳥のなきしきるなり
浦上 三浦 子

湖の邊に葦の穂は枯れ日もすがら鳥も來啼かぬ戰場をおもふ
新潟 曉

蕭々と氷雨に冷えし街寂し弔旗流るゝ英靈の列に
遼陽 志田 稠

鎔鑪爐の火は赤々と燃え立ちて汗に輝く工人の顔(鞍山昭和製鋼所見學)
青森 中田 牧

つばさらち嵐に飛べる鷺せまらず強きものみの持つおちつきに
咸興 岡元 舜

夕風ぎて中空の旗しだれたる竿頭に一羽鳥とまれり
前橋 次郎

夕昏れを一人しかへる林道に鳴く虫の音をさやにとめきぬ
群山 小杉 天涯

老ひの身も忘れて孜々と勵み居る銃後の母の姿尊し

夜の雨の霽れて明るき月の光大杉山の鴉啼き居り
岐阜 祐坊
特報に憂ふる空は雨雲の煙のごとく低く飛ぶみゆ
練習生(神戸) すす 糸
數行の文字を残して書を閉ぢぬ夕餉の菜はさんまなるらし
横濱 蓮
母上の送り給ひし栗食めば其の香に通ふ故郷の秋
札幌 紺野 東
樽前の煙夕日に照り映えて雲かたまふ蝦夷の秋空
遼陽 志田 稠
岩清水見つけて少し早けれど晝食せんとすりユクサツク解く
佐賀支 静

かさこそと枝をはなれて落ちし葉の風に捲かれて舞ひ立ちにけり
盛岡 紗
音高く土橋を馬車の行きすぎで秋の夕の静けさもどる
木更津 小石
膝抱きて書齋に見れば秋空の晴れたる隈のゴホロギの聲
豊多摩 西田 四
戦地より友は便りを寄越しけり君の分まで働くぞよと
東京拘置 高橋 一
たくればきのふのごとくこほろぎの鳴く音寂しも夫出征し後
名古屋 八木 清
流れ行く白雲の群おぎろなく空のまほろを占めつつひろがる
京都 平井 鶴
老の身の重き足どりいたはりて引く孫の手のやさしかりける
帶廣支 千

はてしなき廣野のみのり見渡せば銃後の守強くうら泌む
歳宗風峰朗生燈波黄峰兒を坊月

姫路少 同 小倉廣志(長崎)

滿洲國

四月十六日

任監獄佐叙委任二等月俸百二圓、
派在昌圖辦事 昌圖看守長 崎田國松

死亡 同 典獄佐 同

辭職照准 新京作業技士 森本豐治

同 海龍作業技士 下川榮

四月十四日

派在承德辦事 撫順作業技士 眞邊廣光

四月二十一日

應即免官 奉天第一看守長 堀之内義尙

五月十日

派在哈爾濱監獄辦事 哈爾濱分監副長 安井正雄

同 看守長 山下義雄

同 作業技士 小島保太郎

兼任看守長派在哈爾濱分監辦事 廷吉副長 幸田永吉

派在哈爾濱分監長 司法部屬官 橫溝遵海

任典獄佐叙委二給五級俸、
派在延吉副長

派在瓦房店副長 奉天第二副長 岡村保客

派在承德監獄辦事 奉天第一看守長 森本泰輔

派在哈爾濱辦事 同 第二看守長 岩田政憲

派在同分監辦事 同 第一看守長 伊東保彦

派在克山分監副長 延吉看守長 西井庄三郎

派在哈爾濱辦事 吉林看守長 渡邊茂

派在牡丹江分監辦事 奉天第二看守長 湯田規矩夫

派在新京分監辦事 新京看守長 森島勇

任作業技士叙委三給八級俸
派在牡丹江分監辦事兼任典獄佐 看守長兼司法部屬官 稻業孝

派充哈爾濱監獄牡丹江分監長 總務廳技士兼司法部技士 黑江明夫

兼任作業技叙委任三等、
派在新京監獄辦事 派在司法部大臣官房會計課辦事

同 同 黑木進

同 同 福田理

同 同 安東看守長 濱口敏郎

五月二十四日

任繙譯官叙委任四級月俸六十七圓
派在佳木斯地方檢察廳辦事

五月三十一日

辭官照准 瓦房店看守長 木村慶喜

訓令通牒

(刑政第五一號)

○警察留置場巡視區域ニ關スル件
依命通牒

(司法省行刑局行内第一五九四號)
昭和十三年八月四日

愛知縣内警察留置場巡視區域ノ分擔ハ別紙ノ通之ヲ變更スルコトニ相成候條御了知相成度候
追テ留置入費ノ償還ニ付テハ從前通名古屋刑務所ニ於テ處理スルコトニ致候間爲念申添候

(別紙)
愛知縣内警察署留置場分轄巡視區域

名古屋拘置所

名古屋市内江川、鍋屋各警察署

犬山、布袋、木曾川、一宮、稻澤、津島、彌富、枇杷島、各

警察署

名古屋刑務所

○充員召集セラレタル受刑者ニ
對スル假釋放上申ニ關スル件

(司法省行刑局行内第一〇〇一號)
昭和十三年八月十五日

標記ノ件ニ付テハ夫々慎重御處理相成居ルハ勿論釋放後ノ保護監督等ニ付テモ充分御配慮相煩シ居ル儀トハ思料候へ共往々病弱ノ故ヲ以テ召集解除トナルモノ有之尙又近時入隊後幾何モナク隊内ニ於テ數回ニ互リ竊盜ヲ政行シ或ハ假釋放後直ニ強盜、強姦ノ重罪ヲ犯シテ應召セサリシ事例ノ發生ヲ見ルニ至リ候固ヨリ斯カル事例ハ極メテ稀少ニハ候へ共其ノ軍部ニ及ホス迷惑、社會人心ニ與フル影響ヲ考フルトキハ洵ニ忸怩タルモノ有之寒心ニ不堪儀ト思料致候條之ヲ審查ニ當リテハ當該受刑者ノ心身兩面ニ互リ飽ク迄慎重ヲ期セラル、ハ勿論釋放ヨリ入隊ニ

名古屋市内江川、鍋屋兩警察署ヲ除ク市内一圓
舉母、安城、西尾、大濱、半田、横須賀、瀬戸、勝川各警察署

岡崎少年刑務所

岡崎、御油、田原、豊橋、富岡、新城、田口、足助各警察署

至ル間ノ保護監督等ニ付テモ充分御配慮相成萬遺憾ナキヲ期セラレ度候

○看守手帳様式制定並有償保管轉換ニ關スル件

(司法省行刑局行甲第一一三號) 昭和十三年九月十五日

昭和六年七月行甲第一、三一六號ヲ以テ通牒致置候看守手帳ノ革製表紙ハ當分ノ間之ヲ中止シ布「クロス」製ヲ以テ代フルコトニ相成候條御了知相成度候

○ス・フ布取扱ニ關スル件

(司法省行刑局行甲第一一六六號) 昭和十三年九月二十八日

收容者衣類臥具用布ハ經濟統制ノ爲當分ノ間全部ス・フ糸ヲ以テ織製ノコトニ相成不日第一回ノ配給可有之候得共之カ取扱ニ付テハ左記事項特ニ御留意相成苟ニモ取扱ノ粗漏又ハ不注意等ニ依リ損耗ヲ速カナラシムルカ如キコト無之様御配意相成度候 追テオールス・フ布ニハ因ノ證印ヲ押捺ノ上配給ノ管ニ付申

添候

記

- 一、從來ノ純綿布(既縫製品ヲ含ム)ハ可成作業衣袴或ハ襯衣等ニ轉用シス・フ布ハ比較的汚損ノ度少キ舍房衣又ハ臥具等ニ使用スルコト
- 二、オールス・フ布ハ純綿布ニ比シ收縮ノ度稍多キヲ以テ裁斷ニ際シテハ特ニ注意スルコト
- 三、洗濯ニ際シテハ特ニ左ノ注意ヲ拂フコト
 - (イ) 洗濯前水ニ浸ス時間ヲ可成短縮スルコト
 - (ロ) 洗濯液ニ漬ケル前必ス水又ハ微温湯ヲ以テ豫洗スルコト
 - (ハ) 洗濯劑ハ可成アルカリ性ノ少キモノヲ撰定シ微温湯又ハ冷水ヲ以テ洗ヒ高温度ノ湯ヲ避ケルコト
 - (ニ) 洗濯板ノ使用ヲ避ケ輕ク摺ミ洗又ハ壓洗ヲナスコト
 - (ホ) 濯キハ清水ヲ以テ四、五回入念ニ爲スコト
 - (ヘ) 搾リハ可成振切器ヲ用フルコト若シ振切器ノ設備ナキ場合ハ適宜ニ疊ミ水ヲ壓出スルカ或ハ輕ク搾ルコト
 - (ト) 乾燥ニ際シテ凍結セシメサル様注意スルコト

法學論叢

論說・資料

- 監査委員に就て……………齋藤常三郎
- 明治天皇の萬機公論の聖旨……………池田 榮
- 個人主義と全體主義の御止揚——
- 獨逸株式法に於けるコンツェルンの規整……………大隅健一郎
- 個人行爲に依る國家の國際責任(一)……………田畑茂二郎
- 近世民事裁判に於ける二三の問題(二・完)……………小早川欣吾

昭和十三年十一月十一日 發行所 京都帝國大學法學會
第三十九卷 第五號
壹冊金五拾錢 郵稅貳錢
半年分 郵稅共金參圓
一年分 郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

批評と紹介

- レント『形成判決の既判力』……………小野木 常
- ドイツ行政に於ける指導の觀念……………長濱政壽
- 判例研究
- 〔民事法〕
- 既存の手形債務の執行力と手形の書替……………大橋光雄
- 雜報
- 刑事判例研究
- 實行行爲開始後の加擔者の責任(草野豹一郎)——不作爲に因る放火罪(吉田常次郎)
- 民事判例研究……………民事判例研究会
- 競賣と留置權、競落人の留置權者に對する義務(岩田新)——賣買完結の意思表示と相手方(岡村玄治)——既存の手形債務の執行力と手形の書替(高橋靜一)——數回の株金拂込廣告中不適法なるものある場合と失權手續(佐々穆)
- 海外法律事情
- ドイツ市町村制(瀧内禮作)
- 近着外國雜誌法律論題要目

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十八卷 第十一號 昭和十三年十一月

- 破産管財人の職務權限を論ず……………講師 前野順一
- 大權の性質に就きて……………教授 天野德也
- 第七十三議會の財政經濟立法……………講師 青木得三
- カール・フオン・サーヴィニの……………教授 寺田四郎
- 生涯と其の業績……………教授 村上秀三郎
- 商號制度に關する一研究……………村上秀三郎

正義

故名譽會員元田肇先生肖像並絶筆寫眞
 昭和十三年度廣島控訴院管内辯護士會議記念寫眞
 ○弔詩 元田顧問官薨去賦詩呈靈前
 元田肇先生の薨去を悼む
 元田肇先生の薨去を悼む
 國東元田翁を憶ふ
 元田國東翁を悼む
 元田先生を悼む

○自傳 元田國東先生自傳
 ○追想 元田肇先生の薨去を悼む
 元田肇先生の薨去を悼む
 國東元田翁を憶ふ
 元田國東翁を悼む
 元田先生を悼む

○論說 元田國東先生自傳
 元田肇先生の薨去を悼む
 元田肇先生の薨去を悼む
 國東元田翁を憶ふ
 元田國東翁を悼む
 元田先生を悼む

法曹會雜誌

○民事訴訟と民事訴訟法
 ○間接正犯(一)
 ○株主總會決議無効の訴(三)
 ○陪審制度の現在及將來(一)

東京刑事地方法裁判所 高根義三郎
 横濱區裁判所 定塚 道雄
 東京地方法裁判所 野間 繁
 函館地方法裁判所 田村 豊
 九州帝國大學 講 田村 豊

第十六卷 第十一號
 昭和十三年十一月一日發行
 定價 金五拾錢
 司法省構内 法曹會
 振替口座一五六七〇

帝國辯護士會誌
 昭和十三年十一月號
 定價 金五拾錢也
 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地
 帝國辯護士會發行
 電話二二五五番 振替口座 京七二三九〇番
 銀座四三八〇番 東京 近藤 倫二
 理事 伊勢 勝藏
 會員 豐原 清作
 宮本 正美
 山崎 昇
 福山 昇
 山崎 佐

法學協會雜誌

論說

國際裁判と衡平(三・完)
 酒精性犯罪の刑事學的研究(四)
 租稅滯納處分の議員當選又は議員の資格に及ぼす影響

東京帝國大學教授 横田 喜三郎
 東京帝國大學助手 高 橋 正 巳
 東京帝國大學名譽教授 美 濃 部 達 吉
 東京帝國大學教授 小 野 清 一 郎

學界消息

民法學雜誌論文回顧
 法理研究會記事「南洋群島の母系社會」
 判例研究

東京帝國大學助教授 川 島 武 宜
 東京帝國大學名譽教授 加 藤 正 治
 東京帝國大學名譽教授 美 濃 部 達 吉

第五十六卷第十一號
 十一月一日發行
 有斐閣

民事訴訟法判例批評(一九五)
 行政法判例研究(七)
 民事法判例研究錄(昭和十三年度・六)

東京帝國大學名譽教授 美 濃 部 達 吉
 民事法判例研究錄

野村教授還曆祝賀

公法政治論集

刑部 莊編

東京帝國大學助教授

新刊

憲法改正作用……………清宮哲郎

家産國家理論の歴史性……………堀真

我が内閣制度の特質……………鈴木義

行政訴訟事項に於ける概括主義と列記主義……………田中良二

公法上の保管に關する若干の考察……………園部

「法律による行政」の原理……………柳瀬

自由裁量に關する疑問……………田中

警察法制と法治主義……………堀

地方自治體の區域問題……………柳瀬

地方行政形態論……………田中

社會事業法域の成立について……………堀

フランスの判例法における統治行爲……………田中

指導者主義と國民の利益の保護……………堀

中華帝國の本質……………田中

N・R・A・違憲問題の史的考察……………堀

ソビエト聯盟の國法學的性質に就て……………田中

國際紛争と中立の概念……………堀

國際行爲法の理念……………田中

附録 野村教授著書・論文目錄……………

清宮哲郎 堀真 鈴木義 田中良二 園部 柳瀬 田中 堀 宇賀山政 菊池俊三 宮澤三郎 杉川章 神村 高木 大河村 横田喜三郎

菊池俊三
總頁八〇
定價一・九〇
送料書留十五錢

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

岩波 六法全書

事項索引及參照條文附

法學博士 末川博編著

袖珍型上製一五五〇頁
定價一・九〇 模草裝
價二・二〇 總草裝
送料書留十五錢

昭和三十一年度最新版

絶大の信頼を受けて逐年盛價を高めつゝある岩波六法全書は、本年版に於て更に質的にも量的にも大きな躍進を遂げた。即ち参照條文に於ては、憲法・民法・刑法其他に多くの改訂を施し、又事項索引に於ては、破産法・和議法の索引を全面的に改訂し、更に税法の部門を全訂して事變關係諸税法を添へ、又新に兵役法中改正法律、國家總動員法、民法中改正法律、農地調整法、商法中改正法律、商法中改正法律施行法、有限會社法、民事訴訟法中改正法律、恩給法中改正法律、商店法、社會事業法、登録税法中改正法律、所得税法中改正法律、臨時利得税法中改正法律、相續税法中改正法律、臨時租税増徴法中改正法律、その他最近迄の新法令を加へる等愈々その内容の充實を期し、最新最良の法令集としての面目を發揮した。更に絶えず編輯並に校正の嚴正を期し、驚くべき低廉な價格を以て發賣してゐる等も亦既に廣く世に知られてゐる本書の特長である。今や本書は専門家のみならずあらゆる家庭に一冊は必ず備へらるべき法規集である。

東京 神田 橋 岩波書店 振替東京四二六二

限期價特

短 期 特 價

日廿月一十

責任編輯 東大教授 末弘嚴太郎 東大教授 田中耕太郎 法學博士

法律學辭典

全五卷(索引共)

各卷	定價	七〇〇
總索引	定價	四〇〇
一時拂	送料	四〇〇
二六〇〇	送料	三〇〇
二六〇〇	定價	三〇〇

我が法學界が各領域に就いて豊富なる文獻を擁するに拘らず未だ法の全領域に互る信賴すべき専門的辭典を有しなかつたことは、學界にとつては固より特に斯學の普及・法律の社會化にとつて寔に一大缺陷であつた。本辭典は第一にこの缺を補ひ履況にして切實なる社會的要求に添ふべく實現せるものであつて、完璧無比の編輯組織の下に各方面の専門權威百四十餘名の執筆になり、我が法學界の最高最新の知識を凝結せる劃期的業績である。特に大項目主義を採つて解説の周到徹底を期し學的高度を持しつゝ、而も敘述の平明なるは何人にとつても最良の顧問となるに適し、その絶大なる利用價値に就いては既に周く専門家、實務家、學習者より絶讃を博し實證せられてゐる。法學の寶庫とも云ふべく、研究に實務に學習に不可欠の基準書である。

編輯代表 東大教授 我妻榮 東大教授 横田喜三郎 東大教授 宮澤俊義

法律學小辭典

特價五・五〇

定價 六・五〇 送料 四五

法律に關する用語・概念は甚だ複雑多岐で、ために學習者が容易に的確な意義を掴めない許りでなく日常の會話には勿論新聞や雜誌にさへ誤つた用法も意外に多い。誤用を矯し進んで正確な法律知識の並及徹底を圖ることは法律文化に關する國策的任務だといつてよい。而してその最も簡便で效果的な手段は辭典である。基礎的な研究に適する大項目主義の『法律學辭典』の外に、細目の語彙を豊富に收め端的に解説し而も字義だけに終始せず相互に縱横の關聯を付けた體系的な小項目主義の辭典も必要である。本辭典はこの要求に應じ優秀な編輯組織の下に執筆諸家の眞摯な努力が傾注されて成つたものであつて、大冊辭典と相並び學習者、一般社會人の手離し難い利器として重要な役割を果すものと確信する。

定價表	
一冊 (稅共)	金 二十五錢
六冊 (稅共)	金 一圓五十錢
十二冊 (稅共)	金 三圓
廣告料	
一等一頁	金 五十圓
二等一頁	金 四十圓
普通一頁	金 三十圓

御注文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
御注文の際は必ず送附先明記のこと、従つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十三年十一月一日發行

編輯人 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地 伊藤 忠次郎
印刷人 東京市葛飾區小菅町二八四番地 大川 恭三郎
印刷所 東京市葛飾區小菅町二八四番地 刑務協會印刷所
發行所 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地 刑務協會
電話銀座 二三四・三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

東京 神田 岩波書店 振替 東京 〇四二六

